

平成28年第4回定例会

滝川市議会会議録

## 第4回定例会会議録目次

第1日目（平成28年12月7日）		頁
○開会宣告	—————	3
○開議宣告	—————	3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	議長報告	3
○日程第 4	行政報告	3
○日程第 5	議案第 1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第6号）	5
○日程の追加について	—————	9
○日程第 6	議案第 2号 滝川市税条例等の一部を改正する条例	10
○日程第 7	議案第 3号 滝川市にぎわい広場条例を廃止する条例	11
○日程第 8	議案第 4号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）	13
○日程第 9	議案第 5号 公の施設の指定管理者の指定について（文化センター）	23
○日程第10	議案第 6号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）	24
○日程第11	議案第 7号 市道路線の廃止について	25
○日程第12	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	26
○休会の件について	—————	27
○散会宣告	—————	27

第8日目（平成28年12月14日）		
○開議宣告	—————	31
○日程第 1	会議録署名議員指名	31
○日程第 2	一般質問	31
	1番 三上裕久君	31
	18番 東元勝己君	35
	14番 山口清悦君	37
	13番 木下八重子君	41
	16番 荒木文一君	44
	17番 関藤龍也君	48
	12番 渡邊龍之君	53
	8番 田村 勇君	65
○延会の件について	—————	72
○延会宣告	—————	73

第9日目（平成28年12月15日）

○開議宣告	7 7
○日程第 1 会議録署名議員指名	7 7
○日程第 2 一般質問	7 7
2番 堀 重 雄 君	7 7
7番 本 間 保 昭 君	8 4
4番 清 水 雅 人 君	8 8
○日程の追加について	1 0 6
○日程第 3 議案第 8号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 0 6
○日程第 4 議案第 9号 財産の取得について	1 0 9
○日程第 5 報告第 1号 監査報告について	
報告第 2号 例月現金出納検査報告について	1 1 0
○日程第 6 意見書案第1号 外国語指導助手の活用に対する財政措置の充実を求める 要望意見書	
意見書案第2号 JR北海道根室本線存続を求める要望意見書	
意見書案第3号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める 要望意見書	1 1 1
○日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 1 2
○市長挨拶	1 1 2
○議長挨拶	1 1 3
○閉会の件について	1 1 3
○閉会宣告	1 1 4

平成28年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成28年12月 7日（水）

午前 9時59分 開 会

午前11時51分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

○追加日程

- 日程第 6 議案第 2号 滝川市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3号 滝川市にぎわい広場条例を廃止する条例
- 日程第 8 議案第 4号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）
- 日程第 9 議案第 5号 公の施設の指定管理者の指定について（文化センター）
- 日程第10 議案第 6号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）
- 日程第11 議案第 7号 市道路線の廃止について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	舘内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	前田康吉君	副 市 長	千田史朗君
教 育 長	山崎猛君	会 計 管 理 者	若山重樹君

総務部長	中島純一君	総務部次長	高橋一美君
市民生活部長	舘敏弘君	市民生活部次長	石川雅敏君
保健福祉部長	国嶋隆雄君	産業振興部長	中川啓一君
産業振興部次長	長瀬文敬君	建設部長	高瀬慎二郎君
市立病院事務部長	田湯宏昌君	市立病院事務部次長	椿真人君
教育部長	田中嘉樹君	教育部指導参事	小野裕君
監査事務局長	加藤孝昭君	総務課長	鎌田清孝君
企画課長	深村栄司君	財政課長	堀之内孝則君

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	書記	菊田健二君
書記	平川泰之君	書記	村井理君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成28年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において小野議員、渡邊議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月16日までの10日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日12月7日から16日までの10日間にわたりまして平成28年第4回滝川市議会定例会が招集され、平成28年度一般会計補正予算及び条例改正等の議案をご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成28年8月19日から11月23日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございます。

すので、お目通しをいただき、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

最初に、平成28年産の米の出荷状況についてご報告いたします。平成28年産の米の出荷状況につきましては、11月16日現在でJAたきかわと生産者間の出荷契約数量11万3,007俵に対し、出荷見込み数量が9万9,438俵で、出荷契約数量に対する出荷見込み率は88パーセントとなります。ことしの作柄は、台風の影響はあったものの、おおむね天候に恵まれ、生育は順調に推移し、10月15日現在の北海道農政事務所の公表によりますと、10アール当たりの予想収量が572キログラム、9.5俵、作況指数は102でやや良であったということでございます。

2点目ですが、JR北海道による路線見直し発表に係る動向等についてご報告を申し上げます。既に報道等でも明らかにされておりますが、JR北海道は11月18日に根室線の滝川―富良野間を含む全道10路線13区間を単独では維持することが困難な線区として発表したところでございます。この発表の2日前の11月16日にはJR北海道本社から鉄道事業本部の岩本車両部長を初め関係職員が、また12月5日には島田社長が維持困難路線発表後初めて滝川市を訪れ、この件に関しまして1つ、設備の見直しとスリム化、2つ、運賃値上げ、3つが利用促進策、4つが上下分離方式の4案を軸に今後ご相談させていただきたいとの説明がなされました。また、根室線の滝川―富良野間は歴史が古く、老朽化した鉄橋などの維持、更新に多額の費用がかかるとも述べられました。私からは、通学であればバスでよいのではという考えは当然出てくるが、地域として鉄路を残したい。今後根室本線対策協議会で連携して検討していくほか、国を初め、北海道にも鉄路のあり方を考えていただき、根室線の存続を求めていきたいと伝えました。なお、今後JR北海道との具体的な協議などが始まりましたら、随時報告してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

冒頭2点と申し上げましたが、3点目がございました。3点目でございますが、滝川流雪溝についてご報告申し上げます。滝川流雪溝につきましては、この冬の稼働に向け準備を進めてきたところですが、去る11月9日に水を圧送するポンプ設備に故障が発生し、当面使用を休止せざるを得ない状況にあることが判明いたしました。本休止につきましては、流雪溝の利用者を初め、多くの方々にご不便とご面倒をおかけすることとなり、心よりおわびを申し上げるとともに、極力市民生活に支障が生じないように努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 教育行政報告につきましては、記載のとおりでございます。口頭報告につきましては、本会議において報告すべき事項を検討させていただきましたが、特にないと判断したもので、結果口頭報告はございません。

なお、今後とも議会に対して報告すべきと考える事項については積極的に報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

○議長 日程第5、議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、中空知ふるさと市町村圏基金の一部取り崩しに伴う寄附金による補正のほか、国の第2号補正予算で経済対策の一環として計上されました臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業などの補正が主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ4億5,259万円を追加し、予算の総額を215億4,757万6,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。平成29年度に繰り越して使用する経費は、国の補正予算第2号に対応するため補正したいとするものですが、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は1億5,446万3,000円となったところでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額2,674万円の増額につきましては、ふるさと納税の推進に要する経費の補正でございます。ふるさと納税につきましては、当初予算で1億円の寄附金を見込んでいたところですが、10月までの7カ月間で前年度比1.3倍に当たる4,667万9,000円の寄附金が寄せられたことや例年年末に寄附金が増加することを考慮し、年間1億5,000万円の見込み額に変更し、今後の見込み額に伴う返礼品等の必要経費を補正したいとするものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額2億326万円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分等に要する経費の補正で2点ございます。1点目は、中空知ふるさと市町村圏基金の一部取り崩しに伴い、構成市町へ寄附金として返還されることにより、1億8,000万円を財政調整基金に積み立てるため補正したいとするものでございます。2点目は、ふるさと納税の推進に要する経費と同様に寄附金の今後の見込み額を補正することに伴い、寄附金額から返礼品等の必要経費を除いた2,326万円をふるさと基金に積み立てるため補正したいとするものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額1億5,446万3,000円の増額につきましては、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業に要する経費の補正でございます。国は、平成26年度の消費税率の改定に伴い低所得者が受ける影響を鑑み、臨時福祉給付金事業を行ってまいりましたが、経済対策の一環としてこのたび国の補正予算第2号において平成28年度臨時福祉給付金の対象者に対し1人当たり1万5,000円の給付を決定したことを受けて補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の臨時福祉給付金（経済対策分）給付費補助金及び事務費補助金で措置されるものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額183万4,000円の増額につきましては、障害者地域生活支援事業に要する経費の補正でございます。訪問入浴サービス及び移動支援事業の利用者が増加したことに伴い、委託料を増額するため補正したいとするもので、費用の2分の1が厚生労働省、4分の1が北海道により地域生活支援事業費補助金にて措置されるものでございます。

次のページをお開きください。3款1項3目老人福祉費、補正額1,226万1,000円の増額ですが、老人措置に要する経費748万2,000円の増額につきましては、養護老人ホームの新規入所者が当初見込みよりも増加したことに伴い、施設扶助を増額するため補正したいとするものでございます。北海道後期高齢者医療に要する経費477万9,000円の増額につきましては、平成27年度分の療養給付費負担金の確定と平成28年度概算額の変更に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合負担金を増額するために補正したいとするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額3,661万1,000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正で2点ございます。1点目は、花月保育所の入所児童数が当初予算見込みより増加していることから、花月保育所運営費委託料を2,159万円増額補正したいとするもので、費用のうち内閣府の保育所運営費及び北海道の保育所運営費で一部が措置されるものでございます。2点目は、公定価格の改定に伴い、今後の見込み額が不足することから、公立保育所の施設扶助費を1,502万1,000円の増額補正したいとするもので、同額を歳入の施設給付費で見込むものでございます。

3款2項3目児童福祉施設費、補正額125万3,000円の増額につきましては、児童館の運営管理に要する経費の補正でございます。本年2月20日に発生した落雪により中央児童センターの燃料タンクにつながる給油管が断裂したことに伴い、使用済食用油燃料化推進事業での廃食油の精製を休止することに伴い、中央児童センターボイラーの燃料を廃食油から重油に切りかえる必要があるため、燃料費を補正したいとするものでございます。

3款2項4目障害児福祉費、補正額1,580万1,000円の増額につきましては、障害児支援給付に要する経費の補正でございます。放課後などデイサービスの利用者が増加したことなどに伴い、障害児支援給付扶助を増額するため補正したいとするもので、費用の2分の1が厚生労働省、4分の1が北海道による障害児支援給付費負担金として措置されるものでございます。

4款1項4目環境衛生費、補正額95万7,000円の増額につきましては、使用済食用油燃料化推進事業に要する経費の補正でございます。児童館の運営管理に要する経費でご説明申し上げたとおり、当該事業で廃食油の精製及び中央児童センターボイラーへの給油を休止するため、委託料など本事業に係る経費を減額するものでございます。なお、今後も環境政策の一環として廃食油の回収事業

は継続することとします。

次のページをお開きください。10款2項小学校費、1目学校管理費、補正額60万円の増額につきましては、教材、教具等に要する経費の補正でございます。教育振興のためにとご寄附賜りました60万円を財源といたしまして、市内各小学校に学校図書を購入したいとするものでございます。

10款3項中学校費、1目学校管理費、補正額40万円の増額につきましては、教材、教具等に要する経費の補正でございます。小学校費と同様に教育振興のためにとご寄附賜りました40万円を財源といたしまして、市内各中学校に学校図書を購入したいとするものでございます。

10款6項4目図書館費、補正額32万4,000円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により、図書購入のためにと複数の方よりご寄附を賜りましたので、32万4,000円を財源といたしまして一般書などを購入したいとするものでございます。

以上、歳出合計で4億5,259万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。13款1項2目民生費負担金474万2,000円の減につきましては、制度改正により保育料算定基準が所得税から市民税所得割額へ変更になったことや多子世帯の兄弟年齢要件の拡大により、私立分の保育料の収入見込み額が減となったことによるものでございます。

14款1項2目民生使用料1,558万2,000円の増につきましては、同じく制度改正により市民税所得割額が高い世帯の入所者がふえたため、公立分の保育料の収入見込み額が増となったことによるもの及び公定価格の改定により施設給付費が増となったことによるものでございます。

15款1項1目民生費負担金1,825万9,000円の増、15款2項2目民生費補助金1億5,537万9,000円の増、16款1項1目民生費負担金912万9,000円の増、16款2項1目民生費補助金45万8,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。18款1項1目一般寄附金5,000万円の増、18款1項2目総務費寄附金1億8,000万円の増、18款1項8目教育費寄附金130万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金2,702万5,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項2目雑入20万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で4億4,259万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。13ページ、歳出の2款1項1目一般管理費、ふるさと納税の推進に要する経費について3点質疑させていただきます。

1点目、まずふるさと納税給付状況ですが、平成25年は131件、382万2,000円、平成

26年は594件、945万1,500円、平成27年は5,252件、1億236万3,060円と、そしてことしは10月現在見込みで1億5,000万円と大きく伸びております。11月28日の総務文教常任委員会で示された資料では、今回の補正予算の返礼品に係る報償費は5,576万4,000円となっておりますが、今後これ以上上がる見込みはあるのかお尋ねいたします。

2点目、寄附額は1万円、2万円、3万円、5万円、10万円、15万円とありますが、返礼品の金額は寄附額に対して何割から何割と設定されているのかお聞きいたします。

3点目、本市も含めふるさと納税の認知とともに利用者は年々上がってきておりますが、東洋経済オンラインというインターネットのホームページがございまして、このような記事が書かれてありました。ふるさと納税は本当にいいことづくめかというタイトルで、今年度のふるさと納税は各地の自治体で過去最多額に達する勢いでふえていると、ただふるさと納税をした人にその謝礼として送る地元の特産品があちこちの自治体でどんどん豪華になる謝礼品、返礼品合戦に苦言が呈されていると、今後ふるさと納税はどうすればよいのだろうかというような内容でございました。このように全国的に返礼品がどんどん豪華になっていき、それぞれの自治体が競争状態にあるということのようです。本市はこの返礼品合戦に巻き込まれないように取り組んでいただきたいと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、1点目でございますが、平成28年度の10月末までの寄附状況につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、総務文教常任委員会で告示したとおり、対前年で135件、1,136万9,000円の増となっております。このままの状況でいけば返礼品等に係る報償費等が不足することが見込まれることから、本年度の寄附額の目標としております1億5,000万円に合わせて今回補正をしたいとするもので、それを上限として見込んだところであります。

2点目の寄附額に対して何割から何割という返礼品の金額についてのご質疑でございますが、当市の返礼品の選定に当たりましては専門業者に委託しており、当該事業者が市内事業者と直接返礼品の内容等について協議して決定しており、事業者の出品されている返礼品の内容によって若干差は生じておりますが、寄附額に対する返礼品の割合はおおむね3割から4割程度となるように進めているところでございます。

3点目でございますが、当市の返礼品の出品していただいている事業者に対しましては、年2回程度事業者説明会を実施しており、その中で返礼品の取り扱いについて取り決めを行っているところでございます。その内容は大きく3点ございまして、まず1点目は、農産品は市内で生産されたもの、2点目でございますが、製造、加工品は地場企業で製造、加工されたもの、3点目でございますが、体験型チケット等は市内で利用できるものであること、以上の3点としているところでございます。また、平成27年4月1日付総務省の通知では、ふるさと納税は経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付する行為を行わないよう通知が出されておまして、主に1点目につきましては換金性の高いプリペイドカード等、2点目につきましては高額、または寄附額に対し返礼

割合の高い返礼品というのがその中に該当するというので、そういった通知が出されており、本市におきましてもそういう点については留意をし、今後もその趣旨を逸脱することがないように進めていくこととあわせ、広く地盤産業の育成につながるよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますので、追加日程表を配付いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第6から第12までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第6 議案第2号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

○議 長 日程第6、議案第2号 滝川市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第2号 滝川市税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方税法、所得税法の改正、また個人番号利用手続の一部見直しなどに伴います市民税、特別土地保有税、国民健康保険税に係る所要の整備を行うため、条例等の一部を改正したいとするものでございます。

それでは、議案第2号参考資料、改正要旨によりご説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開き願います。改正内容につきましては、大きく4つでございます。

1つ目、改正条例の第1条関係ですが、第19条、第42条、第47条、第49条は、個人市民税、法人市民税について減額更正の後に修正申告などによる増額更正を行ったときは、減額更正後の税額から減額更正前の税額に達するまでの部分について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするための改正でございます。施行期日は、平成29年1月1日です。

次に、2つ目です。第50条、2ページ、3ページをお開き願います。第128条の11、第163条は、いわゆる番号法における個人番号の利用の取り扱いが見直され、市民税、特別土地保有税、国民健康保険税の減免申請書に個人番号の記載を不要とするための改正です。なお、第62条の2につきましては、第50条の改正に伴う文言整理でございます。施行期日は、公布の日です。

次に、3つ目でございますが、附則第6条の改正は、健康の維持増進、疾病の予防への取り組みを行う個人、生計を一つにする親族等が平成30年度から34年度までの各年度分の市民税に限り、薬局やドラッグストアなどで購入できます特定一般用医薬品などの購入費用が年間1万2,000円を超える場合にその超えた額を所得控除できるという特例を追加するための改正でございます。施行期日は、平成30年1月1日です。

次に、4つ目です。附則第20条の2、附則第20条の3、附則第49条、附則第50条の改正は、日本と台湾との二重課税の回避などのために法に基づく特例適用利子等、特例適用配当等に係る所得を有する場合は税率3パーセントの市民税所得割を分離課税するという改正、また国民健康保険税の所得割額の算定や軽減判定のための総所得金額に含めて計算する特例を追加するための改正です。なお、附則第51条、第52条、第53条は、第49条、第50条の条文追加に伴う条の繰り下げでございます。施行期日は、平成29年1月1日です。

改正条例の第2条関係です。附則第5条の改正は、改正条例第1条で説明しました第19条の改正に伴う市たばこ税に関する経過措置についての条文整理です。施行期日は、平成29年1月1日です。

以上を申し上げ、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第3号 滝川市にぎわい広場条例を廃止する条例

○議長 長 日程第7、議案第3号 滝川市にぎわい広場条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市にぎわい広場条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

滝川市にぎわい広場は、市民が街なかに自由に滞留できる空間を創出するため、滝川商工会議所との連携のもと、中心市街地活性化事業の一環として平成17年に設置した施設でございます。これまで地元商店街や三楽街を訪れる方々を初め多くの市民に親しまれ、街なかのにぎわいの創出に一定の役割を果たしてきたところでありますが、近年にあつては広場で開催されるイベントを初め散策や休憩などの利用者も減少する傾向にある一方、放置自転車やごみの不法投棄、いたずら書きなどが散見される状況となっております。このような状況を踏まえ、指定管理期間の最終年度となる今年度において広場に係る関係団体の役員の方からご意見をいただくとともに、今後展開される栄町3-3地区再開発事業により整備される公共的空間や中心市街地内にある既存施設の活用等を総合的に検討を行った結果、所期の目的を達成したものとしまして廃止することとし、滝川市にぎわい広場条例を廃止したいとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成29年1月1日としたいとすものであります。

以上、議案第3号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 廃止をした後のこの施設、用地の活用はどのようにされるのか。また、3-3地区との関係で総合的に判断ということですが、3-3地区のこれからの整備と何か関連づけて計画を立てられるということなのかお伺いいたします。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 清水議員のご質疑に答弁させていただきたいと思いますが、廃止後の活用ということでございます。市の公有財産として有効に活用するためには、一つは民間の開発に委ねたいという考え方がありまして、これを公募して処分する方向で今考えていきたいというふうに考えております。

それと、3-3地区との関係でございますが、これを廃止するに当たっての検討としては代替施設が周辺にあるかということでございまして、さきの第3回定例会でも議員さんのご質問に答弁しており、3-3地区の再開発事業区域内に公共的な空間、皆さんが利用できるそういった施設というのが整備される予定となっておりますので、そういったものが代替できる。また、ほかにも同じにぎわい広場の地区の中で駐車場ですとか、そういったものが実際に商店街で活用された事例もあるということで、今回廃止することに至ったということでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 隣接する七福神の、商工会議所が取得、滝川市がたしか売却した用地ですよね、ここの関係、ここも同時に何らかの利用の仕方を変えるとか、そういったことはどのように把握をされていますか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 再質疑にお答えしたいと思います。

弁財天ひろばの取り扱いにつきましては、所有者である商工会議所の判断となるということなのですが、事前にこちらのにぎわい広場の廃止方針も伝えておりまして、その際には単独で残すということとは考えにくいというようなお考えでありますし、にぎわい広場と一体的な対応を考えていきたいというふうな意向でございます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第8 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）

○議長 長 日程第8、議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第4号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明

いたします。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設であります。指定管理者となるべき団体は、滝川ガス株式会社であります。指定期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

次に、選定経過についてご説明いたしますので、参考資料をお開き願います。1、募集及び選定の経過、2、申請団体数、3、選定審査の方法、4、選定方式につきましては、記載のとおりでございます。

選定の理由は、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が基準、満点の100分の60ですが、を満たしたためでございます。

なお、選定された団体が主に評価された点であります。1つ目として、公平、公正を基本とした施設管理の運営方針が明確に示されていることや少子高齢化など自治体が抱えている課題も視点に置き、業者間や行政との連携が構築され、本業で培われた住民対応力を最大に生かし、多様化した入居者対応に備え、質の高いきめ細やかな市民サービスが期待できること。2つ目、有資格者を多数有していることから、迅速な修繕対応が期待でき、加えて他の公営住宅の維持管理のノウハウがあることから、公営住宅管理への理解が深く、さらに本業における業務体制と連携することで緊急対応が可能であり、さらなる即時即応ができ、入居者の安心、安全な生活に資することが期待できること。3、発注に係る業者選定や発注方法の公平な取り組みへの考え、また運営する職員体制の構築などにも地元への視点を持ち、経済効果への一定の波及効果も期待できることや民間企業のノウハウを生かし、業者の特色を適切に発注する柔軟な対応も提示され、住民サービスの向上と公平な業者選定の両立が高く期待できること。4つ目、個人情報の取り扱いに当たって、情報管理のあり方、対応する職員の配置や研修などハード、ソフト両面において安全確保に対する取り組み及び姿勢が明確に示されていることという部分で評価したところであります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 通告をしてありますので、大きく8点についてお伺いいたします。なお、通告していないのが1点ありますので、それをまず初めにお伺いをいたします。

この契約は、指定管理者を指定するという事で、具体的なことについてはこの議決後に指定管理者に指定された業者と契約が交わされるということですが、そこでまず1点目はその契約時期。2点目は、金額については募集要項で3億円余が3年間の合計ということを示されておりますが、この金額の変更は可能なのかということをお伺いいたします。具体的に言うと、工事等では設計変更ということで契約金額が変わることがあるので、この指定管理制度についてはどうなのかということをお伺いをいたします。

以下、通告順にいけますが、大きな1点目、主に評価された点として議案第4号参考資料の1ペー

ジの第6から2ページにわたって示されておりますが、(1)で少子化や過疎化等直面する課題を見据えた提案がされたと述べているが、どのような提案か。2点目は、(3)で外部発注における他の地元業者の公平な選定、発注方法が示され、修繕業者、委託業者に偏りが生じにくい方法が提案されと述べていますが、どのような提案か。3点目、職員体制についても新規採用に関しては滝川市民の雇用が明示されたと述べておりますが、新規雇用の人数や正規、非正規などについては提案されたでしょうか。4点目、(4)で個人情報の取り扱いについて、個人情報取り扱い責任者の設置、鍵つきロッカー等による管理が提示されたと述べていますが、ロッカー内に管理されるものの内容について。これは具体的なイメージは、たくさんの個人情報の帳票等があるとすれば大変大きなロッカーになるというふうに思うのですが、そういうイメージで質疑しております。

大きな2点目、市民が利用する窓口について伺います。1点目、窓口はどこに設置されるのか。2点目、窓口の運営曜日、また年間日数について伺います。小さな3つ目は、窓口の運営時間について伺います。2点目は、バス停留所から現在の市庁舎の窓口に来るには市民はバスの乗り継ぎなしに来れます。また、バス停留所位置は、38号、また官庁通は庁舎敷地に面しているか隣接しています。また、12号バス停からも200メートルほど。これらに対して、まず新たな窓口は12号、38号、官庁通の直近のバス停留所からどれくらいの距離になるか。3点目は、指定管理後の窓口が滝川ガス本社になるらしいと市民に伝えると、滝川ガスにとっては便利だね、管理する会社にとっては同じ場所です。市営住宅以外の業務もできるからいいのではないかと、それに比べ市民にとっては不便だね。私が入居するときは抽せん会に3回行き、決まってから下見するのに鍵を借りて、返した。7回ぐらいは行ったよ、バスで7往復だよ。今の私の足では滝川ガスならバスとタクシーが必要だと話していました。ある自治会長さんは、一人でもいいから受付係を市役所に置けないのか。自治会は雪のこと、ごみのこと、草刈りのこと、道路のこと、近くの公園のことなど、解決のためには市役所に行かなければならない。これからは2カ所に行かなければならないのかと言いました。市民の不便をどのように考えるのか伺います。4点目、バスで江部乙から来る人は、乗り継ぎをしなければいけなくなります。時間もバス料金もふえます。このように市庁舎より不便な場所を窓口にすることについて、まず滝川ガスから不便を補う提案はされたのか。2点目として、指定管理者職員会議では不便になることについてどのように話し合われたのか。5点目は、窓口の場所の広さ、カウンターの箇所数、待合の椅子の脚数などについて、また相談手続に同時に対応できる人数について伺います。

大きな3点目は年2回の抽せん会等についてですが、4月と10月の定期抽せん会など多数の市民が来る場合、バス乗りかえしなくても行ける場所でなければならぬと考えます。市の業務そのものなものですから、庁舎会議室を貸すことを検討すべきではないでしょうか。これについては、3定で庁舎の場所、会議室を貸すことは考えていないというようなご答弁がございましたので、庁舎会議室を貸すことを検討すべきではないかということでお伺いいたします。指定管理者候補は、これについてどのような方針か伺います。

大きな4点目、申請書、申請用紙等を市庁舎、江部乙支所に置くことについて。指定管理後は窓口は滝川ガス本社になるらしいと伝えると、ある自治会長さんは用紙を入手するだけでも滝川ガスに行かなければならないのはおかしい。用紙は市役所に置いてほしいと言われるなど、多数の方がそのよ

うに答えられました。申請用紙を市庁舎、江部乙支所に置くことについて市と指定管理者候補は協議をしているかどうか伺います。

大きな5点目、交通弱者対策。札幌市や函館市では事務所に行かなくても申し込みから入居まで、減免や入居者変更など全ての手続が郵送でできます。場所が不便になるのであれば、障がい者、高齢者など交通弱者に対して郵送などの配慮について市と指定管理者候補は協議しているのか伺います。

大きな6点目、進め方について。指定管理になることについて、また窓口が移転することについて市民へ計画説明や意見聴取を全くなしで進めてきました。市民、入居者に知らせない進め方は問題ではないか伺います。2点目として、今後のスケジュールについて伺います。

7点目、屋根の雪について伺います。募集資料の別表第3、駐車場、外構設備管理業務仕様書では、鉄筋コンクリートづくり、2階から9階建て市営住宅等の屋根雪おろし、雪庇含むとこれらに係る排雪と記されております。10年ほど前に一の坂団地で巨大つららが落下し、1階の居室に飛び込み、重大事故の直前までいきました。屋根のつららについては、これまでどおりの作業を行うということで一致しているのか伺います。

以上です。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 通告で7点、追加で1点ということで、まず通告の部分から順次説明させていただきたいと思います。

まず、1番目ですが、これは少子高齢化により単身高齢者や世帯全員が高齢者という世帯もふえていくという、このような状況の中で、そういった入居者に対し手厚い見守り体制を構築していきたいという提案があったほか、少子化により子育て世帯が少なくなり、また過疎化により町内会活動や自治会活動が低下した結果、地域を見守る目が少なくなる懸念があることから、民間ノウハウを生かした地元目線のパトロール機能の強化等の提案があり、そういった地方都市が直面する問題に対する提案を評価したところでございます。

続いて、2つ目でございますが、本来のガス事業や他の公営住宅の維持管理を通して培ってきたノウハウと業者間の競争、市場の競争原理をもとに特定の業者に偏らない方法が提案されるなど、適切な維持管理と地元経済へ一定の効果が期待できる内容であったため、評価したところでございます。また、発注状況につきましては、モニタリング等を通して市でもチェック体制を高めるため、業者の偏り等があれば指導、助言等をしていくことと考えております。

続いて、3つ目ですが、採用人数や正規、非正規などの雇用形態は指定管理者の運営のあり方なので、明言は避けさせていただきますが、管理代行負担金で維持管理をお願いすることが大前提となりますので、その上で申し込みをいただき、候補者として選定したところです。そのため、採用人数や雇用形態というよりは、必要な人員をしっかり補い、かつ滝川市民の雇用を優先するという提案を評価しているところでございます。

続きまして、4つ目でございますが、個人情報の取り扱いについては、ロッカーに保管されているのは個人情報が記載されている全ての書類でございます。

続きまして、窓口の関係でございますが、窓口は指定管理者候補者の現在の窓口位置と同様であり

ます。運営時間については、仕様書で要求している水準を満たしており、平日の午前8時30分から午後5時15分まで運営されます。そのため年間およそ240日間運営される見込みでございます。

続きまして、国道の直近のバス停留所は市役所で距離では1.2キロメートルとなり、国道38号線では文化センター入り口で距離は224メートル、官庁通では緑町2丁目から距離で293メートルとなっております。

続きまして、窓口に来られないことが不便につながるかということでございますが、これにはつながることがないよう対応方法や運用方法はこれから指定管理者候補者との協議をしていくこととなります。ほとんどの手続等は電話、郵送、代理人による対応が可能です。それは、市の直営のときと変わっておりません。また、指定管理になったからといって業務を丸投げすることではなく、市は指定管理者と密に連絡、連携をとりながら対応していくこととなりますので、何かの問題が生じ、それが指定管理者の業務内外のことであったとしても、市の職員がしっかりと連携して対応していきたいと考えておるところでございます。

それから、先ほど述べたとおり、ほとんどの手続等は電話、郵送、代理人による対応が可能です。それでも対応が困難であるときは、例えば巡回している職員が住戸へ訪問し、対応するなどの提案もなされているところです。選定職員会議でも、事務所の位置がすぐさま利便性低下につながることはないということで確認しているところでございます。

続いて、現在まだ指定管理者候補者であるため、カウンター数の詳細につきましては今後の協議となります。指定管理者として決定してから協議を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、あき待ち登録の関係ですが、指定管理業務として指定管理者にお願いすることになるので、実施場所については指定管理者が決定、運営することとなります。市役所の一角で抽せん会を実施したい旨の話があったならば、内容を精査した上で検討することとなります。現段階ではまだ候補者の段階ですので、詳細についてはこれから協議を進めていくこととなります。

続きまして、申請窓口の関係ですが、現在江部乙支所では申請窓口としては設置していませんが、これまで行政サービスの一環として書類を受け取る場合がありました。今後指定管理後の申請用紙配付場所等につきましては、これもこれからの指定管理者との協議の中で検討して進めていきたいと考えております。

続きまして、交通弱者対策でしょうか、既に述べたとおりですが、ほとんどの手続は郵送による手続が可能です。これまで市が郵送して対応している手続につきましては、指定管理者になったとしても同様に対応することとなります。

それから、進め方でしょうか、管理が行政から離れることへの懸念があるかと思えます。制度導入は、入居者の利便性を高め、民間のノウハウを生かしてサービスの向上につながるものとしたところでございます。制度導入に当たっての意見は選定会議において議論し、経済建設常任委員会等でも説明させていただいておりますが、指定管理者が決定次第広報やホームページ等で周知を図ってきたいと考えておるところでございます。

それから、スケジュール関係ですが、本日議決をいただいた以降、翌年、来年ですか、4月1日に向けて内容の協議、確認を進めていきます。入居者等に向けて広報等を活用して管理者変更について

周知していく予定であり、特に入居者には個別の周知を行っていきたいというふうに考えております。あわせて、選定先にも周知依頼を当方としては要請していきたいというふうに考えておるところでございます。

最後、屋根の雪でございますが、これにつきましては雪庇やつららについては適宜パトロールを実施し、雪庇等ができた際には業者発注でこれまで対応してきたところでございますが、指定管理後も同様で、業務仕様書で雪庇を含んだ屋根の雪おろし業務を指定管理業務として明記しているところがございますので、ご質疑のとおり一致しているところがございます。

とりあえず通告については以上でございます。

○議 長 それでは、若干答弁に時間を要しますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を引き続きお願いします。

○建設部長 協定の契約、協定月日ですが、来年の4月1日と予定しているところです。

それから、協定額の変更についてのご質疑ですが、最終的な協定額の金額という部分に関しましては、上限額を設定しますので、募集要項で上限額を設定していることから、上限額の変更ということは今考えておりません。ただ、具体的な内容について相手方の提示額につきましては、これからの具体的な協議の中で出てくるのかなというふうなことで、具体的に今この時点で申し上げることはできません。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 8点になると思いますが、お伺いいたします。

まず、主に評価された点で外部発注における他の地元業者の公平な選定、発注方法が示されと、修繕業者、委託業者に偏りが生じにくい方法として具体的にどのような方法ということでご答弁はいただけなかったと思うのです。例えば市の現在の発注方法に類似した方法をとるとか、あるいはそれとは全く別だけれども、偏りが防げる方法ということで、もう少し具体的にお伺いをいたします。

2点目は、主に評価された点の中で個人情報の入った書類は全てという表現がございましたが、例えば年に何回か発送される納付書は市役所につくって、それを指定管理者が郵便局に持っていくというような運びになるのかなというふうに思うのですが、膨大な量になると、あるいは年に1回の収入申告だとか、これも1つだけでも例えば1センチとか、そういった膨らみがあるので、厚みがあるので、それが数百とかとなると相当大きいロッカーになるというふうに思うのですが、ここでは業者さんも大変だというふうに思いますので、どの程度のロッカー、例えば市役所でいえば普通の備品ロッカーありますよね、90センチの1間半とか、そんな規格物ありますよね、そういったようなものでは恐らくないというふうに思うので、そういったものが10個とか、そんなことでお伺いをしたいと

思います。これは、要するに個人情報の書類、紙書類がどれくらいあるのかということをお聞きをしております。

窓口については、一応240日というのは現行と同じだということに私は理解をいたしました、確認をいたします。

次に、窓口の利便性についていろいろご答弁をされましたが、まず1点は、ほとんどが電話、郵送で可能なものだというご答弁がされました。しかし、私がたしか3定で質問したときは、2回行われる抽せん会がありますよね、ここには絶対に来てもらわなければいけないのだということをおっしゃられておりました。具体的にこれだけは絶対に郵送や電話ではできませんというものがあれば、列挙していただきたい。

また、市職員が連携していくという表現がとられました、指定管理をした後にどのようなことで連携されるのか。もちろん指定管理者と色々な協議をするという意味では、これは当たり前のこととしてわかりますけれども、入居者とかかわる場面でどのような連携があり得るのかということをお伺いいたします。

また、住戸を訪問しということで、たしか交通弱者なんかについての対応について示されましたが、どのような場合に住戸を訪問するのか。

年2回の抽せん会については、市庁舎会議室を貸すことについても内容を精査すれば可能だということに私は答弁受け取りましたが、確認をしたいと思います。

進め方なのですけれども、私が問題でないかというのは、きょう議決ができた後に広報や、あるいは入居者の方々に知らせるのは、それは当然のことであって、なぜこれまで一切、例えば就労センターやコミュニティ施設の統廃合については市民会議をつくっていろいろ時間もかけてやってきているわけです。今回の問題に限っては全くそれがされていないということについて、これまでのことについてお聞きをしておりますので、お伺いをいたします。

最後になりますけれども、金額の変更は可能かということで、ご答弁は上限額は変更不可というふうに私はお聞きをいたしました。一般的に工事などは、追加工事ということで上限額を超えていくわけです。だから、指定管理者については、上限額を超えてそういった追加ということは制度上あり得ないのか、それとも制度上はあり得るのか。余り具体的なことというところないとかということもあり得るので、制度上どうかということをお伺いいたします。

○議 長 答弁に時間を要しますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時20分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 時間をとらせて済みません。

まず、最初の公平な選定の具体的な内容ということでございますが、これにつきましては市の選定

と同様に入札、または見積もり合わせ等ということで準じた形で進めていきたいというふうなことに提案されております。

続きまして、個人情報、どのようなボリュームがあつてということだと思いますが、これにつきましては段ボールで何個とかでなくて、それはあくまでも管理する上ではそういうロッカーに入れるだとか、それとか部屋単位でも鍵をかければそれは保管という形になりますので、これにつきましては具体的に今どのような状況でという部分は、ボリューム的なものを含めてちょっと答弁はできません。

続きまして、3つ目、現行の窓口の時間でございますが、240日ということの説明させていただきましたが、これにつきましては現行と同様でございます。

続きまして、利便性のところでございますが、郵送でないものということでございますが、明らかに現場というのですか、事務所といいますか、来ていただかなければならないのは登録の抽せんになります。これは年に2回、今予定していますけれども、登録の抽せん。ただし、これにつきましては代理の方が来ていただいても結構だということでございます。

続きまして、市の職員との連携というようにございまして、連携といいましても、例えば今引き継ぎした後というのはいろんな協議というのは多岐にわたると思います。それから安定期に入つていった部分もあつたりすると思いますけれども、そういう部分におきましてはケース・バイ・ケースで常に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、住戸訪問という場合、これはどのような場合かという部分でありますけれども、これもいろんな場合があると思います。ただ、この提案の中で事業者としては、いろいろ巡回した中で何かあれば、その辺に対応していきたいというふうな提案もされているところでございます。

それから、会議室の使用の件でございますが、これにつきましても事業者のほうから使用について相談があつた場合、この内容については検討して考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、なぜ住民に周知がないのかということでございます。これも過去の委員会等、また本会議でも答弁させていただいておりますが、指定管理の管理業務そのものは変わらないと、あくまでも管理主体が変わるということで、そういうことなので、事前の周知という部分に関してはしていないということでございます。ただ、これが議決後におきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、住民の方には周知を図っていきたいというふうに考えているところです。

それから、金額の変更の可能性といいますか、これにつきましては現段階の上限額についてはこの時点では変更は不可能でございます。ただ、協定後におきましては、制度上可能ということでございます。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 4点になると思いますが、まず先ほど再質疑で聞き漏れたということを1つ挙げたいと思います。4点目の申請用紙等について、江部乙支所については置くというような答弁されたというふうに聞いたのですけれども……

(何事か言う声あり)

○清水議員 わかりました。ちょっと私この答弁をはっきりと聞き取ることができませんでした。そ

ここで、もう一度、江部乙支所及び市庁舎に申請用紙を置くことについてお伺いします。申請用紙は置かずに、申請するものについては受け取るということは可というようなご答弁だったようですが、指定管理制度に変わったからといって、市のこういった行政手続であることには何ら変わりはないわけなのです。だから、こういう申請用紙をとりに行くだけでもわざわざバスを乗り継いでいかなければならないのか、こういうことを私は疑問としてこの通告の中にも書きました。ですから、これは指定管理にってしまったらここまで変わってしまうのかどうかの非常に大事な点だというふうに思うのです。そこで、もし両方に置く予定はないということであれば、私は部長の答弁ではなくてこれは市長に答弁を求めたいと思います。

大きな2点目は、登録の抽せん会だけは、代理でもいいけれども、来てもらわなければいけない。逆に言うと、これ以外については全て電話あるいは郵送で可能と。この点では、申請用紙を受け取ることができない人についても申請用紙を送ってくれと言えば送ってくれるとかいうことまで含めて、つまり登録の抽せん会以外は全て可ということなのか確認をいたします。

また、3点目としては、全部で3点です。最後は契約金額についてですが、協定後は可能だということをお伺いしました。これは、例えばどんな場合を指すのかということをお伺いいたしますが、一般的には緊急の修繕がふえたとか、予想していなかった修繕がふえたとかという場合に対応するということは当然だというふうに思いますが、そういった場合が含まれるのか、あるいは新事務所窓口が新町になることによって本当に不便になることが明らかになったと、そういう場合に現在の金額設計では事務所費は全く積算していないわけですから、そういったことについても可能なのかということをお伺いいたします。

以上です。

○議 長 答弁に時間を要するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。市長。

○市 長 清水議員の部長ではなくて私に答弁せよというご指名でございますので、申請書についてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど来申し上げましたとおり、郵送でも可でございますし、巡回の方が手渡しすることも可能だという話もさせていただきました。そのほかに、やはり申請用紙が市にあるべきだという強いご要望だと思っておりますので、市民の皆様、入居者の皆様方のお声がそのような声があるとすれば、そのことも十分事業者の皆さんと考えていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 2つ目の郵送関係でございますが、清水議員のとおり、ほかのものについては郵送で対

応できるということでございます。

それから、契約関係、この協定締結後の変更はどのような場合かということでございますが、やはり一番考えられるとすれば、災害等においてこの対応についてどうなるかという部分でないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第4号を否とする立場で討論を行います。

本議案は、滝川市営住宅の指定管理者を滝川ガス株式会社に定めるものです。日本共産党は、本年第1回定例会で指定管理に移行する条例に反対をいたしました。しかし、これをもって自動的に反対するものではありません。また、滝川ガス株式会社がガス供給と道営住宅指定管理事業を適切に行っていることは評価できますし、技術や危機管理、情報管理、顧客対応などでは十分な資格がある会社であることも理解をしています。しかし、以下の点から指定管理者として今回はふさわしくないというふうに考えます。

第1は、窓口を市役所から約1キロメートル離れた同社事務所にしようとしていることです。新しい窓口は、市役所内や市役所近くにすべきではないでしょうか。このままでいくと、道内179市町村で一番遠い窓口になります。現在179のうち、直営173を含む175市町村が庁舎内、その他3市も庁舎の向かいなど直近であることと比較すると、市民にとって不便になることは明かです。また、指定管理者と市民のどちらの利便性を大事にするかが問われています。管理する指定管理者にとっては、同じ場所で多くの業務ができることは便利でしょう。しかし、バスを乗り継いでいかなければならない交通弱者にとっては困ります。今の方針では、ご答弁では市民の利便性より指定管理者の効率を優先していると言わざるを得ません。図書館が市役所に移転し、市民から喜ばれています。利用者にとって場所がいかにか大事かがよくわかる事例です。前田市長は、ワンストップで行政サービスが受けられること、また中心市街地活性化など場所を大事にした行政をされようとしています。つい最近も自身の後援会行事で、女性センターを市役所の近くにつくると述べたそうです。窓口を誰にとって大事な場所に決めるのか、市民が見守っています。この点で、場所によって不便にならないような方法についてさまざまな対応をこれから協議すると答弁されました。しかし、それによってこの不便は完全に解消されるわけではありません。基準上限価格は協定後には変えることが可能だということです。事務所費は積算には含まれていませんので、これを追加し、上限を引き上げてでも市庁舎近くに新しい窓口が設置できるようにすべきです。

第2は、指定管理化についてこれまで市民への説明が一切なされていないことです。これは、滝川ガス株式会社に責任があるものではありません。市営住宅行政は、低所得者に低廉な家賃で住宅を供給する公営住宅法に基づく施策です。市民が一切知らない状況で決めるべきではありません。

次に、この議案が日本共産党が反対してもなお可決された場合について意見を付します。第1は、

定期抽せん会など多数の市民が来る場合、市業務ですから、市庁舎会議室を貸すなど便利な場所にするということについては一定の要件を満たせばできるというご答弁がされましたので、その方向で実施をすること。2点目は、申請用紙を市庁舎、江部乙支所に置くこと。これについても前田市長より、そういった要望があり、必要ということであれば指定管理者と協議をして実施をできる可能性が示されました。この方向で実施を実現すること。第3に、窓口に行かなくても申し込みから入居まで減免や入居者変更など全ての手続が郵送でできるようにすること。このことについては、ただいまのご答弁で完全に郵送等でできるということが答弁されました。しかし、これについては、登録の場合はこれは来てもらわなければならないと。しかし、札幌などではこれも全て郵送でやっています。公開抽せんですから、抽せんをした結果を知らせることで十分足りる。また、郵送等に係る切手代は札幌の場合指定管理者が負担をしています。こういったことを参考に、手続が全て郵送できるようにすること。4点目、屋根の断熱が悪いため、巨大つららが平家でも4階建てでも多くの場所で発生します。また、玄関前の凍結などで大けがをした入居者もいます。指定管理者が行う安全対策について十分チェックすること。

以上を求め、反対討論といたします。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 私は、会派清新を代表し、議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）を可とする立場で討論いたします。

まず初めに、本日の議案上程に至るまで、既に公営住宅の指定管理化を実施している自治体への調査等を含め、数年単位でさまざまな検討を重ねられてきたこと、さらには公営住宅の管理というのは収益事業というふうには私はならないというふうに思いますが、そういう公募に対して応じられた滝川ガス株式会社に敬意を表したいというふうに思います。以下にその賛成の理由を述べます。

まず、1点目ですが、滝川ガス株式会社につきましては既に道営住宅の管理実績があり、現段階での指定管理者としてのノウハウを有するという点で私はふさわしいというふうに考えます。ただ、道営住宅に比べ管理戸数が大きくふえるため、現体制からの人的強化が不可欠と思われるので、新たな雇用の創出等にも期待をしたいというふうに思います。

第2に、高齢独居者の見守りに対してもさまざまな貢献をいただけるものというふうに考えます。これまでも一般住宅における本来のガス事業において、私は地域のよろず屋的な役割を果たしてきている実情をよく耳にいたします。民間業者ならではのきめ細やかな市民サービスの実現にご努力をいただきたいというふうに思います。

第3に、官から民への実践に対する評価です。これまで公営住宅は官直営の象徴的な存在であり、今回の指定管理化という英断は大きく評価されるべきと考えます。ここ数年間での市職員の減がさまざまなセクションで障害となっているというふうに聞きます。ここはまさに職員配置における適切な選択と集中がこれからの地方にとって現実的な対応であると認識をいたします。しかしながら、公営住宅管理という性質上、直営がいいのか、本当に民間業者の管理に任せていいのかということについては、正直絶対的な判断はしかねます。私どもとしては、本案に賛成する以上、私どもが可能な限り公営住宅管理における滝川ガス株式会社の事業の中身を監視をしていかなければいけないというふう

に思われます。そして、3年間の指定管理の経過を踏まえ、しっかり検証した上で、大きな課題や障害が仮に生じ、公営住宅の指定管理というのは難しいというふうに判断されれば、再度直営に戻すという選択肢もあり得るのではないかとというふうに考えますし、新たなチャレンジをするという意味での行政運営として私はそのこと自体は許容される範囲だというふうに判断しております。修繕業者や委託業者に偏りが生じるのではないかと懸念がございますが、私どもはむしろ入札によらない発注について往々にして、これは適切かどうかわかりませんが、官のほうが必然として業者が偏りやすい傾向があるのではないかとというふうに認識をしています。指定管理者には広い視野で市内中小零細等に配慮し、総じて地域経済に波及効果をもたらすようお願いをしたいというふうに思います。

最後に、今後生じるであろうさまざまな公営住宅を取り巻く課題に対し、設置者たる行政が責任を持って対処されることを望み、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第4号は可決されました。

#### ◎日程第9 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（文化センター）

○議 長 日程第9、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（文化センター）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第5号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は滝川市文化センターで、指定管理者となるべき団体は特定非営利活動法人空知文化工房であります。指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

次のページ、議案第5号参考資料をお開き願います。選定の経過をまとめておりますけれども、申請団体数は1団体、総合点数方式により審査した結果、審査点の総合計が基準を満たしたことから、選定されたものでございます。選定された団体が主に評価された点については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第10 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）

○議長 長 日程第10、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第6号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は滝川市音楽公民館で、指定管理者となるべき団体は中央ビルメンテナンス株式会社空知支店でございます。指定期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

次のページ、議案第6号参考資料をお開き願います。選定の経過をまとめてございます。申請団体数は1団体、総合点数方式により審査をしました結果、審査点の総合計が基準を満たしたことから、選定されたものでございます。選定された団体が主に評価された点につきましては、記載のとおりとなっております。お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
これより議案第6号を採決いたします。  
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第11 議案第7号 市道路線の廃止について

- 議 長 日程第11、議案第7号 市道路線の廃止についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。建設部長。

- 建設部長 ただいま上程されました議案第7号 市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

このたび廃止する路線、緑町360号線につきましては、現在進捗中の緑町団地建てかえ事業におきまして当路線用地が住棟配置において必要となることから、周辺の住環境及び道路環境をあわせて検討した結果、当該路線を廃止したいとするものでございます。当該路線につきましては、緑町団地内での起点から終点の全線50メートルを廃止するものであり、この結果市道総延長は478.168キロメートル、路線数は800路線となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
これより議案第7号を採決いたします。  
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議 長 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、工藤淑江氏が平成28年9月30日で辞任されたことから、後任の候補者として高嶋弘美氏を、また斎藤寛氏、塩尻文子氏、豊田収氏が平成29年3月31日で任期満了となることから、後任の候補者として引き続き斎藤寛氏、塩尻文子氏、豊田収氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、高嶋氏、斎藤氏、塩尻氏、豊田氏の略歴につきましては、参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月8日から12月13日までの6日間休会にいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、12月8日から12月13日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時51分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成28年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成28年12月14日（水）

午前 9時56分 開議

午後 2時32分 延会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	館内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	千田史朗君
教育長	山崎猛君	会計管理者	若山重樹君
総務部長	中島純一君	総務部次長	高橋一美君
市民生活部長	館敏弘君	市民生活部次長	石川雅敏君
保健福祉部長	国嶋隆雄君	産業振興部長	中川啓一君
産業振興部次長	長瀬文敬君	建設部長	高瀬慎二郎君
市立病院事務部長	田湯宏昌君	市立病院事務部次長	椿真人君
教育部長	田中嘉樹君	教育部指導参事	小野裕君
監査事務局長	加藤孝昭君	総務課長	鎌田清孝君
企画課長	深村栄司君	財政課長	堀之内孝則君

○本会議事務従事者

事務局長 竹谷和徳君 書記 菊田健二君

書

記 平 川 泰 之 君

書

記 村 井 理 君

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において小野議員、渡邊議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

◎1、市民行政

1、町内会について

2、住民自治について

まず、町内会について伺っていききたいと思いますけれども、最近は町内会も役員のなり手が少なく、なかなか運営するのも大変な町内会が多いと思います。そこで、まず伺ってきたいのですが、少子高齢化で世帯数の減っている町内会が結構あります。世帯数が減ると、やはり町内会費の金額が減っていくということもありますけれども、それよりも何よりも活性化しにくいということがあります。まず、1点目なのですが、町内会の街路灯の負担金、ここでは2割補助となっていますけれども、簡単に言いますと市が今街路灯については8割の負担をされています。残りの2割が町内会です。この2割の負担金もその街路灯の箇所数によっても違うと思いますけれども、今までのこの制度を今後も継続していけるのかどうか伺っていききたいと思います。財政健全化計画ではこの街路灯料金については盛り込まれておりませんでしたので、その辺も含めて伺いたいと思います。

○議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 おはようございます。三上議員の街路灯の料金の関係でございます。

町内会等が管理する街路灯の電気料に対する補助金につきましては、滝川市街路灯補助金交付規則に基づきまして、昭和60年から100分の80ということで進めてまいりました。平成15年には電気料金全体で5,000万円余り、補助金額も4,000万円に上るということで見直しの対象とされてきたところでございますけれども、町内会連合会連絡協議会との間で街路灯合同会議を設置し、

話し合いを進めてきたという経過がございます。その中で、補助率を下げるということではなく、点灯時間を見直したり間引きをするなどして電気料金を節約するということで、電気料金を1,000万円ほど安くしようという方針を定めていただきまして、平成22年ころにはほぼ目標に達してきました。しかしながら、北電の電気料金の2度にわたる値上げということで、再び補助金の額はふえてきたという状況にあります。平成26年度から街路灯LED切りかえ促進計画に基づき、重点的にLED化を進めてまいりました。今年度初めて電気料が4,000万円を切るというところまでまいりました。今後ともLEDへの切りかえの促進も含めまして、引き続き電気料金が安くなるよう、町内会の協力もいただきながら街路灯電気料補助率については8割補助を継続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 完全LED化にはなっていないにしても、やはり補助金の額が減ってきたということで、その削減の部分を見ると、以前の定例会、6月定例会で質問させていただきましたけれども、ことしの4月から電力が完全自由化になりまして、どこから買ってもいいということになりましたけれども、街路灯の新電力への切りかえというのは検討されたかどうか、現状について伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 街路灯の電気料に対する新電力への切りかえというご質問でございます。

街路灯に関する北電の電気料金は一般家庭などの電気料金よりも安く設定されているということもありまして、現在道内において電力供給サービスを提供している新電力事業者において公衆街路灯用の料金を設定している業者はないということで北海道経済産業局からお聞きしているところでございます。このため、現時点において街路灯の電気を新電力に切りかえるということではできないところでございますが、今後新電力事業者の動きを注視していくとともに、公衆街路灯用の有効な電気料金等の情報があれば、町内会等に対して情報を提供してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 街路灯については、防犯の役割が非常に大きいと思いますので、町内会としても負担が重いからといって簡単に間引いたりすることはできないのです。その辺も含めて、次の質問に移りますけれども、今市営住宅の建てかえが起きて、ある町内会は世帯数が急激に減っております。その後また市営住宅が建てばいいのですけれども、減っております。また、世帯数が急激に減っていくということは自然減少であり得るのですけれども、今後滝川市全体のことを考えるとそういう町内会が結構出没するのではないかなというふうに思います。そういったところの街路灯への負担を少しでも減らすような方策というのはお考えかどうか伺っておきたいと思います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 町内会の街路灯電気料に関する質問でございます。

三上議員のおっしゃられるとおり、商店街の空洞化や団地の建てかえなどさまざまな事情によりまして世帯数が減少し、街路灯の電気料など町内の共同負担している費用の捻出が困難になってきてい

る町内会が出てきているということは承知しているところでございます。一方、街路灯は地域における防犯の徹底及び交通安全の確保に欠かせないものであります。また、公平性の観点から、また先ほど答弁しましたとおり、街路灯の電気料につきましては補助率を見直すということではなく、LED化、また点灯時間の調整など電気料自体を減らしていくことによって自己負担の軽減をお願いしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 ご理解をいただきたいということなのですからけれども、それでは町内会の判断で間引いたり時間を削減したりということはよろしいということで理解してよろしいですか。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 防犯灯という役割を考えますと、その地域の安全性ということもございまして、そういう町内に対しては個別に相談をいただきまして、いい方法を探っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それぞれの状況が違いますので、個別に対応していただけるということなので、次の質問に移りたいと思います。

町内会は、もちろん任意団体でございます。先ほど来お話ししているとおりに、昨今は世帯が減少する町内がふえておりますし、逆に一方でふえている町内もございまして。滝川市においては、昔から市民との協働を掲げて市政運営をされております。そこで、町内会の担う役割というのは非常に大きいと思うのです。ところが、だんだん世帯が少なくなって機能しなくなってくる町内もありますので、今後においては統合とか再編とか、そういったことを将来を見据えて考えていくべきだろうと思います。今すぐでないにしても将来を見据えて考えていく、このことについての見解を伺いたいと思います。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 町内会の区域ということでございまして、古くは戦後間もなくつくられたということがございます。また、市勢の発展につれて地域住民の利便の向上などのため、区域も次第に分割されて現在に至っているところだと思っているところでございます。しかしながら、時間の経過に伴い、高齢化や人口減により町内会によってさまざまな問題を抱えるところもあると認識しているところでございます。しかし、町内会は任意団体ということもございまして、市が統合、再編を直接行う、指導するといったようなことはできませんが、町内会連合会相互の連携と協調を図ることを担われております滝川市町内会連合会連絡協議会に情報提供し、調整を図っていただくなどして町内会を活性化していくということを期待しているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 町内会は任意団体ですので、滝川市、行政がこうしろ、ああしろと言うことはなかなか難しいと思いますけれども、将来を見据えてそういう環境づくり、再編、統合できるような環境づくりを滝川市としてはやっていかなければいけないと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいなと思います。

次に移りたいと思います。先ほど来少子高齢化の時代でなかなか町内の運営ができないというお話をさせていただきましたが、今度は住民自治ということについて伺いたいと思います。その地域、地域においてさまざまな課題を抱えているところがあると思います。それは地域によって異なりますし、町場ですと空き店舗のこともあります。あるいは集客、お客をどのように誘導するかということもあります。あと、子育て世帯の多い例えば中島町あたりですと子供たちに関する課題というのが多いのかなと思ったりもします。そこで、今までは一律公平に進めてきた市政運営ですが、地域ニーズに沿った形で今後は行っていくべきだろうと思うのです。このことについての見解を伺っておきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 少子高齢化、人口減少という大きな課題に対応するために、ご質問のとおり、これまでのような一律公平で総花的な行政サービスの運営から重点的に取り組むべき施策に絞り込んで行政サービスを展開していかなければならないということで、同感でございます。その中で、きめ細やかに地域住民のニーズに応える手段の一つとして、現在いろんなところで活躍、活動されております滝川市町内会連合会連絡協議会、これについては町内会、自治会等の連携、協調、こういったものを図りながら市民の皆さんが住みよいまちづくりのため、防犯、交通安全などの安全、安心な地域づくり、そういった取り組みに加えながら、リサイクルの推進、地域の美化対策、自主防災対策などさまざまな取り組みが展開されています。また、地域の福祉活動といたしまして、今年度につきましては町連協全体で地域の高齢者に対する見守り活動を重点的に取り組まれているほか、高齢者サロン、買い物バスの運行を行っている先進的な取り組みをしている町内会もでございます。今後も町内会が抱えるさまざまな課題に対し、市も町連協と一緒に検討しながら今後も課題解決を進めていきたいというふうに考えています。

○議 長 三上議員。

○三上議員 滝川市が期待を寄せている町連協もだんだん、だんだん、結局単位町内会が役員のなり手がいないので、期待されている町連協もだんだん、だんだん先がどうなるかわかりません。そういったことで、行政としてはそういう環境づくりを早く進めなくてはいけないのです。

それで、次の質問に移りますけれども、先ほどのそれぞれの地域課題がその地域によってはあるということで、今注目されているのが小規模多機能自治という考え方なのですが、これは地域の高齢者の方が、例えば今コミュニティセンターがあります。そこに行けば、市役所のここまで来なくてもある程度の手続とか、そういったことが簡略して行えるという考え方です。あるいは、その地域の方々が地域の課題をみずから考えて解決していく、そのために滝川市はその活動に対しての補助を出すとかが、人的支援を送るとか、今もされていることではありますけれども、それを明確にしていくと、こういう考え方についての見解を伺いたいなと、将来的にこのようにやっていかなければ、高齢者の方

がバスあるいはタクシーを乗り継いでこの市役所まで来るとも大変難しくなってくる時代だと思えます。そういう小規模な多機能になった業務ができるような施設というか、組織が必要かなと思えますけれども、このことについて伺いたいと思えます。

○議長 市長。

○市長 ただいまの三上議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

ご指摘のとおり、滝川市の町内会連合会協議会、147の町内会と22の連合町内会で組織されております。しかし、市内全部を網羅しているということではないところもあるわけございまして、ご指摘のとおりだろうかというふうに思っております。しかしながら、その中では、町連協の中では総務、環境、広報、交通、防犯とか、各部会のテーマに基づいていろいろと検討もしていただいて、提案もしていただいているところございまして。住民自治に関しましては、地方を取り巻く状況が厳しさを増しておりますので、先進地のいろんな事例があるわけございましてけれども、住民の生活を支えます地域運営組織、RMOというのですか、が注目を浴びているというふうにも聞いておりました。高齢者の見守り、買い物支援、防災対策が地域住民が主体となってネットワークが築かれているという地域もあるというふうにお聞きしております。今三上議員のご提案のとおり、市といたしましても市民力、地域力を効果的に発揮できる環境づくりのためにも、町連協ともさらに連携を深めたいと思っておりますが、小規模多機能自治ということをしつかりと念頭に置きながら、これからの将来の住民主体の自治のあり方というのを勉強させていただきながら、町連協、また多くの市民の皆様方にこの考え方が浸透し、それぞれが自主的にそのような組織が完成される。また、その環境をどうやって市がつくっていくかということもこれからも検討を進めてまいりたいと思えますので、ご指導いただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○三上議員 終わります。

○議長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

東元議員の発言を許します。東元議員。

○東元議員 おはようございます。通告に従い、2点質問させていただきます。

## ◎1、産業振興

### 1、地域資源の保護・支援体制について

まず、1点目です。地域資源の保護・支援体制についてお伺いいたします。昨年、江部乙地域が「日本で最も美しい村」連合に加盟し、ちょうど1年が過ぎました。ご承知のように、地域資源として認められました日本一の菜の花畑と防風林に囲まれたリンゴ畑ですが、現在菜種栽培農家は16件のうち後継者がいるのは4件、そしてリンゴ栽培農家に至っては15件のうち後継者がいるのは1件のみとなっております。そのリンゴ栽培農家の経営者の多くが現在70代であります。屯田のころから育まれたリンゴ畑は、江部乙地域の文化だと考えております。今後この地域資源を守るために、どのような支援体制を考えられているのかをお伺いしたいと思えます。よろしくお伺いいたします。

○議長 市長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 日本で最も美しい村にかかわるご質問でございますが、「日本で最も美しい村」江部乙協議会が議員のご質問のとおり連合に加盟してから1年がたちまして、この間協議会の皆さんには地域加盟の周知ですとか、地域資源のPR、景観の維持にかかわる活動をしていただいております。市としては、加盟の準備段階から活動費などの支援を行ってきており、加盟後においてもこの協議会の活動に対しまして地方創生加速化交付金などを利用し、必要に応じた支援を行ってきたところです。また、加盟認定の要件の一つであるリンゴ畑の景観維持の取り組みについては、市の独自の制度であります元気な農業づくり補助金でリンゴの苗木の購入などに対する助成を行っているほか、地域おこし協力隊制度を活用し、今取り進めているところですが、現在新農業人フェアなどで募集活動を行っております。今後も引き続き「日本で最も美しい村」江部乙協議会に対し活動内容に応じた支援を行ってまいりたいと考えておりますし、地域資源であるリンゴ畑を守るため、果樹協会とも連携をし、景観維持に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 東元議員。

○東元議員 ご承知のように、美しい村につきましては5年ごとに再審査があります。既に1年経過いたしましたので、4年後に再審査がありますので、そのときに例えば現在地域資源と認められた2つがなくなるということがないように、市の強力なご支援をよろしくお願いしたいと思います。

## ◎2、文化財保護

### 1、石碑等の維持管理について

次の質問に移らせていただきます。文化財保護の石碑等の維持管理についてお伺いいたします。市内には約150基の石碑が存在しております。著名なものとしては、滝川公園内の国木田独歩の碑、石川啄木の碑などがあります。平成6年に滝川市の教育委員会より発行された「たきかわの石碑」、こちらの書籍ですけれども、これにそれらは掲載されております。これらの全ては、建立後現在に至るまでほとんど維持管理がされておられません。例えば江部乙の東13丁目にある鋤塚という石碑がありますが、江部乙を昭和7年から昭和15年まで開拓し、北海道福音学校、後の江部乙高校、滝川北高の基礎をつくられた横山春一氏の功績をたたえ、昭和32年に当時の江部乙町が建立したものです。この鋤塚は、市内に数ある石碑の中で個人の業績を行政が顕彰し、建立したものは鋤塚が唯一無二のものと思われまふ。しかし、この鋤塚も建立後60年が経過し、ひびですとか変形し、傷みが目立っております。日本で最も美しい村として認定された江部乙地域でありますので、その景観の一つである石碑なども当然今後守っていかねばならないと思っております。この鋤塚を含め、市内の石碑等文化財の維持管理について市の基本的な考えをお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 石碑の維持管理に関するご質問でございます。

市内には開拓時代をしのぶ記念碑ですとか文学碑、また土地を祭る石碑、あるいは河川、池など水を祭る石碑など、200を超えるものが建立されております。それらは、滝川市など行政が建てたもののほか、地域ですとか団体が建立したものがあつます。しかし、その一つ一つに地域の歴史や文化、

時代を生き抜いてこられた市民の皆さんの願い、思い、そんなものが刻まれているというふうな理解はしております。ご指摘のありました鍬塚につきましては、江部乙町が建立したものでありまして、昭和初期に若き農民を育成するために開かれた芽生村塾の跡、ここに建つもので、江部乙の歴史を知る上で非常に貴重な石碑だというふうに理解をしているところでございます。そのような石碑を保存し、地域の歴史や文化を後世に引き継いでいくということは教育委員会の職務として大変大切なことだということで認識をしております。しかしながら、市内には先ほど申し上げましたとおり数多くの石碑が建立されてございます。まず、一義的には行政が管理すべきもの、これらにつきましては石碑の状態などを見ながら、緊急性、そんなものを鑑みながら、その都度適切に管理をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長 長 東元議員。

○東元議員 ご答弁ありがとうございます。鍬塚も含め、歴史、文化を守る石碑につきましては、厳しい財政の折でありますけれども、ぜひとも市側の対応をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長 長 東元議員、議会運営委員会で確認をしている事項でありまして、最後に質問者が発言をして終わる形は今後はしないというルールになっておりますので、最後は質問をする形で終わっていただきたいと思っております。

○東元議員 大変申しわけございません。

以上の答弁で間違いありません。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長 長 今の最後の発言で最後に答弁を求める形の質問にさせていただきたいということで、もう一度ご発言をお願いしたいと思います。

○東元議員 では、終わります。済みません。

○議長 長 東元議員、自席に戻られて、大変申しわけないのですが、議事録では最後に意見を述べて終わりますという形で議事録が残るものですから、最後の部分を削除して終わるといって訂正の発言をお願いしたいと思います。東元議員。

○東元議員 最後の発言を削除して、終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 会派みどりの山口です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問を2件したいと思います。

## ◎1、中心市街地活性化

### 1、店舗等支援事業について

まず、1件目、中心市街地活性化、店舗等支援事業についてお伺いをいたします。要旨の1、滝川駅前再開発ビルのエレベーター問題で、たきかわホールが来年春に休止をすることが議会に報告をされました。同ビル内のテナントの中にも、たきかわホールと同様の考え方から店舗や事務所の移転を検討する事業者が出てくることも予想されます。ビル所有会社、管理会社、テナントは、全て民間組

織であります。原則その中に市が関与するべきでは当然ありません。しかしながら、商店街活性化や空き店舗対策の観点から、移転を考えるテナント等の応援団として支援策を強化すべきと考えます。また、現在滝川市店舗リノベーション支援事業補助金という商店街の支援メニューがありますが、その資格、条件が利用しづらいとの意見を聞いております。早急に改善をして受け皿となる支援事業メニューをつくるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 山口議員のご質問に答弁したいと思います。

ご質問の趣旨ですが、滝川駅前再開発ビルに入居されるテナントの皆さんを対象に店舗等を移転する際の支援制度を創設する、あるいは改善によってそういったものをつくる考えはないかという趣旨のご質問だと認識して答弁させていただきます。まずは、基本的な考え方として、山口議員がおっしゃるとおり、ビル所有会社及び管理会社とテナント事業者間における賃貸借契約の関係には第三者である滝川市が関与すべきではないと考えております。それは、テナントの皆さんはみずからのご判断により、路面店ではなくビル内での経営を選択され、大家さんとの契約で安定的に経営できる環境を提供され、その対価として家賃等を支払っているわけでございます。その上で、今回のエレベーター設備の改修がなされない中で途中解約を含んだ保守契約が継続され、来年2月から1年間、この保守契約により運行がなされる事態をどのように受けとめるかはテナントの皆さんの経営判断に基づいて行われるものと考えております。この件につきまして滝川市としては、テナント事業者ではなく区分所有者かつ公共施設設置者として来年4月からたきかわホールの休止を判断いたしました。設置から30年を経て、本来的に必要な改修が行われなままでのエレベーター設備では施設を利用される方々の安全性や不慮のエレベーター停止とそれによるホール運営に与える損失補償等の発生など、公共施設としての安定したサービスの提供、信頼性等の確保が十分できないことから、やむを得ずホールの撤退ではなく休止の判断に至ったものであります。さきの常任委員会でもご報告いたしました。今後ビル所有会社及び管理会社が主張されているように新たなテナント誘致などにより資金計画のめどが付き、設備改修がなされた際には再開の可能性を含んだ判断であります。

このような状況において、ご質問にあるとおり店舗等の移転を考えておられるテナントの皆さんの支援策として、また商店街活性化や空き店舗対策、さらには応援団としての山口議員の思いは十部に理解をいたしますが、現段階においてその移転を促進、誘導させるようなある意味ビルでの営業を続けようと考えておられるテナントの皆さんを含め、ビル所有会社や管理会社の経営努力に水を差すような支援制度をつくる段階にはないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議 長 山口議員。

○山口議員 後半の部分のリノベーション事業の使いづらいというところの答弁がないのですけれども、これは駅前再開発ビルだけに限ってはいないのです。商店街全体としてそういう声が聞かれるので、改善をするべきだというふうな意味の質問なので、もう一度答弁をお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 山口議員のご質問にまた答弁させていただきたいと思いますが、利用しにくいと言

われている点でございますが、例えば条件として新しく移転する場合の移転先の家賃の値下げですとか、あとはおっしゃるとおり指定区域というのがありまして、中心市街地の指定された地域の中でのリノベーションといいますか、店舗改装を伴う創業を主に考えているものですから、空き店舗対策という意味合いもございます。例えば単純な指定地域内から指定地域内への移転ということでは対象とはならないのですが、大家さんから立ち退きの要請があったとか、そういった場合には対象となる場合があるということで、そういった部分で活用の可能性がないわけではないのですが、ただ今回空き店舗対策と、あと家賃設定についての価格を下げるといったところ、それは大家さんにしてみれば入居者に店舗改装してもらえ、資産価値が向上するということをあわせてそれぞれにプラスになるような制度になっておりまして、そういった点では大変需要も高いということで、過去の実績を見ますと、残念ながらお使いいただけなかったと、予算の関係があるものですから、そういったこともありまして、制度としては我々の受けとめとしてはそれほどハードルが高くはないのではないかとというような認識をしておりますので、この点ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 山口議員。

○山口議員 一番補助金の資格要件の残念だなというふうに思うところは、区域なのです。区域が商店街の本当に中心部分のみを対象にしているのです。そこから外れたところで空き店舗があって、使いやすい、また駐車場もあって本当に使いやすいからそこへ移転したいという方がいらっしゃったのですけれども、使えない。そういうことがあるので、ぜひ検討するべきというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 確かに議員さんおっしゃるとおり、全域で使えること、そういった設定が一番使いやすいといえば使いやすいことになるのですが、この制度の意図がシャッター街と言われている中心市街地の空き店舗をどのように解消していくかということございまして、確かにその地区、地区で非常に空き店舗が発生しているところと発生していないところ、あるいは商店街自体がなかなか今難しく、経済活動として共同活動として商店街自体が維持していくことが難しいという時代になっておりますので、どの地区をどのように商店街の市街地再生につなげていくかということについては注意深く見守りながら、必要に応じた検討というのは必要だというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 山口議員。

## ◎2、建設行政

### 1、滝川流雪溝休止について

○山口議員 それでは次、2件目、建設行政に移ります。滝川流雪溝の休止について、流雪溝利用者が構成をしております流雪溝管理運営協議会の私も役員をしておりますけれども、利用者の意見としてお伺いをしたいと思います。今般大雨被害による流雪溝設備故障につき、稼働休止の決定が余儀な

くされました。起きてしまったことには触れませんが、この冬の流雪溝設置地区だった国道、市道の除排雪に危惧を抱いている流雪溝管理運営協議会を初めとする利用者や多くの市民の声を聞いております。まず、国道ですけれども、札幌開発建設部では流雪溝運用休止における対策をどのように具体的に立てているのか。増額する予算額や除雪、排雪回数などで札幌と話し合いを持って答えをもらっているのかをお伺いいたします。

次に、該当する市道についても同様にお伺いをいたします。

○議長 建設部長。

○建設部長 このたびの流雪溝の休止につきましては、利用者を初め、市民の皆様にご不便とご面倒をおかけすることになり、まことに申しわけなく、心からおわびを申し上げ、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

さて、対応策等につきましてのご質問でございますが、流雪溝の被災発覚後、直ちに札幌開発建設部に状況報告を行うとともに、冬に向けた除排雪の対応、早期の復旧について協力をお願いしてまいりました。札幌開発建設部では、降雪や堆雪状況等を勘案しながら、他の幹線道路と同様の除雪、排雪の体制で対応するとの回答を得ているところでございます。また、予算の増額についてのご質問でございますが、札幌開発建設部での対応となりますので、この内容については市としてはお答えできないというか、情報を提供いただけなかったことにつきましてご理解を願いたいと思います。

次に、市道についてでございますが、流雪溝が使用できないことによりまして、これまで行っております除雪に加えまして排雪を追加等の対応とさせていただきます、国道と同様に降雪や堆雪状況を勘案しながらの対応となりますが、円滑な通行の確保に努力してまいりたいと思っております。なお、排雪の必要回数につきましては、現時点では想定できないという状況でございます。その排雪に要する費用でございますが、市道部分の流雪溝設置区間は鈴蘭通りと材木通りの一部分の約600メートルであり、1回当たりの排雪費用は150万円程度と想定しており、その費用については、今後の降雪状況にもよりますが、当面は現行の予算の中で対応していきたいと考えております。また、現在運用している制度であります市道排雪事業及び市道排雪モデル事業については、要望があった場合には対応できるように準備をしているところでございます。あわせて、流雪溝が使用できないことによる問い合わせなどにつきましても、札幌開発建設部と連携をとりながら国道、市道を問わずしっかりと説明し、対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 まず、国道については国の管理なので、わかりました。

市道についてですけれども、現行の予算で状況を見ながらということと、それから今は町内会の排雪に補助を出しているメニューと、それから一部モデル地区に出している補助があるのですけれども、それを利用するということですけれども、町内会の排雪の補助は大体毎年雪が降ると足りなくなる予算枠なのですけれども、それは今回商店街の流雪溝が休止になったところは優先的にその予算を使わせてもらえるということなのではないでしょうか、それともモデル地区に隣接している流雪溝の場所になりますので、そちらのほうを使わせてもらえるのか、どちらになるのでしょうか。

○議長 建設部長。

○建設部長 補助としましては、市道の排雪事業という部分とモデル事業という部分がございます。これにおきましても、予算としては現行の予算の枠の中で対応していきたいというふうに先ほども答弁させていただきました。そして、優先といたしますか、どちらも地元負担という部分がございます。その地元負担に応じて、使い勝手のよさとかいろいろあると思いますので、これにつきましては地元の方とどのパターンで使っていくかということでこれから打ち合わせ、もし進めていくということになるのであれば、それは打ち合わせさせていただきながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 打ち合わせをしてということなのですけれども、できれば該当する商店街と、それから管理運営協議会と定期的に話し合いを持つべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ご指摘のとおり、これからもいろいろと定期、不定期問わず密接に連携をとりながらことしの冬は対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 おはようございます。会派みどりの木下八重子です。通告に従いまして、質問させていただきます。

## ◎1、公共施設マネジメント計画

### 1、公共施設のアスベスト対策について

まず、1番目、公共施設のアスベスト対策につきまして、以前にこのアスベスト問題が出たときには点検等を行い、異常がない旨の報告があったと思いますが、今回北海道内の小中学校においてアスベストがクローズアップされています。札幌市では、以前には点検されていませんでした。本市においては現在各施設を調査中のところですが、何カ所調査対象なのか。また、異常があれば早急に対策を講じるのかを伺います。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 木下議員のご質問にお答えをしたいと思います。

煙突内部に使用されている石綿含有の断熱材につきましては、文部科学省より学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査において当市の文部科学省所管施設においては年1回の調査を行ってきており、これまで石綿の飛散のおそれがないといった状況となっております。また、文部科学省所管施設以外の公共施設においても、平成24年度より北海道の通知を受け、断熱材の劣化状況の確認を行っており、これまで飛散のおそれはありませんでした。議員のご質問のとおり、今般道内で学校の煙突用断熱材の落下の発生により、平成28年11月1日付で文部科学省より学校施設等におけ

る石綿含有保温材等の使用状況調査の再確認についてという通知が発出されまして、これを受けまして当市でも全ての石綿含有断熱材が使用されている煙突を再調査いたしました。調査対象といたしましては、19施設49本の煙突を対象といたしまして、建築士資格者による目視調査に加えまして、2施設をサンプルとした大気測定調査を実施いたしました。この結果においてもいずれの煙突においても飛散のおそれはないという結果となりまして、大気測定においても問題となるレベルではないといった測定結果となっております。平成24年度から適宜20本程度の石綿含有断熱材を使用している煙突の囲い込みや除去を進めてまいりました。今後も引き続き点検調査により確認をしながら、囲い込み、除去等の対応を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 木下議員。

## ◎2、産業振興

### 1、観光行政について

○木下議員 次の質問に移ります。観光行政につきまして、近年海外から北海道への観光客が急増しており、当市にも菜の花の時期やライダーなどへの外国人観光客がふえており、今後インバウンド観光の重要性が高まってくると考えます。そこで、本年4月1日に国際課が産業振興部に移管し、また8月下旬にたきかわ観光協会が市役所の4階に移転してきましたが、今後行政としてどのような連携を図り、どのような事業展開を考えているのか伺います。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 インバウンド観光についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年度、外国人観光客の誘致に向け連携強化を図るため、国際課を総務部から産業振興部に移管をいたしました。ことしの菜の花の開花時期には、道の駅とJR滝川駅に国際交流員及び外国語ボランティア、学生ボランティアを配置し、英語、中国語など外国語対応の観光案内所を設置したほか、英語版フェイスブックを開設し、外国人向け菜の花観光情報発信を行ってまいりました。また、11月には北海道空知総合振興局の支援を受け、財団法人台湾観光協会が主催する第24回台北国際旅行博に参加し、商談会やセールススクールを行い、インバウンド観光の推進に向けた取り組みを行ったところであります。インバウンド観光については、既に次年度の菜の花シーズンに向け国際課と商業観光課間の情報共有や協議を行い、外国人受け入れ環境の整備と課題の解決に向け取り組んでおります。また、たきかわ観光協会につきましては、国際観光並びに広域観光の推進や観光振興体制の連携強化を目的とし、8月に庁舎へ移転したところでございます。移転後は、月2回のミーティング及び必要に応じた打ち合わせを随時行い、よりよい観光事業の推進に向け連携を図っているところでございます。今後も引き続き3者が連携し、外国人観光客のみならず、滝川市を訪れる観光客の満足度を上げられるよう取り組みを進めたいと考えているところでございます。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 答弁の中でどのような事業展開という、具体的にありましたらお願いいたします。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 先ほど答弁させていただきました台北国際旅行博におきまして何社かのほうから、滝川の道の駅を利用して、トイレタイムなのですけれども、そういった形の中でも寄っているということが判明したところでございます。その際に、菜の花にも興味があるということであるとか、お祭りの参加や民間交流というのも楽しいと思うような提案も受けているところでもあります。また、温泉と雪がロマンチックだということも話されておりまして、例えばワカサギ釣りだとか、そういった部分のてんぷらにして食べるのも人気があるというようなことも伺っておりますので、こういった部分を総合的に勘案しながら、今後ホテルだとか施設の利用を含めて情報を整理して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長 木下議員。

○木下議員 それでは、2番目に移ります。2番目、本市最大のイベントである菜の花まつりが毎年開催され、さまざまな菜の花関連事業を展開されていますが、肝心かなめの菜の花が咲かなければイベントが成り立ちません。次年度開花予定の菜種の作付面積はどのぐらいを予定しているのか。また、今後5年間の作付面積の見通しについて伺います。

○議 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 菜種の作付面積と今後の見通しということでのご答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、菜種は輪作体系の重要作物であることから、その年によって作付面積は変動してございます。来年度の作付面積につきましては、JAたきかわより157ヘクタールと伺っております。また、今後の作付面積の見通しにつきましては、ここ数年130ヘクタールから170ヘクタールほどの範囲で作付がなされており、JAたきかわナタネ生産者組合が今後も継続して作付を行ってほしいという意向が示されていることから、同程度の作付が見込まれるものと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 木下議員。

○木下議員 それでは、最後に3番目です。菜の花関連の商品化に向けてこれまで努力されてきていると思いますが、今年、会派みどり視察した青森県の横浜町では民間を含めて数多くの菜の花関連商品が販売されていました。本市ではどこが中心となりグッズの開発を行うのか、また商品化に向けての今後の見通しについて伺います。

○議 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 菜の花関連商品の開発につきましては、第3回定例会の渡邊議員の質問にご答弁させていただいたところでございますが、菜の花関連商品といたしまして、菜種油を使用した菜の花オイルソースは販売から数年が経過し、最近では定期的にお買い求めになるお客様もふえ、菜の花関連商品の定番の商品となったところでございます。また、商業観光課所属の地域おこし協力隊がつくる菜種油を使用した菜の花キャンドルやたきかわ観光協会が作成した菜の花の絵はがきとご当地ヒーローのジングリバーがキャラクターとなった切手セット、市内菓子店による菜の花スイーツなど、少しずつではありますが、菜の花関連の商品化の取り組みが進んでいるところでございます。市といた

しましては、民間が中心となりグッズの開発を行っていただきたいと考えておりますので、引き続き商品開発を行う民間事業者へのアプローチを図るとともに、販売促進に取り組んでまいりたいと考えております。また、試作中でございますけれども、先ほどご答弁申し上げました地域おこし協力隊のほうで菜の花の押し花を使用したボタニカルキャンドルを試作中ということでございますので、こういったものを含めて取り進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 木下議員。

○木下議員 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 通告に従いまして質問させていただきますが、前段質問の趣旨として将来の財政負担にかかわってくる案件ですので、広く市民にも理解をいただかなければいけないという意味で質問させていただきます。

## ◎1、公共施設マネジメント

### 1、遊休施設等の解体について

まず、1点目ですが、遊休施設の解体についてということで、1番目、本市における公共施設の有効利用、長寿命化、選択と集中など、将来負担を少しでも削減するための関係所管の取り組みに敬意を表します。公共施設マネジメント計画の基本方針では、削減の対象となった公共施設の積極的な売却、賃貸、譲渡を進めるとされておりますが、既に使用されていない遊休施設についてはいずれ解体の必要性に迫られるものと考えます。既存遊休施設の主なものの解体除去費用についてどの程度と見積もられているのか伺います。

○議 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 荒木議員の解体に関するご質問ですが、平成23年第3回定例会において、旧清掃センターにつきましては3億9,300万円、旧スキー場レストハウスについては720万円、ほかに旧園芸センター、旧農業試験地内住宅、旧職員住宅など合計4億3,066万円と答弁をさせていただいております。この後公共施設マネジメントの専門部署を設置いたしまして、公共施設の将来負担の削減を目指して取り組みを進めてまいりました。その中で削減の対象となった公共施設の財産処分にも取り組みまして、譲渡や貸与ができない安全性に課題のある施設については解体も進めてまいりました。現時点において早急な解体を迫られているものはないものの、将来において解体が必要になるだろうと考えられる施設について一例を申し上げます。ある程度規模の大きな施設で床面積1,000平米を超える施設を例に挙げますと、まず旧清掃センターの約3億円を初め、詳細な見積もりは現在のところございませんが、床面積と平米当たりの単価から計算をいたしますと、旧江部乙中学校が約7,700万円、旧国保病院が約3,400万円、旧東栄小学校が約5,100万円など、このような解体費用が将来的に想定をされております。施設の解体につきましては地方債の特例債が使えることとなっておりますが、決して有利な財源手当てではないことから、総合的な公共施設の老朽化

対策に関する国の支援の拡充を求めてきておりますので、議員の皆様にもご支援、ご協力をよろしく  
お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 主なものと申しあげましたので、大体わかったのですが、現状のご認識だけ伺います。  
正式な名前はちょっとわかりませんが、開基百年記念塔というのですか、あれはそういう計画の中  
に入っていないのだと思うのですけれども、どういう理由でというか、そのご認識だけ伺います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 開基百年記念塔につきましてのご質問でございますが、開基百年記念塔につきまして  
は平成26年の第1回定例会でも答弁をさせていただいておりますけれども、平成10年をもって閉  
館をしている施設でございます。現在はメモリアルタワーとの位置づけから、公共施設マネジメント  
計画においては先ほど申しあげたような未利用暫定施設というような形の位置づけは行っておりませ  
ん。ただ、老朽化等の危険性がないということであれば、現状のままの認識で維持をしていきたいと  
いう答弁を26年にさせていただいております。現状としてもそういう状況であるというふうに考  
えております。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 2番目に行きます。要するに現状でもすぐ解体できるのに、できない理由として当然財  
政問題が存在することは認識をしておりますが、そのほかにあるとすれば、どういう理由があるのか  
ということを知りたいのです。例えばまだ補助対象期間中だとか、有害物質の除去によりさらに費用  
がふえるとか、それ以外の何か問題があるのかどうか伺います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 解体に着手できない理由ということでございますけれども、何か特別な理由がとい  
うことですが、今ご指摘のとおり、有害物質の対応でありますとか施設の形状等によって解体に要する  
費用が大きく変動するという状況があるということは認識をしております。また、財源問題というお  
話もございましたけれども、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律がございます。これに基  
づく国庫納付を伴う承認といった基準によりまして、施設の選択と集中が難しくなっている場合もあ  
るということでございます。平成20年4月10日に、補助金等適正化中央連絡会議決定事項により、  
補助対象財産の転用等について一定の弾力化が図られたものの、取り壊しもしくは転用といった処分  
については各省庁によっては依然として国庫への返納を条件として承認されるということが、こうい  
う課題もございます。この中で市民及び国民の財産であります公共施設を取り壊して除却に税金を投  
入するということは、やはり今の時点ではハードルが高いという状況でございます。公共施設の老  
朽化対策をスタートさせた国においても公共施設の取り壊しに関しては地方債の特例措置といった先  
ほど申しあげたような支援措置しかないというのが現状では一番大きな課題であるというふうに認識  
をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 この項目の最後になるのですが、市民の多くはどうか、私たちもそうなのですが、要するにいろんなものの将来的な小規模も含めた費用というのは一体どれぐらいかかるのだろうかというのが不安要素なのです。積算というのは非常に無理だということもあるし、いろんな要素がありますので、一体これが10億円台なのか、その倍なのか、あるいは10億円未満と想定しているのか、そういう大きなくくりで構わないのですが、それが例えば100億円なのか、あり得ないと思いますが、そういうことについてご答弁いただければと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 小規模施設も含めた総費用ということでございますけれども、滝川市公共施設マネジメント計画におきましては、遊休施設につきましては積極的な財産処分として、必要な方に最大限利用していただくために積極的に譲渡や有償の貸与を進めまして、これらの公共施設の売却、賃貸等によって得られる財源によって存続をする公共施設の維持管理経費に充てるということを原則としていただいております。施設の損傷が著しくなって、市民生活の安全を脅かす可能性が出てくる場合については解体などの対応を行うということをしておりますので、前提としてはまず有効活用を図るということを基本にしておりますので、解体を前提とした費用の総額というご質問でございますが、この部分についての算出は現在のところ行ったことはございません。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 わかりました。その辺は状況を理解いたします。

## ◎2、社会教育施設

### 1、旧図書館の蔵書等の保管について

次、社会教育施設ということで件名を分けたのですが、実は関連があると自分では思っていました、これもいろんな将来負担にかかわる問題というか、課題だというふうに認識した上で質問させていただきます。旧図書館の蔵書等の保管についてということで、現在文化センターの横にあります施設内にあります旧図書館に保管されている蔵書等の将来的な保管場所については、既存施設の老朽化に伴い、課題になってくるのだろうというふうに思われます。歴史的価値のある蔵書を含め、残されたスペースの問題や保管に当たりいろんなご苦労があるのだというふうに推察をいたしますが、現状及び将来的課題について伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 図書館書庫のご質問でございます。現在、旧図書館の新町書庫でございますけれども、本年度11月末現在で約5万5,000冊を収蔵していただいております。主に本館で入り切らなくなった図書ですとか新聞、この新聞も中では昭和18年から現在までと非常に膨大な量もあります。また、それ以外にも市政資料としまして市内で刊行された市史の資料、これらを保管しております。書庫はほぼいっぱいというような状況でございます。新町書庫へは毎週2回の定期連絡を行いまして、利用者からのリクエストに応じているほか、本館で入り切らなくなった本や寄贈本を運搬し

ておりまして、年間に100回程度、また延べ4,000冊程度こういった移動をしているというような状況でございます。図書館といいますのは、資料の保存、収集という大きな役割があるというようなことから、書庫というのはその機能が非常に重要だという施設でございます。また、一方現在の図書館でございますけれども、市役所の2階ということから、重さの制限、荷重の制約がございますことから、本館の収蔵上限が約6万冊ということで公立図書館から見ると比較的少ないということもございまして、書庫の果たす役割というのは非常に大きいということが言えようかと思えます。新町書庫は施設の老朽化と耐震の強度不足ということが課題となっております、現在文化ゾーンの見直しということを行っておりますけれども、そのゾーンの中にあるというようなことでもございますので、移転改築に向けましては現在検討を進めているというような状況でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 当然どこに移すかとか、そういうことはお考えがいろいろあって難しい面があるのだというふうに思うのですが、1点だけ。今ご答弁いただいた中で新聞というキーワードがありまして、18年からということで、今単純に計算しても2万5,000部ぐらい、もっとあるのかもしれませんが。わかりませんが、これは多分北海道新聞だとか何新聞だとかというものを歴史的価値がもしかしたらあるかもしれないということととっているのかどうかわかりませんが、全く単純な質問で恐縮なのですが、本当に必要なのかという。要するにこれがずっと継続していくことになれば、また別な問題が大きくなるだけであって、本当に必要なのかという単純な疑問が1つと、もう一つは、お金はかかるのでしょうかけれども、電子化、これに費用がかかるのであれば、電子化できるものなのかどうかということを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今新聞のご質問で本当に必要なのかというお話でございますけれども、資料という面で、まさに今社名を挙げますけれども、北海道新聞なのですけれども、実は空知版というのは今本社でもこの古いものは見られません。マイクロフィルムですとかさまざまありますけれども、当然お金もかかります。ですから、この古い部分の空知版、当時の生活を知るという上では非常に重要な資料というふうな認識を持っております。ただし、割と新しいもの、こういったものにつきましては、費用はかかりますけれども、今ご指摘いただきましたような電子化ですとか、マイクロフィルム化ですとか、そんなものは今も考えておりますけれども、なかなか費用の面ではすぐにできるという状況にはないということでございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 よくわかりましたが、最後に1つだけ、新聞の保管というか、ずっと保管をしていくということは、どういうバックボーンがあるのか。要するに法律的な縛りはないというふうに思うのですが、例えば今は5市5町でいろいろ広域でやっていますけれども、例えば北海道新聞は滝川市ですとか、そういうような取り決めみたいのがあるのかどうかだけ確認をして終わります。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 明確な取り決めというのはございませんけれども、暗黙の役割分担的なものは近隣のまちではあるというふうに聞いております。滝川市の場合は、北海道新聞を古くから、他紙の全国紙の

ようなものは直近3年分ぐらいとか、そんなようなことで暗黙の役割分担というのはあるということでございます。

○議長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 会派清新の関藤でございます。早速通告順に従いまして、質問させていただきます。

## ◎1、下水道

### 1、下水道使用料の見直しについて

まず、1点目、下水道についてお尋ねいたします。下水道使用料の見直しについて、平成27年の第3回定例会で異議申し立てがございました。この下水道使用料において、下水道事業の健全化、効率化を図り、使用実態に即した公平性を感受できるよう、使用区分や使用水量の利用体系の見直しを改定時に検討されるとのことでしたが、その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 下水道事業の健全化、効率化を図り、使用実態に即した公平性を感受できるようにするためには、使用区分や使用水量の料金体系の見直しとあわせて、今後の当市における下水道事業の経営状況を見据えた適正な下水道使用料の検討が必要と考えております。今後想定される下水道事業の経営課題として、人口減少及び少子高齢化による世帯の小規模化に伴う1世帯当たりの使用水量の減少並びに節水意識の高まりや節水型家庭用品の普及など、節水型社会への移行による使用料収入の減少が見込まれるとともに、今後増加する老朽化施設の維持管理費や下水道管の更新工事に伴う費用の増加などから、健全な経営を維持していくことが困難になるのかと予想されているところでございます。これらの課題解決に向けまして、今年度は経営戦略策定等に関する研修への参加や道内で料金改定に向けた取り組みを行っている先進地への視察を行っているところでございます。また、今後は下水道使用料の見直しにつきまして審議会を立ち上げるとともに、中空知広域水道企業団との協議を行いながら、その中で今後の料金体系及び適正な下水道使用料のあり方について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁もやはり今後検討されていくということで、他市の視察等もされているようでございますが、その進捗状況とあわせて検討されていくこともあわせて、いつごろお示しいただけるかというようなめどというのは立っているのでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 参考にさせてもらっている他市におきましてもまだ進行中のところもございまして、今我々としても勉強しているところでございますので、今の時点でスケジュール等については具体的な部分はお示しできる状況ではないということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 長 関藤議員。

## ◎2、教育行政

### 1、教育環境整備について

○関藤議員 続きまして、2番目、教育行政のほうに移らせていただきます。教育環境整備ということについてお尋ねいたします。まず、1点目は、本市は空知管内では恵まれた教育環境にございます。今後さらに少子化が進むと教育機関の統廃合が進むことなどが危惧されます。これから10年、20年後を視野に入れ、今後どのような教育のマチたきかわを考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 長 教育長。

○教育長 答弁させていただきます。

少子化が急速に進む今日において、子供たちを取り巻く環境も大きく変化しておりまして、学校の小規模化などへの対応は喫緊の課題となっております。滝川市教育委員会では、教育全般についての基本理念を示した滝川市教育推進計画を策定し、未来を開く滝川っ子の育成、誰もが学び、誰もが参加のできる環境づくりの実現に向け、さまざまな事業に取り組んできております。議員さんの質問は非常に広く、深く、また予測が難しい10年後、20年後ということではございますが、市教育委員会としましては今後においても進展著しいグローバル社会への対応や高齢化社会への対応も含め、外国語教育の充実、そして誰もが生き生きと活躍できる生涯学習社会の推進など、将来を見据えた事業展開を図っていきたいというふうに考えております。滝川で学び、滝川で育ったことを喜びと誇りを持って語ることができるよう、そして生きがいを持って心豊かに暮らせるよう、教育のマチたきかわとして引き続き教育環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁に対しまして数点再質問させていただきます。

まず、ここ10年間を見ましても、平成18年度の小中学校の生徒数、数で私の調べで申し上げますが、若干違いがありましたらご指摘願います。小学校の生徒数が約3,600名、平成27年度で2,899名、10年間で約700名の減、さらに10年さかのぼりまして20年前を見ると1,832名の減となっております。そこで、ご答弁で学校の小規模化への対応というご答弁いただきましたが、これは喫緊の課題だと。具体的に現段階でどのようなことが検討されているのかお伺いいたします。

また、平成24年から10カ年計画の基本理念として滝川市教育推進計画が立てられ、58の具体事業が設定されておりました。非常に多岐にわたる事業計画で、第1期計画が今年度多分終了したかと思えます。また、10年間を見据えた事業計画を見ますと、大体どこの自治体を見ましても似たような内容になっているわけですが、次年度より第2期の事業計画が設定されていくのではないかと思います。本市において目玉となるような教育事業が何かあるのかお伺いいたします。

3点目としまして、グローバル化への対応ということで外国語教育の充実とあわせた将来を見据えた事業展開とは、具体的に今その事業計画等があるのか。例えばグローバル化への対応ということで申し上げますと、先般とある保険会社の社長様が私のところに来まして、金融に関する基礎知識を総合学習の中に取り入れられないかというご提案をいただきました。大都市部のほうではそういった授

業が実際に行われているようで、保険会社は金融を通して子供たちに金銭感覚を養うと、そういったような授業をマニュアル化して保険会社は持っていて、小学校高学年などに行っているということもお伺いしておりますが、本市独自の教育指導ということをそこに入れることは考えられないのか、見解をお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まず、1点目の児童生徒数の関係でございますが、議員さんのご質問にありました数字と同じ認識を私どもも持っています。要するに10年前から比べて700人、そして20年前ということでは、832人というふうに承知しております。今後10年、20年でさらに減少するという事は、これは避けて通れないというふうに思っております。小規模化への対応ということでございますけれども、良質な教育環境を確保するためにも適正規模を維持する必要があるというふうには思っております。適正配置計画では、適正規模を図るための方策として原則統廃合により進めるというふうになっております。計画のほか、文科省が示している手引、以前にも答弁でお示ししておりますが、手引等にも示されていることを参考にしながら対応していきたいというふうに考えております。

それから、2つ目の質問でございますが、滝川市教育推進計画、似たようなものと、かわりばえないというご指摘もございましたが、本市における目玉となる教育事業という部分でございますが、このまちで教育を受けてよかったと思える滝川っ子の育成という観点での質問と思っております。各学校においては、定められた時数の中で子供たちが身につけるべき学習内容を定着させるための教育課程を編成し、指導を行っております。議員さんが求めているものではないかもしれませんが、そうした中、特別活動での領域でいじめ根絶や中1ギャップの解消を念頭に、小中連携した取り組みを新たに進めているところでございます。新たな時代に求められる資質、能力を育む観点から、さらにどのような特色のある活動を推進していけるかについては各教科の授業時数や教育課程を鑑みながら研究していきたいと思っております。その新たに求められる資質、能力という部分については、これはなかなか読み切れない部分があります。例えば先日カリフォルニア大学の先生がおっしゃってましたし、同様に野村総合研究所のほうでも、将来的には今全く存在しない職業が6割ふえるとか、今の仕事の8割がロボットないしそういった機械に取ってかわられるとか、さまざまいろんな研究の中で大きな変化が見込まれる状況にあります。そういった中で子供たちが何を求められるか、そして授業時数等の教育内容については新たな学習指導要領の改訂が予定されておりますし、そういったものも参考に考えていかなければいけないというふうに考えております。

また、関連しますが、グローバル社会への対応ということでの質問がございました。そちらのほうも望ましい職業観、勤労観を身につけさせることは大変重要であるというふうに考えております。金融教育ということでございますが、これからの時代を生きる子供たちに必要な資質、能力、そのために、今触れましたけれども、地域、企業、大学などと連携をしつつ、授業の中で活用していけるのかを先進事例などを参考にこれから研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 大変長いご答弁ありがとうございます。

続きまして、2点目に移らせていただきます。教育機関というのは、基本的に社会に出るために必要な基礎知識、または専門知識を得る場であると考えます。今後日本社会は大幅な人口減が想定されており、あらゆる業界において労働者不足が深刻な問題になってくると考えられます。そこで、日本社会が今後必要とする人材を育成する教育機関、これを新たに誘致して、そして地域の活性化を図ることも必要だと考えられます。見解をお尋ねいたします。

また、現在の市の大学連携室の業務に加え、新たな教育機関の誘致など、市内における人材育成や教育による地域活性化について総合的に戦略を立てる、また推進するため、教育環境整備室等の名称に改変することをご提案申し上げますが、お考えをお伺いいたします。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 ご質問のとおり、近隣を含む事業所では多くの業種で人材が不足している深刻な状況にあると認識をしておりますが、地域への人材輩出という観点では、國學院大學北海道短期大学部、滝川商工会議所、市の3者で設置をしている地域連携協議会において地域の人材ニーズの把握やニーズに対応するカリキュラム見直し等の検討を進めております。また、地域外からの就業促進につきましては、中空知定住自立圏しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業に広域連携で着手するなど、労働力不足に対応するべく、地域への人材定着に向けた取り組みを行っております。

新たな教育機関の誘致についての見解でございますが、地域内にとどまらず、日本社会に貢献する人材を輩出する意義や人口減少下において教育機関の立地が地域に活性化等の効果をもたらす可能性を秘めていることにつきましては、関藤議員と同様の認識を持っております。一方で、市内外の教育機関をめぐる情勢や地域からの教育機関設置に対するニーズ等を踏まえ、まちづくりにおける教育機関の位置づけなど明確なビジョンを持つ必要があるとともに、慎重な検討が求められると考えております。広い視野を持ってさまざまな可能性にアンテナを張りめぐらすことは重要であり、関藤議員初め多くの方々のネットワークを市政に反映させていただけるよう、今後もお力添えをいただければと考えております。

それから、市の組織機構につきましては、ご提案のような重要案件を初め、市政運営のために最大限の効果が得られるよう、適切な時期や効果的な体制づくりなど総合的な判断のもと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、2点ほど再質問させていただきます。

新たな教育機関についてでございますが、共通の認識を持っていただいているなと思いました。そして、その誘致、また設置に関しては明確なビジョンと慎重な討論、また議論が必要だと私も思います。しかし、その時期、また体制づくり等々、適切な時期や効果的な体制づくりなどという総合的な判断ということでございましたが、もう既にその体制づくりを初めていくべきではないかと思いますが、見解をお尋ねいたします。

また、社会が必要とする人材を育成する教育機関というのは、そういった学校、教育機関ができる

と生徒の数というのは全道、または全国から集めることも可能でございます。ご存じのように、三笠の高校なども調べましたら、地元の生徒は2割弱ということも聞いております。また、新たな学校ということになりましたら、例えば先週からプレス空知等でもかなりにぎわせている芦別市さん、地元産業と後継者不足である林業とを結びつけた林業学校の誘致期成会というのが設立されております。日本社会が必要とする教育機関として、例えば本市ではもしそういった教育機関を考えるとすれば、どのような分野が考えられるのか。また、そういった教育機関がもしあったとすれば、積極的にアプローチをしていくべきでないかと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、1点目の新たな教育機関の誘致、設置という観点につきましては、一般的に長時間を要する課題であるというふうに認識しておりますし、先ほど答弁に加えまして、その熟度や機運の高まりなども考慮しながら判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目のご質問でございますが、大きく2点ございましたが、まず1点目のご質問のこれからの日本社会が必要としている教育機関としてどのような分野が考えられるかというご質問でございますが、一般的には将来に向けて中長期的に人材不足が見込まれる分野と考えられておりますが、分析データを持ち合わせておりませんので、現状の企業等の人材不足という観点から答弁をさせていただきたいというふうに思います。中空知定住自立圏構想推進会議が今年度実施した企業アンケートの結果を見ますと、中空知管内では特に専門技術職や生産労務職などの職種で人材が不足をしております。また、全国約1万社が回答しました人手不足に対する企業の動向調査、これは帝国バンクで行ったものでございますが、その結果によりますと、正社員につきましては業種別で放送、情報サービス、衣料品、日用雑貨品小売のほか、IT関連業界や専門知識、スキルを必要とする業種で人手不足が深刻になっているとの調査結果を把握しているところでございます。

2点目の可能性があれば積極的にアプローチする考えがあるかというご質問についてでございますが、これは行政のみならず、やはり市全体の理解や機運が必要であるというふうに考えておりまして、繰り返しになりますが、まちづくりにおける教育機関の位置づけなど、ビジョンを明確化するために必要な検討を経る必要があるというふうに考えておりますし、その上でアプローチの方法論に至るものというふうに考えております。

以上です。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 新たな学校の関係について、全体的な熟度、また機運の高まりということでございますが、これはどういったところの機運だとか熟度というのが必要になってくるのか、その流れというのが私どもちょっとわからないのですけれども、例えば事前の事例として國學院大學北海道短期大学部、約三十数年前に開学しております。そのときも多分期成会というのは立ち上がっていて、単純にぼんと降って湧いたように期成会が立ち上がったわけではないと思うのです。その前の段階から、やはりそういった学校誘致の機運だとか、そういう話がどこから出てきたのかという流れがあると思うのですが、もしその流れがわかれば、お尋ねいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 再質問について答弁をさせていただきます。

まず、國學院の関係でご質問をいただきましたが、大学誘致につきましては昭和36年に学校教育法の一部改正というのが行われまして、高等専門学校制度が新設された時期ということで、これを受けて滝川市では大学あるいは高等専門学校のさまざまな誘致運動を実は繰り広げられてきたという歴史がございます。國學院大學北海道短期大学部につきましては、昭和57年に開学をしたところがございますが、昭和50年の6月に大学誘致準備室というのが設置され、翌51年に市民組織による市民懇談会、滝川市大学市民懇談会が設立をし、市民挙げての体制づくりができてきたという経過がございます。翌52年に大学設置の基金条例というのが設置をされ、昭和53年に先ほど議員がおっしゃられた期成会というのが設立をされたというような経過がございます。その後市議会で誘致促進に関する決議をしていただいたり、さまざま学校の土地の提供の議決等を順次議会と連携をしながら、また北海道あるいは国に対しての連携も図りながら、昭和57年に開学に至ったという経過がございます。

経過については以上でございます。

○関藤議員 終わります。

○議長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩に入らせていただきたいと思います。再開は13時といたします。それでは、休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 0時58分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 会派みどりの渡邊です。午前に引き続いて、午後1番目ということで質問に入らせていただきます。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、財政健全化における戦略的な取り組みについて

まずもって1件目、市長の基本姿勢であります。項目におきましては、財政健全化における戦略的な取り組みについて。厳しい財政の現状から、内に向けた形で取り組むというような姿勢をどうですかというようなことで、質問の要旨に入らせていただきます。市長の考える民間的発想を強く持つことを推進して6年余が経過しております。その思いは確実に職員に浸透し、効果があらわれているとご認識されているかお伺いいたします。

また、職員みずからが民間感覚を持たなければならないと考えます。そこで、多彩な経営的感覚を持つ民間等からのアドバイス、指導の受け入れの必要性についてどのように捉えているか、考えをお

伺いたいと思います。何度も民間ということで市長にも質問しておりますけれども、再度ここで質問させていただいております。ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長 長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 長 それでは、渡邊議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問いただきました民間的発想についてでございますが、既に何度かご答弁させていただいております。さまざまな取り組みを進めてきました。そうした取り組みの中で、職員の皆さんに思いを伝え、意識変化を生み出し、一定の効果を上げてきたというふうには感じております。具体の表現は難しいところもあるわけでございますけれども、スピード感、コスト意識、この5年半、職員の皆さんとともに市政を進める中で思いを共有し、行動の変化に結びつけてきているというふうには感じております。職員の皆さんは、公務員としての使命感や倫理観等はもちろん大切であります。サービスの対象となる民間企業や市民の皆様とも同様な感覚を持たなければなりません。経営的感覚につきましては、特に重要なものとして市政運営の基本に捉えてきたところでもございます。そのアドバイスや指導につきましては、さまざまなケース、テーマがあるかと思っておりますので、必要に応じまして適時取り入れてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 市長の答弁にありましたとおり、原価意識というか、コスト意識、これを持つのは当然で、この部分でそういう意識を醸成していただければと思います。

2番目の要旨、公共施設に対して指定管理者制度を取り入れてからの財政と管理運営上のメリットはどのように捉えているか。また、この制度導入から見える課題の抽出は行われているのか、その検証を行っているのかについてお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 指定管理者制度の導入によるメリットについてのご質問でございますが、一般論として民間ノウハウの活用による市民サービスの向上と行政コストの軽減といった点が挙げられると考えておりますが、本市におきましてもそうした制度の特徴を踏まえながら、総体的には運営の効率化を図るさまざまな取り組みがなされ、その上で各種経費の支出において効果があるものと考えており、また多様化するニーズに対しても民間事業者の経営手腕を生かした創意工夫のもと、柔軟で適切な管理運営が行われていると考えているところでございます。指定管理施設の課題の抽出とその検証につきましては、苦情対応や施設修繕などの随時の相談のほか、PDCAサイクルの一環として毎年度終了後に指定管理者が作成する事業報告書に基づき、各所管におきまして管理業務の実施状況及び収支決算並びに指定管理者団体の経営状況をチェックしており、改善すべき点があれば速やかに指定管理者と協議を行うこととしておりますので、ご理解を願います。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 指定管理者施設に対する部分で重要な施策の一つかなと思っております。そういう中で、コストの削減とか、利用者のニーズに応えるという部分では十分理解するところです。なぜ今回この管理者制度を取り上げたかという、他のまちでもいろんな事情があったりしていたということで今回取り上げさせていただいております。そういう意味で、ぜひ管理者に対して更新時における評価方

法も含めて適切な対応をしていただきたいと思います。

それでは、3番目の要旨になります。2017年度における普通交付税の見通しについてお伺いしますけれども、国の交付税措置が減少という情報もあります。滝川市として国などに対し行動を起こす必要があると考えます。従前から市長は、上京した際いろんなところで陳情等をやられていると思いますけれども、改めて市長としての対応はどのように取り組むのかについてお伺いいたします。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 2017年度の普通交付税の見通しについてというご質問でございますけれども、現在総務省と財務省の折衝が大詰めを迎えております。こうした中で現状として得られている情報、一般的な報道も含めまして、その情報によりますと、交付税の原資となる国税収入が2015年度決算で見込みを割り込んだことの要因によりまして、総務省は2017年度の地方財政収支の仮試算で財源不足が拡大する見通しであるということを示しております。この結果、国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れる入り口ベースでは7,000億円ふえる。一方、地方に配分する出口ベースでは7,000億円減少いたしまして、臨時財政対策債は逆に9,000億円膨らむという試算が発表されております。また、財務省は、一般会計歳出抑制策として、自治体による基金への積み立てが地方財政計画の規模を膨らませている原因と見まして、計上の適正化を要求いたしております。さらに、リーマンショック後の経済危機対応のために創設された歳出特別枠を見直すように求めているほか、総務省の要求ベースから数千億円規模の抑制を目指して調整に入るといっても言われております。

このように総務、財務両省におきまして主張が異なっているような状況の中で、地方財政計画の全体が見えてくるのは毎年12月20日以降になる見通しでございます。総務省より自治体の交付税予算を策定するための地方財政計画が示されてから普通交付税の予算策定に当たっておりますので、現時点で対前年増減比較などはつかめておりませんが、全体的には縮小傾向にあるのではないかなというふうに想定をしております。また、国などに対する要請活動につきましては、新年度の普通交付税総額に対する要請活動は地方財政計画などが示されていない中で単独で行うことは困難でありますけれども、大きくは全国市長会や全国知事会で毎年地方財政計画の水準を下回らないように地方の一般財源総枠の確保を要請しているところであり、それらの要請活動の結果を見守りつつ、地方財政計画が示された以降、個別に対応しなければいけないものについては総務省等に対して要請活動を実施したいと考えているところでございます。あわせて普通交付税以外にも特別交付税の増額要望も行っているところであり、毎年12月と1月の年2回に総務大臣政務官や総務省事務次官を初め、関係所管や国会議員に対し、特別交付税の増額に向けて積極的に活動を展開しております。

以上を申し上げまして答弁とさせていただきます。ご理解よろしくお願いたします。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 取り組みというのは一生懸命やっておられるというのは十分把握しました。それで、国に対しても物が言えるような状況というのをぜひ市長にもつくっていただきたいと思います。

## ◎2、保健福祉行政

### 1、国勢調査結果について

## 2、少子化の施策について

### 3、高齢者に対しての介護職場について

そこで、次、2件目に入りたいと思います。保健福祉行政、1番目の項目として国勢調査の結果についてお伺いします。さきの国勢調査結果から、市における人口対策としては、前回調査から流入人口、流出人口、自然増の数値が減となっていると認識します。数値としては想定内の範囲と認識しているようですが、この現状を分析する上で重要なポイントはどのように捉えているのかお伺いいたします。

また、人口統計から、社会増に向けての対策としては何が重要と考えるのか、あわせてお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 平成27年国勢調査の確報値が公表されたところでございますが、転入、転出に係る社会動態につきましては来年の1月の公表予定ということになっておりますので、現時点では詳細確認はできておりませんが、ご質問いただきましたので、参考までに住民基本台帳による数値でお答えをさせていただきたいというふうに思います。転入に比べて転出のほうが多いいわゆる社会減につきましては、平成25年259人、平成26年122人、平成27年は109人となっており、その年によって幅が見られるという状況になってございます。また、自然増減につきましては、国勢調査の調査項目にはなく、こちらも住民基本台帳からの把握ということになりますが、出生数に比べて死亡数のほうが多い自然減につきましては、平成25年は237人、平成26年は244人、平成27年は258人という状況になっており、毎年250名程度の減少で推移をしているという状況でございます。しかしながら、平成27年時点での国勢調査人口と住民基本台帳の人口はともに国立社会保障・人口問題研究所が過去に推計した平成27年時点の滝川市人口を上回っているということもございまして、これまでのさまざまな施策の積み重ねが人口減少を食いとめることにつながっているのではないかと考えているところでもございます。こうした社会減少への対策につきましては、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、出生率の上昇につながる施策と社会減を食いとめる施策の両方に取り組んでいるところでもございますが、社会減への対策がより短期で効果を上げる可能性を持っていると考えているところでもございます。社会減への対策としましては、札幌市等都市部地域への転出超過の傾向が見られることから、都市部からの移住促進、さらには滝川市に住み続けてもらうための定住促進の両方の観点から施策に取り組むことが重要であるというふうに考えております。こういう状況を踏まえまして、国の地方創生加速化交付金を活用し、中空知定住自立圏しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業や滝川版CCRC基本計画策定調査等に取り組んでいるほか、雇用創出を目指したさまざまな冬のしごとづくり事業や大学連携による人材還流促進事業など、総合戦略に基づく各種事業を着実に推進をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 各種調査結果というか、人口の動態ということはいろんな社会情勢から見えてくるのかなと思います。いずれにしても、生産年齢人口というか、そういうところに視点を当てる施策も必要

ではないかと思うところでありますけれども、次の少子化の施策についてお伺いいたします。人口が自然増に結びつかない点として少子化を悲観するのではなくて、いかに子育てができる環境を整備するかが課題であると考えます。行政として各種施策を講じているところでありますが、現状の子育て世代におけるモニタリングと課題についてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 子育て施策につきましては、昨年3月に作成しました滝川市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てのライフステージに応じた子育て支援を充実し、滝川市で子供を産み育てる不安や不安感の軽減に努め、滝川市で子育てしたいと思っただけできるよう、各種施策に取り組んでいるところであります。そして、子育て施策が有効に利用されますよう、市ホームページに子供の年齢や利用目的から子育て施策を調べることができる滝川市子育て情報を掲載しております。また、妊娠時に母子手帳とともに子育てガイドを配付し、総合的に把握できるよう努めているほか、利用該当者に直接連絡するなどにも取り組んでいるところであります。先般児童福祉法が改正されまして、子育てサービスをワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設置に努めるということとされたところでございますが、こういった動きを踏まえながら、より子育て施策を利用しやすい環境づくり、これに取り組んでいく必要があるというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、2番目の人口対策として地方創生への取り組みというのは先ほど総務部長からも答弁ありましたけれども、滝川市として、また広域圏の中心市としてこれ以上の若者人口の減少を食い止めていくには、やはり魅力のあるまちづくりが求められると思います。それで、漠然として大変申しわけありませんけれども、この魅力度アップを図るための方策について何かお考えがあれば、お伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 人口減少を食い止めるためには、ご質問のとおり若年層を中心とした社会減を縮小させることが重要でございますが、現実的には大学等への進学や就職を機に若い世代が市外へ転出する傾向が見られております。地域の魅力をさらに高め、滝川市に残りたい、帰ってきたい、移り住みたいと思ってもらえるような地域づくりを進めていく必要がありますが、そのためには働く場の確保、生活環境の充実、子育て環境、教育の充実など、幅広い視点でのまちづくりが求められております。平成31年度までの5カ年計画でありますまち・ひと・しごと創生総合戦略は、広域連携事業を含めて重点的に取り組むべき人口減少対策と位置づけて各事業に取り組んでいるところでございます。また、総合計画におきましても、基本目標としての6つのまちづくりの方針に基づき毎年度市政執行方針を作成し、予算計上しており、若い世代にとってまちの魅力向上につながる幅広い視点での政策を引き続き構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 総合計画と地方創生事業と、いろんな施策が一緒になる部分があると思うので、ぜひ総

合計画にのっとったような形の人口対策を講じていただきたいと思います。ただ、魅力度、先ほど働く場、子育て、教育等々言いました。ピンポイントでこれという部分の何かがあったほうが魅力度という部分でアピールできるのではないかと思いますけれども、その点についてご答弁いただければと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 ピンポイントというご質問でございますが、非常に難しい問題だなと。その方々によって非常に捉え方もきっと違うのだらうなというふうに思いますが、先ほど申し上げましたとおり、大学であれば人材還流とかさまざまな事業に取り組んでおりますし、また産業という視点でいえば、元氣な地域産業づくり、あるいはにぎわいのある中心市街地の活性化とか、そういった生活する面、働く面、地元に戻ってきていただく、さまざまなこういう視点の中でトータルでいかないと、この部分だけやれば人口が回復してくるということにはならないと思いますので、今後もそういったまちの魅力度を十分いろんなさまざまなところで意見を聞きながら、施策に結びつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、項目の3番目、高齢者に対する介護職場についてお伺いいたします。まず最初に、中重度の介護サービス利用者が増加傾向にあると認識しています。この介護サービス利用者の対応について、医療機関と介護現場の連携はまずどうなっているのか。また、介護現場において利用者の病歴等の個人情報の取り扱いをどのように扱っているのかについてお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 医療機関と介護現場の連携につきましては、入院病床のある病院につきましては滝川市立病院における地域医療室のような連携を行う担当の部署があります。また、市や利用者のケアマネージャーなどの関係者との連携もその部署を通じて図っていただいております。入院病床のない診療所、歯科医院、薬局などとの連携につきましても、関係者間で個別のケア会議を開催するなど連携が図られ、良好な状況にあると判断しております。利用者の個人情報の取り扱いにつきましては、ケアマネージャーやそれぞれのサービスの事業所におきまして一般的に契約時にあらかじめ本人同意を書面でとってございます。当該同意に基づきまして、必要な範囲内で適切に病歴などの個人情報が取り扱われていると認識しております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、2番目の要旨で、認知症における対応についてお伺いいたします。利用者一人一人さまざまな病歴があると考えております。認知症の初期対応時には地域包括支援センターがそのような状況をきちんと把握して、さらに介護サービス事業者との間でそういった個人情報を共有した上で連携を図るというのも重要と考えていますが、認知症における部分の連携についてどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 認知症の初期対応におきましては、地域包括支援センターにおきましてご本人、ご家族の方から病歴、生活情報、ご家族の状況などの情報収集を行い、状況の把握に努めております。また、本年2月から認知症サポート医などの関係者から成る認知症初期集中支援チームを設置し、認知症になられた方の初期対応の強化、充実に努めているところでございます。これらの個人情報につきましても、事業所との契約時の本人同意に基づき、事業所と共有するなどの連携を図り、より適切なサービスの提供を受けることができるよう取り進めているところでございます。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 本人、家族の同意ということで、認知症においてそういう判断というのは、適切な部分でそういう同意という部分は得られるのかについてお伺いします。家族がオーケーと言えばそれでいいのかもわかりませんが、答弁お願いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にありますように、認知症の方ご本人単体から同意を得るということでは効果的ではないと考えております。ご家族がいる場合はご家族の方にもご説明の上、同意を得て進めさせていただいております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、3番目の要旨になります。在宅介護にはヘルパーさんなどのサービスがあり、施設と異なり、24時間接するというわけにはいきません。そこで、在宅介護にかかわる側面から、24時間見れないという部分でのリスクはどのようにあると考えているかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 在宅介護ということでは、必然的に24時間の見守りを受けることが可能な施設入所の場合とはサービス提供のあり方が異なります。訪問介護などを初めとした介護サービスは、市内に複数の事業所がございますし、24時間対応可能な事業所もございます。それぞれの利用者の皆様が必要とするサービスに応じて、ケアマネージャーらと相談しながら事業所とサービス内容を選んでいくこととなります。また、市の事業としましても、緊急通報システムなどの高齢者見守り事業も実施しておりますので、訪問介護などの介護サービスとさまざまな市の見守り事業を組み合わせご利用いただくことにより、在宅での不安を解消し、生活を送っていただくための支援をこれからも続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 在宅介護には、両方とも高齢者同士という場合、片方はヘルパーさんのお手伝いを受けると、片方は健常だけれども、いつ何が起きるかわからないという状況があることで、そういう部分の家族の把握というのにも必要なのかなと思うのですけれども、その点について、ケアマネというか、そちらのほうでも対応は可能なのかどうかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 お話にありますように、介護サービスの利用者として、例えば元気な家族の方がいらっしゃるとしても、その方に介護サービスを提供することはできません。ただ、ご家族であったとしても、24時間つきっきりということは困難であります。ですから、先ほど申し上げましたように、サービスを形づく中でその方に合ったサービス、ご家族のご意見も伺って、求められるサービスを把握した上でサービス計画の作成に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、4番目の要旨で、これも前回取り上げたと思うのですがけれども、介護職場では慢性的な人手不足やぎりぎりの人員配置で業務を行っている職場、また現場に何らかの課題がある職場等があると思います。その中で事業展開を実施していく上で、こういう慢性的な人手不足等についての指導というのはどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 人員配置に関する指導につきましては、介護サービスには北海道が監督を行う特別養護老人ホームや訪問介護などの事業、そして市が監督を行う認知症グループホームなどの地域密着型サービスの事業がございます。いずれも条例等によりまして必要とされる人員、設備等の基準について明確な基準を定めております。人員基準を例えば満たしていない場合などは、実地指導などにより改善指導を行うこととなり、その上でなお改善がなされない場合、介護報酬の減算、指定の取り消しなどの行政処分を行うこととなります。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

### ◎3、市立病院

- 1、市立病院改革プランについて
- 2、待遇改善について
- 3、外国人への対応について

○渡邊議員 それでは、3件目です。市立病院に関して、項目は市立病院改革プランについてであります。当初の予定では28年の12月までに改革プランの計画策定の予定であったと思います。それが年度末までに延期すると報告があったように思います。理由としては、時間をかけて進めることと数値等内容が公表できる段階ではないなどとしております。しかし、当初予定の計画策定を発表した時点においては、既に経営に対する危機感があったものと思っております。この危機感が先延ばしになっても大丈夫と考えているのか、まずお伺いいたします。

また、延期をすることが病院経営にとって重大とは全く意識していなかったのかについてもお伺いいたします。

この改革プランの計画策定は、今後の経営を左右するものではないという感覚なのかお伺いします。

さらに、この計画が喫緊の問題だという意識が保てなければ、計画倒れになるのではないかと考えるところであります。この点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 滝川市立病院改革プランの策定スケジュールの見直しにつきましては、10月24日に開催された第15回厚生常任委員会においてご説明申し上げたところですが、総務省では全ての自治体病院に対し、平成28年度中に公立病院改革プランを策定することを求めています。当院は、平成27年度に入院患者の減少など急速に経営状況が悪化したことから、本年度の市政執行方針の中で健全経営を維持していくため、改革プランを9月に策定するとしたところです。渡邊議員がおっしゃるように、今回の改革プランは非常に重要なものであると認識をしており、より実効性の高いプランとするためには経験豊富な専門有識コンサルタント会社を活用すべきであるという判断に至ったところです。コンサルを活用することによりプラン策定のスケジュールを見直す必要性が出てきたことが大きな要因ではありますが、10月にありました総務省の地方公営企業経営アドバイザー派遣事業でいただいた意見も反映したいという思いや平成32年度までの収支見込みをより正確なものにしたいということが主な要因になります。現在は、院長を初め、市の関係所管との最終調整の段階であり、今月中に素案をまとめ、厚生常任委員会にご説明をさせていただく予定で進めております。策定スケジュールの見直しを行ったことは、危機感を弱めたということではなく、むしろ危機感を強めたという結果だということをご理解いただきたいというふうに思います。総務省は、計画期間を平成28年度から平成32年度の5カ年として策定するように求めており、計画の始期は平成28年度ということになります。プラン策定自体は年度末ということになりますが、プラン策定と並行して今できることはしっかりやっております。7対1入院基本料の堅持を初め、先進事例を参考に医療の質及び診療報酬等算定の向上への取り組みとして診療報酬等算定プロジェクトを立ち上げたところですし、電力の入札を行うなど経費の縮減にも努めているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 2番目の要旨になります。総務省の新公立病院改革ガイドラインを踏まえた公立病院改革プランを作成するに当たっては、病院経営の指針としての各経営指標が求められるのではないかと思います。そこで、専門のコンサルタントを招聘しているようですが、現時点における経営判断材料となる経常収支比率、また医業収支比率、人件費比率等の数字から見て、全体的な視点とどこの部分に改善を要するのかお伺いいたします。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 平成27年度の決算の経営指標の状況を申し上げます。数値は決算統計ベースとなりますので、ご了承ください。まずは、経常収支比率、これは費用に対する収益の割合で、この数値が100パーセントを超えると単年度黒字ということになりますが、当院の場合は89.7パーセントでありました。次に、医業収支比率、これは医業費用に対する医業収益の割合ですが、80.2パーセント、職員給与費の医業収益に対する比率は55.9パーセントという状況でした。平成27年度は、医業収益が前年度より5億7,000万円と大きく減少したことにより、経常収支比率と医業収支比率が低下し、職員給与比率が増加した状況となりました。

どの部分に改善を要するかということですが、健全経営に向けて収支が整うよう、医業収益の増収

及び医業費用の削減を図ることが必要です。経常収支比率の100パーセント達成を目指し、院長を筆頭に全職員が一丸となり経営の健全化に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 この比率については、それぞれ部長から説明あったとおりに思っています。その中で全て収支比率は、やはりお客さんというか、患者さんが来て幾らの世界になるかなと思いますので、次の接遇の改善についてに入りたいと思います。

市民からの投書では、やはり接遇に関するものが多いものと認識しています。いろいろと職場等において改善に向け善処していると思います。スタッフ、職員の全体的な視点から、全体的な展開を図る上で改善に向けたスケジューリングを進めることが必要と考えております。接遇マナーを含め、想定し得る部分でいろんなシミュレーションを描いたりしていると思いますけれども、そのほかに他の接遇に関する部分でのスケジューリングをつくられたらどうかという質問でございます。よろしくお願ひいたします。

○議 長 市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 接遇改善の関係ですが、当院では3カ年の中期計画を策定して、各種施策を実践しているところでございます。当院のビジョンとして、患者にもスタッフにも選ばれるマグネットホスピタルにというところを掲げておりまして、その施策の一つとして接遇研修を毎年医師を含めた全職員を対象に実施しているところでございます。さらに、本年度におきましては、8月に外来の患者様2,288名にアンケート調査を実施しております。その結果を診療などの参考とするよう、医師一人一人にフィードバックしたところでございます。また、投書などでご意見をいただいた場合においては、その都度対応しておりまして改善を進めているところでございます。今後とも患者の立場に立った診療を提供するよう取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 3項目め、外国人への対応についてお伺ひいたします。午前中の質問の中で、外国人の就労または観光等で来滝する方がふえているようであります。そこで、このような人たちが外来診療にかかる場合があると思ひます。外来診療が平日の時間内であれば、外国人に対しての対応はできているものと思ひます。ただ、夜間とか休日に関して外国人に対してきちんとした対応ができていないのか、なっていないと思ひるところであります。そこで、わかりやすい表示、英語等の表示で受け付けができるようなマニュアルの作成が急務と考えておりますが、見解をお伺ひいたします。

○議 長 市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 外国人の患者様への対応といたしましては、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語に対応した簡易問診票や診療単語、あと主要病名、症状のほか、受け付けや会計、薬剤の使用方法などが記載された外国人患者対応シートブックというマニュアルを備え、対応しているところでございます。なお、外国人の外来受診並びに入院診療時における問題の発生は特にございませぬが、今後においてもスムーズな受診ができるよう対応してまいりたいと思ひております。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 私の勉強不足で、大変申しわけありませんでした。それだけの対応ができていれば、どのような外国から来ても十分だなと思います。

#### ◎4、教育行政

1、学校再編について

2、学校運営について

3、スポーツ全国大会出場者への支援について

続いて、4件目の教育行政。まず最初に、1項目めは学校再編についてお伺いいたします。11月1日に前田市長の市政報告会が行われております。この報告の中で学校の再編について言及というか、触れられておりました。すぐにというわけではないのですけれども、そういう言及したことについて、市の教育委員会の進めている適正配置計画への影響というのは影響を及ぼすのか。また、あわせて、近い将来少子化という部分を捉えて小中学校の一貫校を目指していくのかについてお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 現在市教育委員会のほうでは、本年3月に見直しを行いました適正配置計画、後期の5年計画でございますけれども、これに基づきまして江部乙地区において保護者懇談会を行っているところでございます。影響はというご質問でございましたけれども、今後におきましても計画に沿って進めていくと、そういう考えでございます。

また、小中一貫校についてでございますけれども、適正配置計画の中で学校の適正配置を考える上での一つの選択肢ということでお示しをしておりますけれども、今後も先進事例ですとか、文科省の手引、これらを参考にしながら、適正配置計画を進める上で慎重に検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、2項目め、学校運営についてお伺いいたします。教職員の資質向上についてでございますが、各種の研修に参加されるなど、個々においていろいろと研さんに努められていると認識しております。教職員にもそれぞれ個人差があるとも思いますが、物事の対処での力量が求められるものではないかと思うところです。そこで、学力の向上、PTA活動、部活動、いじめ問題等の問題意識の持ち方、考え方、また地域事業への参加、連携に対しての指導についてはどのような対応、指導をしているのかお伺いいたします。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 教職員の資質向上ということでございました。お答えいたします。

教職員には、児童生徒や教育のあり方に関する適切な理解、教科指導のための専門的な知識、技能、対人関係能力など多様な資質、能力が求められているところであります。しかしながら、全ての教員がこれら多様な資質、能力の全てを身につけるには時間を要する面がございます。そのため、現在ではチーム学校をキーワードとした学校経営が進められております。例えば学力向上について申し上げますと、校内業務や所属学年を超えたプロジェクトチームを編成し、それぞれの教員が共通の目標、目

的に沿って取り組みを推進し、短期、中期と状況を確認し合う取り組みを進めております。このように組織として教育活動を行うことによって、教師個人の専門性を生かすとともに、学校全体としての教育水準を高めるよう努めているところであります。ただ、休日や放課後の部活動指導や授業準備にかかる時間との兼ね合いから、地域行事への参加などについて個々の教職員に任される面もございますが、次年度に向けてさらに学校がチームとなり、学校を取り巻くさまざまな事柄への共通認識を高めるよう働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 3項目め、スポーツの全国大会出場者への支援についてお伺いいたします。スポーツ愛好者の中でも競技志向の高いシニア世代を対象としました各競技大会があります。過去には当市においてもこの全国大会出場者に支援を行っていたと記憶するところではありますが、北海道においても同様の措置がとられていたと思っております。たしか今は廃止していると思われれます。そこで、滝川市として、マスターズとか、ねりんピックとか、されているのかもわかりませんが、そういう全国大会に参加される人たちに対して支援を行う考えについてお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 市内のシニア世代の皆さんがレクリエーションスポーツのみならず、競技スポーツにも積極的に挑戦されているということは承知をしているところでございます。現在一般市民に対する全国大会参加の奨励金としましては、滝川市体育協会、これが自主事業として行っておりますけれども、1件につき5,000円の奨励金を交付しているほか、全国福祉祭、いわゆるねりんピックでございまして、これの出場については北海道社会福祉協議会から一定額の補助を受けることができるというふう聞いております。財政状況がご承知のとおり大変厳しいという折、新たに市独自の支援制度を設けるといふところは、現状そこまで至りませんが、先ほど申し上げましたような既存の制度、これらを活用していただきながら、シニア世代の皆さんにもスポーツの舞台で大いに活躍をしていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○渡邊議員 終わります。

○議長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 新政会の田村勇でございますが、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

## ◎1、地方創生

### 1、ふるさと納税推進事業について

まず最初に、地方創生についてであります。ふるさと納税推進ということで、今ふるさと納税寄附金、滝川市もことしは予定が1億5,000万円というようなことで、返礼品を引いても6割ぐらいは収入になるのかなというふうに思います。全国でも数十億円の寄附額となって集まっているというようなことで、ただしこれも必ずしもずっと続く制度でもないのかなというふうにも思います。そこで、ことし10月、日本橋3丁目、大山商店街でのPR活動の効果、反省点、また日数やPRの仕方などについて伺いたいと思うわけですが、それは新政会の皆さんで研修に行ったとき、ちょっとの

間ですが、立ち寄って現場を見てきました。果たしてこういうことでいいのかなと思いながら、改めてこのPRの仕方や今後の取り組みについてご質問したいと思いますので、よろしく答弁をお願いいたします。

○議 長 田村議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ふるさと納税のPRに関するご質問でございますが、本年6月に滝川市及び滝川市商工会議所、江部乙商工会、たきかわ観光協会で構成するふるさと発展推進会議を設立し、平成28年度の活動計画として、平成27年度のふるさと納税寄附件数、金額が全体の約半数を占める首都圏でPR活動をし、知名度向上を図るべきとの決定を受けて、10月25日から28日にかけて東京都日本橋にある日本橋イベントスペース及び板橋区大山商店街においてPR活動を行ってまいりました。両会場とも、ふるさと納税PR用としてジングスカンの振る舞いを行ったほか、特産品としてリンゴやタマネギ、ゴボウ、アイガモ製品、チーズなどを販売いたしました。4日間を通して1,100名ほどのお客様にご来場いただきましたが、特に試食用のジングスカンを食べていただいたお客様は口々においしいと言っていただき、試食後はふるさと納税の詳細について聞かれるお客様も多く、中には翌日に再来場され、早速ふるさと納税をしてジングスカンを選んだというふうに報告をしてくださるお客様もいるなど、ふるさと納税返礼品としてのPR効果は高かったものと思っております。ふるさと納税に参加する自治体は全国的にもふえてきている中、各自治体とも知恵や工夫を凝らしているところであり、何もしないで待っているということでは市町村競争、自治体間競争に負けてしまいますということでもあります。

今回空知管内では初となるふるさと納税に特化した首都圏PR活動を実施したことで、これまで以上に滝川市を宣伝することができたと思っておりますが、実際に両会場で実施してみて、幾つかの反省点も挙げられます。まず、ふるさと納税の仕組みをもっと広く伝えて、来場者がすぐにでも取り組みたいと思えるようなPRの方法はなかったのか。ターゲットをもっと絞り込んでピンポイントでPRしたほうがよかったのではないかな。もっと多くの集客力のある会場があったのではないかなど、反省点は今後の取り組みに生かしていかなければならないというふうに思っているところでございます。今後の具体的な取り組みにつきましては、現時点では決定をしておりませんが、ふるさと発展推進会議において引き続き議論を重ね、さらに効果的な取り組みとなるように積極的に進めてまいり所存でございますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議 長 田村議員。

○田村議員 このふるさと納税、せっかく一生懸命やっているのにどうして私がいまいち足りないという言葉を出しているかということ、例えばのぼりにしても北海道滝川市と大きく書くとか、私たちも行っても、横のほうにちらっと書いてあるのと、のぼりは大きいだけでも、字が小さいということで、北海道滝川市というPRとしては非常に薄いと。それと、あそこに来てジングスカンを食べた人はおいしいと思ったでしょう。でも、その人たちがふるさと納税に即つながるということはなかなか難しいし、あそこでやっているということをもっともっとPRすべきだというふうに思います。それでも、一生懸命たくさんの方が行って市職員が頑張っていたという姿には感動したところでございます。

## ◎2、建設行政

### 1、流雪溝故障の背景について

それで、次の2番目の建設行政に移りますが、流雪溝のことについてでございます。この流雪溝の管理主体がはっきりしていれば、8月の台風による河川の増水にはもっと早く気がついたのではないかというふうに思うわけですし、あの河川の増水を見た場合に、市民ゴルフ場や野球場はもう既に水没していたのです。水位と余り高くない場所にある送水モーターですか、こういうものが点検もせずに放置されていたと。これはちょっとまずいのではないかなというふうにも思うのですが、このことについて、この項目は1項目しかないので、全部を言っておきたいわけですが、この流雪溝がことし使えなくなることによって市民の方がどれぐらいの苦勞をするかというのははかり知れないものがあると思うのです。それで、さきにも山口議員の質問に答弁されておりましたが、商店街への影響、除排雪のための費用は先ほど1回150万円ぐらいということをお聞きしておりますので、よろしいですが、車両の確保、また今後の供用計画、これを直してまた使うのか、それと今後これを使う場合に耐用年数としてはどれぐらい残っているのかをお聞きいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 滝川の流雪溝は、平成2年の供用開始から北海道開発局から委託を受け、滝川市が管理を行ってきているところでございます。今回の故障につきましては、8月の3回の台風により石狩川の水位上昇によって流雪溝の送水ポンプ施設の冠水が要因と思われ、3月の使用後及び11月の使用前の点検に至る4月から10月の休止中は施設の構造上点検の対象外としてきたところでございます。商店街への影響につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、流雪溝が使えないことによりまして車道脇に堆積された雪により雪山ができたり、その処理にご不便をおかけすることなどが考えられるところでございます。費用等についても、先ほど1回当たり市道部分であれば150万円程度と想定しているところでございました。また、車両の確保等につきましては、他の排雪路線の作業スケジュールに組むことにより今シーズンは対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次の今後の供用計画でございますが、北海道開発局とは早期の復旧のため情報交換、協議等を進めているところでございます。しかしながら、原因の究明、具体的な改善策など今後整理していかなければならない課題もあり、いつの時点で復旧できるかにつきましては今の時点でははっきりと言える状況でないことをご理解願いたいと思います。

続いて、耐用年数についてでございますが、このようなポンプ設備の一般的なポンプ設備等につきましては耐用年数は15年と言われており、それ以外の設備についても既に耐用年数を超えた状況となり、日々メンテナンスをこれまでしてきたところでございます。これまで点検の実施により、傷んだ部品の交換、適宜メンテナンスを行いながら延命を図ってきたところでございますが、今後20年、30年使用していくためにはいろいろ設備更新はしていかなければならないというような状況ではございます。今回の事案を踏まえまして、今後におきましては河川水位上昇時にはタイムラインの行動計画等にも加えまして、点検などによって再発防止を図っていききたいというふうに考えているところ

でございます。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今耐用年数はもうほぼ切れているというようなご答弁がございました。これを更新する場合に恐らく数億円のお金がかかると思うわけですが、数億円かかるとしたら、市の負担分といえますか、それもやはり億かかるということは大変なことだと実は思うわけです。そして、今1回の排雪に150万円ぐらいということであれば、ワンシーズンに3回排雪したとすると450万円です。そうすると、10年やっても4,500万円、20年やっても9,000万円、排雪。そうした場合には、高齢化がどんどん、どんどん進んでいる中で、あの投雪をするのもきっと大変だと思うのです。それだったら、いつそのこと流雪溝をやめて、排雪に回したらいかがでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 耐用年数が過ぎていて、その設備更新というものは、一度に億単位というもので更新していくのではなくて、修繕計画、長寿命化計画におきましてある程度の優先順位を持ちながら平準化していくということで今後の対応方針としては進めていきたいというふうに考えておりますので、なおかつこれにおきましては国と市との費用負担の割合がございますので、従来どおりのルールでいけば市は19パーセントというルールの中での費用負担になっております。こういうことで、今後もしその辺の修繕等が発生するのであれば、そういう対応になると思えますけれども、今議員の言われたように、直さないで、その存廃についての論議ということになるかと思えますけれども、それは現時点では今突然のこういう事態になりましたので、これを契機に存廃の論議というのではなくて、利用されている方にはまずは修繕するというので、これは利用者の協議会の役員会の皆様におかれましてはまずは修繕していただきたいというご意見がありましたので、我々としてはまず修繕に向けて対応して進めていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解願いたいと思えます。

以上です。

○議長 長 田村議員。

### ◎3、農業行政

#### 1、地方分権改革について

○田村議員 それでは、次に参りますが、3番目の農業行政でございます。ここに地方分権改革についてということで、地方分権も踏まえた質問をしたいのでありますが、農地所有適格法人というのはもとの言う農業法人のことでございますが、農業法人の設立をしたいという方が本州のほうには結構いるのです。それでまた、個人としても北海道に来てそういう農地が手に入るのならば、家庭菜園も含めた小さな農家もやってみたいというような方もいないわけでもございません。そんなことから、そういう方の個人あるいは農業法人、農業適格法人の設立のために市あるいは国のいろんな助成的なメニューがあると思うのですが、そういうものがあれば先に教えてください。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 田村議員のご質問に答弁させていただきます。

農地所有適格法人に関するご質問でございます。この法人につきましては、ことしの4月の農地法の改正により、議員のおっしゃったとおり、これまでの農業生産法人から名称が変更されたものでございまして、法人化により人手不足の解消や節税対策等のメリットも期待できることから、近年増加の傾向にあります。

次に、規模の規定というお話もございましたが、農地を所有、借用するためには農地法による許可を受けるか、農業経営基盤強化促進法という法律がありますが、それに基づき農業委員会の審議を経て、市の農用地利用集積計画の公告が必要になります。農地法では農地の所有権ですとか使用収益権の権利を設定する場合に下限面積の規定というのがあることから、所有と借用と合わせた経営面積の合計が2ヘクタール以上でなければ許可が受けられないことになっております。ただ、農業経営基盤強化促進法では、その下限面積の設定がございません。

次に、農地所有適格法人に対する国の支援策や補助金等のメニューとしましては、個人の農業者と同様、認定農業者を対象に農業用機械等の導入補助事業である経営体育成支援事業ですとか、農地、施設、機械の取得に対する融資制度等の活用が可能になっております。法人については、個人に比べて融資限度額が大きく設定されているということもございます。

市としましては、法人化について農家戸数の減少や高齢化の進行による労働力不足に直面する中、農地の受け皿や農作業の引き受け、新規就農者の育成や雇用の場として期待されることから、関係団体とともに連携する中で地域農業者の意識啓発を図るとともに、既存法人の経営安定に向けた取り組みや、また新たな法人化への取り組みを支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長 田村議員。

○田村議員 これは、個人も法人も2ヘクタール以上ということなのですが、上限はないのか、2ヘクタール以上というのはわかるけれども、あと上は上限はないのかということと、2番目に重ねるのですが、この法人の許可申請をするに当たって市とJAとの関連、要するに市も、これは市も応援してくれないとなかなか法人格というのは難しいのです。それでもって、JAももちろん農地集約なんかしていますので、そういうものも農協と一体でやらないとなかなか難しいという面がございまして、市とJAとの間のそういう法人に対する支援の協定みたいなもの、あるいは話し合い等が持たれているかどうかお伺いします。さっきの上限も含めて。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 田村議員の再質問に答弁させていただきます。

上限の規定というのは、特に農地法上は書かれておりません。

それと、法人化を推進するための農協との連携ということですが、当然担い手の一つとして法人という形態あるいは法人化が必要だというのは、先ほど申し上げたとおりどんどん農家の高齢化、あるいは戸数が減る中で、離農された農家から農地を引き受けるためには個人ではもう限界に来ているというところでは共通の認識を持っておりますので、担い手対策については農協とともに連携しながら進めてまいりたいと。その中の一つとして法人化ということ位置づけているということでございます。

す。

以上です。

○議長 田村議員。

○田村議員 それでは、次の3点目ですが、農地転用許可権限の移譲ということでございますが、農地法には第3条やら第4条やら第5条やら、いろいろと条がありまして、規定もあるのですが、農林水産省は農地を商業施設や住宅などに転用する許可の権限、今言った農地法の第3条や第4条や第5条をことし4月に施行された地方分権改革に関する法改正により権限移譲ができるということになってございますが、滝川市はその権限移譲をいつごろ受けているのか。それと、受けていない場合はそういうことをぜひ市長会を通して受けれるように申請すべきだと思います。そして、これは特に農地法第5条なんかの場合は、ここに書いてあるとおり、雪国という特性を訴えて強く求める価値があることなのです。ということは、農地転用の申請から許可までの時間、今は農業委員会に申請をして、月1回の申請なのです。そして、月末に審査をします。それを国のほうに出して、振興局に送って、さらに1カ月ぐらいの調査期間がかかるということで、申請を出してから許可がおりるまで2カ月も3カ月もかかっている。しかし、権限移譲を受ければここでもってやれるわけですから、市長権限でやれるということで、許可までの時間が1カ月は短くなる。そういうことは、雪国ですから、例えば今なんか5条申請出せないのです。5条申請出す場合は、除雪をして地杭石をちゃんと見せて、それからでないと農業委員会も受け付けないというようなことでございます。そうすると、11月ごろ出したのではもうことは工事できない。これは、建築業者、ほかの業者も冬の仕事なくなるわけです。ぜひこういう権限を最大限に生かして、国が指定した市町村、都道府県と同じ権限を持つ農地法の権限移譲はどういうふうになっているかお聞きいたします。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、ただいまの農地転用の権限移譲を含めたご質問に答弁させていただきたいと思っております。

滝川市は、平成26年度から農地等の転用の許可について北海道から権限移譲を受けておりまして、その事務については滝川市農業委員会に委任しております。この権限移譲により、滝川市の農業委員会で農地等の転用の許可を行います。転用の申請から許可までの期間につきましては、農業委員会の総会での審議、また案件によって一般社団法人の北海道農業会議の意見聴取を経ることから、その意見聴取後に統一して許可を出しているところでございます。この処理については、議員さんからのご質問もありましたが、2カ月、3カ月ということではなくて、標準処理期間というのがございまして、それが60日と定められておりますので、その処理期間の中で終えるよう努力してこの事務に当たっているところでございますので、ご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長 田村議員。

○田村議員 意見聴取を受けた後という、この辺がどうも解せないのですけれども、せっかく権限移譲を受けていながら、そこに出すのだったら何の意味もないのです。だから、私がさっき言った市長会云々というのは、市長権限がありながらなぜ意見聴取に出すのか、そしたら市長権限になっていな

い。

それと、もう一つは、ここに農業委員会の問題はございませんけれども、農業委員会はこういう事情を踏まえて、申請が出たときに、例えば月に1回でなく月に3回ぐらいでもいいから、農業委員会総会を開いて、即市長権限によって意見聴取に出すのなら出すと、できれば意見聴取は権限移譲の中で解決してほしいということがいい方法だと思うのですが、そういうことに対して市長は、市長権限がありながら意見聴取に出すと、そういうことについてどういうふうにお考えですか。

○議長 市長。

○市長 ただいまの田村議員のご質問でございます。意見聴取を権限移譲を受けていながらなぜ出すのだということでございます。今までの流れとして、農業委員会のほうに委託をして、依頼をして審査をしていただいている中からこのようなことを続けてきているわけでございます。しかしながら、そのようなお声もあったということでございますので、農業委員会とよく相談しながら今後のあり方について検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは、農業委員とか、あるいは土地云々という問題ばかりでなく、いろんな経済情勢も絡んでいるということが非常に大事だと思うのです。これがあることによって業者の仕事がふえるとか、あるいは早く家が建つことによって固定資産税も入ってくると。いろんな利点があるということをも十分加味して、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

#### ◎4、税務行政

##### 1、土地家屋の固定資産評価証明書等について

それでは、最後の税務行政でございますが、土地家屋の固定資産税評価証明書ということでございますが、平成26年10月に国会で宅地建物取引業法の改正が成立しました。平成27年4月に施行され、それは宅地建物取引主任者という名前から宅地建物取引士という名前に、者が士になったのです。弁護士だとか司法書士だとか、同じ士でございます。そんなことから、宅地建物取引業者が取引士になって、何の権限移譲もないのかというようなことを全国で発信してございます。そして、いろいろ私も調べさせていただきました。土地というのは、昔から今も流動性のない市町村は栄えない。土地が動かないで配置ばかりになった場合は、その市町村はもう限界集落になる。それぐらい土地の流動性というものに対しては敏感に経済を左右しているというふうには実は思うわけでありまして。土地、建物の固定資産税評価証明書というのは、いろんな契約書を結んだり、あるいは登記書類をつくらして法務局に行けば、評価通知書という申請用紙をくれます。それを持って税務課に行けば、無料で証明が出るのです。それはわかるのですが、宅建業法等の変化によって、例えば今はやりのネットでもって流すような場合には、固定資産税評価額という欄がちゃんとあるのです。ところが、今の現状では個人が行ってもなかなか出してくれない。もちろん本人が行けば出るのは当たり前ですけども、それでそれは即使うのではなくて、そういう必須科目のところの穴埋めというか、書き入れるための必要性というのもあるし、その土地、家屋の売買においても、お客さんに説明する場合に果たして評価額幾らだろうということが全くわからないというようなことで、私も道の役員やっ

すので、いろいろとそういう話を会議で持ち出してみました。そしたら、ここに書いてありますが、札幌市では実は出しているのです。これは、こういう申請書というものがちゃんとつくられてあるのです。これは、宅地建物取引士には発行しますという書類なのです。これは必ずしも全国統一とか、そういうことにはなっていませんが、札幌では実際にこういうものでもって評価証明書が出ていると。滝川は閉鎖的ですから、そこまではやられていないと。ぜひこれはオープンにして、悪用するとか、そういう問題ではないので、申請書、宅地建物取引士の資格を持っていれば固定資産税の評価通知書を出しますと。これは、もちろん有料でもいいのです。法務局からいただいでくる書類は、税務署でもって無料で出してくれます。宅建業で出すこれは有料でもいいのです。これはぜひ出してもらいたいのと、それによってどういうことがあるかという、例えば消費税です。消費税の算出やら、固定資産税1.4パーセント、都市計画税は0.3パーセントですか、そういうもので負担割合、あるいは特例措置による算出ですとか、そういうものを評価証明があることによって計算をして、お客さんへの説明、あるいはネットの必須事項の記入、そして売買の前の前段階の説明ができるというようなことなのです。これについて検討する余地があるか、ないか。それと、このことに対してどういうふうにお考えかお聞きいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、ご質問の件について現状について先にお話ししたいと思います。固定資産課税台帳の閲覧につきましては地方税法第382条の2、評価証明書の交付につきましては地方税法第382条の3などにより請求できる者が定められております。その者以外が請求をする場合は原則委任状の提示が必要ということで、ご承知のことと思います。宅地建物取引業者につきましては、平成3年に見解が示されておりますが、自治省の税務局固定資産税課長より、宅地建物取引業者が宅地、建物の売買等について依頼者と締結した媒介契約書に紹介の特約事項が記載されている場合は、その媒介契約書を市町村の窓口で提示することによって閲覧、評価証明の交付を受けることができるものとするということでございます。国の見解を受けて、宅地建物取引業者につきましては委任状の提示がなくても、この媒介契約書、これをご提示いただくことによって土地、建物の評価証明書の交付を行っているところでございます。ただし、その契約書には当該の特約事項、これは記載していただきたいということでございます。これが現状でございますが、先ほどご質問にありました札幌市の取り扱い、ほかのまちの取り扱い、これについてはちょっと調べたのですけれども、詳細について一部わからないところがございますので、具体的な方法につきましては専門家である田村議員さんのご指導もいただきながら今後調べていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 今答弁されたのは、私もここに持っていますが、平成3年の自治省税務局固定資産税課長からのものなのです。これは平成3年なのです。今私言ったのは、平成27年に施行された法律を言ったのです。今は28年です。今言っているのは平成3年の話なの。ですから、平成3年の話ではなくて、平成27年にはそういう法改正がされているのだということで、このことによって利点が、先ほど言いましたよね、こういうものがあることによってスムーズな取引、あるいはお客さんへのス

ムーズな説明、お客さんへの説得力が増す。そういう証明ですから、間違いないと、でたらめな数字ではないですから、そういうことを言ったので、これは市長会においても、もしほかの市長さんがこういうことを認識していないとしたら、ぜひ市長のほうから市長会にも提案していただきたいのですが、市長、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの件につきましては、平成3年のものではなくて基準とするのは平成27年のものを基本とすべきというお考えでございますので、それにつきましては先ほど部長のほうから答弁させていただいたとおり、田村議員さんにご指導いただきながら検討させていただきたいと申し上げてございます。また、市長会にそのようなご提言をとということでございました。市長会への提言というのは各市から、企画会議がございまして、その会議の中でいろいろ提案をさせていただいた中から選ばれるものでございまして、そのようなご指導でございますので、一度市長会の企画会議に諮るよう担当のほうとは相談させていただきたいと思いますが、ただそのような形で市長会はなかなか厳しいところがございますので、そう簡単に取り上げていただけない問題でなかろうかと思っている次第でございます。業界のほうといいますか、田村議員のお仲間の皆さんから各市に対してそのような提言をなされるようにお勧めするほうがまずは私は早いのではないかと思う次第でございます。

以上です。

○田村議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

#### ◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

#### ◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時32分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員



平成28年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成28年12月15日（木）

午前 9時59分 開 議

午後 1時59分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○追加日程

日程第 3 議案第 8号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 9号 財産の取得について

日程第 5 報告第 1号 監査報告について

報告第 2号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 外国語指導助手の活用に対する財政措置の充実を求める要望意見書

意見書案第2号 J R北海道根室本線存続を求める要望意見書

意見書案第3号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	館内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長 前田康吉君 副市長 千田史朗君

教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	石 川 雅 敏 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 長	中 川 啓 一 君	産 業 振 興 部 次 長	長 瀬 文 敬 君
建 設 部 長	高 瀬 慎 二 郎 君	市 立 病 院 事 務 部 長	田 湯 宏 昌 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長	椿 真 人 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教 育 部 指 導 参 事	小 野 裕 君	監 査 事 務 局 長	加 藤 孝 昭 君
総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君	財 政 課 長	堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	書	記	菊 田 健 二 君	
書	記	平 川 泰 之 君	書	記	村 井 理 君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において小野議員、渡邊議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。  
一般質問は、8名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位9番目の方の質問に入ります。  
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。  
堀議員の発言を許します。堀議員。  
○堀 議員 おはようございます。公明党の堀重雄でございます。それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

◎1、福祉行政

1、生活困窮者自立支援制度について

最初に、福祉行政、生活困窮者自立支援制度についてお伺いをいたします。この法案の成立のきっかけになったのは、2014年9月の千葉県の銚子市における、生活に困窮して家賃を滞納し、県営住宅から強制退去させられる当日、中学2年生の一人娘を殺害した事件がきっかけになっております。この報道の内容をちょっとお示ししますが、この事件は、別れた夫の借金を抱え、娘の制服を買うために闇金融にも手を出し、健康保険の担当部局ではこの親子の窮状を把握していたけれども、生活保護の担当部局と情報共有されておらず、生活保護の窓口に来たときには一般的な制度の説明だけしかされていませんでした。また、県営住宅であったこともあり、千葉県と銚子市との連携も不十分であったと伝えられております。まさに制度と制度のはざまの問題で、幾つかの行政部署と接触があつて窮状を把握することができた可能性があつたのに、救えなかったという事件でございます。

そこで、お尋ねをしますが、この制度の内容、また本市の取り組みを伺います。

- 議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。  
○保健福祉部長 昨年4月より施行されました生活困窮者自立支援法は、生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で課題がより複雑化、深刻化する前に自立の促進を図ることを目的として制定されました。本市の取り組み状況としましては、必須事業であります自立相談支援

事業、住居確保給付金の支給に取り組んでいるところでございます。自立相談支援事業につきましては、平成26年度モデル事業から空知管内での受託実績があるNPO法人コミュニティワーク研究実践センター、そらち生活サポートセンターですが、に委託し、空知管内7市での広域委託事業として実施しております。次に、住居確保給付金ですが、これは離職等によりまして経済的に困窮し、住居を失った、またはそのおそれがある方に対し、住居確保給付金を支給する制度となっております。

以上です。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 今部長の答弁をお聞きしていると、必須事業のみ本市ではこの事業展開をしているというふうに伺いました。任意事業が4点ほどあると思うのですが、就労支援、また子供学習支援、一時生活支援、家計相談支援とありますが、これを事業として取り扱っていない理由はまず何なのか。

それから、2点目は実施状況ですが、多くの自治体では委託をしてやっているというところもありますが、本市では直営なのか、委託なのか、この辺をお伺いいたします。

もう一点、当然支援員という人員が必要となってくると思いますが、この支援員については何人ほど用意しているのか。

この3点についてお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、1点目、任意事業についてですが、議員がおっしゃられましたように、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、子供の学習支援などがございます。当市におきましては、任意事業は現在未実施でございますが、今後地域の実情に応じて取り組むことが必要と判断した段階で検討してまいりたいと考えております。現状におきましては、関係機関との連携、既存の社会資源、各種制度などを活用し、対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目ですが、本事業の必須事業につきましては委託事業として実施しております。その中で、滝川市専属の支援員としては1人を配置していただいております。昨年平成27年度につきましては相談について25人、今年度は11月までに23人の相談の利用がございました。また、相談の内容につきましては多岐にわたっておりますが、仮に就労に結びついた方に限定いたしますと、昨年平成27年度で7人、今年度は2人の方が相談支援の中の支援プランを活用した上で就労に結びついております。

以上でございます。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 状況はわかりました。この制度については、なかなか市民がまだ理解をされていないというのが1点あります。周知についてはどのようにされていく予定なのか。また、内容もわかりやすくなければ、自分が対象になっているかどうかという相談の範囲が明確でないというようなことも各自治体であるようです。これがどういうふうに周知をしていくのかというのが1点と、任意事業は状況を見ながらというふうに今答弁されましたけれども、極力この任意事業は本市において

も取り扱っていくべきだというふうに私は思います。なぜならば、今回のこの事件の発端となった銚子市の件においても、国民健康保険は滞納している、家賃も滞納している、生活保護の相談もしている、こういうふうに課題がいろいろな分野であるわけです。これは、そういう面から見ても就労支援、子供の学習支援等々の必要性が私は今後当然発生すると思いますので、本市でも取り扱うべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 制度の内容周知、また全体的なPRということでございますけれども、まず委託した事業所、そちらがまず滝川市でやっていただいたことは、滝川市、またその周辺にあります社会資源の開拓でございます。何かといいますと、例えば福祉の事業所、病院、ハローワーク、そういったところに事業の紹介、またそこそこの相談の中で上がってくる方、生活課題を抱えた方の紹介、その周知をまず最初にやっていただいております。その後滝川市内におきましても民生委員協議会の委員の方々を対象にした研修会、地域からそういった支援を必要とする方を拾い出すという作業をまずやっていただきます。内容からしまして、なかなか一般的な周知、PRから拾い上げる、みずから声を上げられるということが困難である方が多数であると考えておりますので、そういった地域、もしくは事業所等から拾い上げる体制をまず最初に築いていただいております。内容につきましては、議員ご指摘のとおり、それぞれ相談内容、その方の抱える生活課題というのは多岐にわたっておりますので、一律的にプリントでお知らせするというのはなかなか困難ではあります。ただ、いろんなところからの紹介により、まずは相談につなげると、その体制づくりをしていただいております。

続きまして、任意事業でございます。ご指摘のとおり、必要とされる方も滝川市内においてはそれぞれ検討せねばならないとは考えております。ただ、子供の学習支援ということをまず考えますと、滝川市内の生活保護世帯の方での高校の進学率は現在100パーセントになっております。そういったことから、また数の問題、人数の問題、どういった形でその対象の方を拾い上げるのか、先ほどの必須事業についても広域7市の体制でやっております。その中から出てくる意見、声、またやっていただく委託先である事業所との懇談の中から必要性をさらに考え、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 検討していただくということで、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、今回の銚子市の事件については、縦割り行政の中で各部署においての連携がされていなかったということも指摘されております。そこで、市長にお伺いをしたいのですが、例えば住宅支援のときに給付金が出るのですけれども、市営住宅を優先的というふうな話にもなってくるかと思えます。また、国民健康保険を滞納している。そのほかさまざまな関連部署のこともあるかもしれません。こういうことをたらい回しにされているというのが各自自治体でもあるようです。これをどうかワンストップでやって、相談している人たちに親身になって対応してあげることが大事だと思いますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの堀議員のご質問でございます。縦割り行政という批判がよく聞かれるわけでもございまして、私どももそれは十分気をつけなければいけないと常日ごろから申し上げております。情報共有という点につきましては、各部、各課についてもそのようにお話をさせていただいておりますので、滝川市役所ではそのようなことはないというふうに思っておりますが、そういう懸念もあるということでございます。一応ご提案として受けて、保健福祉部と相談しながら、そのようなものが果たして必要なかどうかということも十分考慮しながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 縦割り行政を廃するという事は、市長の胸先三寸でどうにでもできる分野ですので、ぜひワンストップでやっていくような市民の目線に立った行革をお願いしたいと思います。

この質問に関しては奈良市の市議会でも取り扱ってございまして、議員からの質問に対しての答弁がありました。奈良市の市長は、生活困窮者自立支援制度について生活保護を現在受けている人も就労支援によって自立させていくと、こういうことも一緒に考えてこの制度を活用して運営しているというふうに聞いております。その成果も十分上がってございまして、奈良市は120億円ぐらい生活保護の支出があったみたいですが、それも減少しつつあるというような状況にあるらしいです。そういう意味で、この制度は本当に困窮者の人を助けるというサービスと一緒に、現在の生活保護を受けている方に対しても就労支援をしていくというような両面性があるというふうに伺っております。ぜひそういうふうな、滝川市は今部長答弁で7市で広域でやっているということですが、こういうことも兼ね合わせて今後は進めていくべきだというふうに考えますけれども、市長はどのようにお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 確かに生活困窮者のみならず、生活保護を受けている方の就労支援も大変大切なことだというのは重々認識しているわけでもございます。7市で今広域で行わせていただいております。7市ともよく相談しながら、そういう形をどのように連携をしながら、そしてまた滝川市として情報を共有しながら、必要に応じてそのような措置を行っていききたいというふうに思っている次第でもございます。就労支援というのはなかなか幅広くて、難しい部分がございます。いろんな職業につかせるための努力は今までも十分しているはずですが、生活保護においては、その中でもなかなか成果が上がっていない部分もあるわけでもございます。それらを十分検証しながら、ただいまの堀議員のご提案についていろいろと検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議 長 堀議員。

## ◎2、建設行政

## 1、社会資本整備について

○堀 議員 それでは、次の建設行政の質問に移らせていただきます。社会資本整備についてお伺いいたしますが、近年インフラの老朽化によるトラブルが各地で発生しています。国土交通省から出てきました資料がございますので、ちょっとご案内しますが、下水道にかかわる資料でございます。下水道施設における損傷事故等の発生状況ということが報告されております。これは、調査が19市町に限られておりましたけれども、下水道施設において平成18年度から22年度までの間に2,614件の損傷事故等が発生しており、このうち管渠の損傷事故等は1,839件、70.4パーセントになっている。さらに、このうち老朽化によるものは921件、50.1パーセントとなっている。これらの損傷事故等の中には、管渠の劣化等により道路が陥没し、通行どめとなるなど住民等への影響が生じているものが見られたと、こういう報告がありました。福岡のすごく報道された陥没の事故もありましたけれども、市民生活に本当に必要な橋梁だとか下水道、こういう維持管理も含め、本市の取り組みを伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 社会インフラの老朽化は全国的な問題であり、その長寿命化対策と健全性の確保につきましては、国を挙げての重点施策となっているところでございます。本市におきましても重要な社会インフラが多くありますが、これらの老朽化する社会インフラにつきましては、長寿命化計画の策定や調査結果に基づく計画的な予防修繕を取り入れることで長寿命化を図り、安全性の確保やトータルコストの縮減と平準化に取り組んでいるところでございます。下水道では、管渠のカメラ調査等を実施する中で補修箇所が発見された場合におきましては、速やかな補修を実施しているところでございます。また、道路につきましては、シレニア跨線橋の修繕工事を実施するほか、路面下の空洞化調査により陥没危険箇所が明らかになった場合は、車両通行の安全確保と早期の交通開放のため緊急に道路開削を行い、空洞の原因に対する抜本的な対策を実施した箇所もございます。このほかにも老朽化した公園遊具の改築も計画的に進めております。これらに加え、市道の維持では速やかな穴ぼこ補修の実施や舗装オーバーレイのほかに、凍上対策としての部分的な改良工事を実施しています。このようなことから、費用対効果と安全性の向上の双方が図られ、総体的な維持管理費のコストダウンと社会インフラの安心、安全の確保に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 そこで、もう一度確認したいのですが、損傷箇所が発見されて、補修をする。それから、本当に壊滅的な打撃を受けて、それから補修をする。一番私が大事だと思うのは計画的に、今部長からも計画的にということもありましたけれども、補修をしていくという。こういう3点の観点から、一番コストがかからないのはどういう方法なのか。要するにコンクリートは40年と言われています。それを20年スパンで補修をしっかりとっていくというほうがコストも、長もちもするのか。亀裂が生じたり、目視できる、何かいろんなそういうことでわかると、それで補修をするというのと、完全にだめになってから建てかえてしまうとかというのとのコスト面について、わかる範囲でいいですが、お示しをしていただきたいと思います。

それから、下水道の耐用年数、それから橋梁の耐用年数というのは50年と言われてはいますが、最近の技術ではもっと延びているというようなことも伺っておりますが、こういう耐用年数に対しての計画的なスパンみたいなのは、点検だとか補修のスパンみたいのがあればお示しをしていただきたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 まず、1点目のコストの問題、比較だと思っておりますが、これは例えば道路であり、それから地下にあるもの、それとか橋梁、言われましたコンクリート系が橋台とかありますけれども、これにおいてはその事象、事象を発見したその段階でどういう工法が、長寿命化と、それとコストの比較をあわせながら、どういう工法がいいのかという部分で検討していくこととなりますので、今この場においてこういう場合はこれのほうが安い、こういうのがあるというのはちょっとここでは答えられないということになると思います。これは、まずは調査した中で、現状をどういうことを調査していくかということで、いろんなことで、例えば道路であれば路面の平坦性の性状調査という部分もありますし、それから空洞調査という部分もございます。その空洞においても大きい、小さいだとかいろいろありますし、路面のこぼこの度合いだとか、亀裂の状況だとか、いろんな部分もございます。それにおいては、なぜそれが原因で起きたのか、路面のこぼこは、それは支持力の問題なのか、凍上なのか、いろいろございます。そういう部分がございますので、そういうことで現状を事象で調査だけをして、そこでどういう順番で、通行にどれだけ支障があるかだとか、いろんなことを検討した中で優先順位を決めていくこととなりますので、単純に比較論というのは今この場ではちょっと難しいのかなということをご理解願いたいと思います。下水道においても同様で、管路内の調査という部分も行っておりますので、その中で長年使ってきたのが老朽、すり減りだとか、そういう部分を見ながら検証、検討していくことになると思いますので、そこで年次の何年たっているからこれはどういう形で検討していくかという部分も当然その要因にもなりますので、そこにおいて今具体的な部分に対してお答えはちょっと難しいのかなということをご理解願いたいと思います。

それから、耐用年数の部分におきまして、今ちょっと説明させていただきましたけれども、これにおきまして単純に耐用年数だけで優先順位を持っていくというのではなくて、やはり調査等を含めて現状を認識しながら、そこで修繕計画という部分につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 今部長の答弁では単純に耐用年数から割り出すことは難しいという答弁でしたが、橋梁の場合は私の知っている限りでは長寿命化、コストダウンのためには一定のスパンの補修をすることによって非常に効果があるというふうに認識をしておりますけれども、恐らく下水道にしたって何にしたって、広大な長さの中でのことですから、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、要するにだめになるまで待たないほうが恐らくコスト面ではいい結果が得られるのではないかと。また、事故等の防止にもなるというふうに私は考えてはおりますけれども、何か違う点があったら、お示しく

ださい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 調査して、計画を練って、それからそれを優先順位を決めていって、一気に壊れてから一気にやるよりは計画的に投資していったほうが投資の平準化になりますので、議員の言われるとおり、トータルで見たときにはまさにそのとおりと思います。また、我々もそう思っているところですが、なかなかそこにおいては、やはり予算の関係だとかいろんな部分がございますので、その中で優先順位と、計画を決めた中で、そこに優先性を持った中で進めていきたいという部分がございますので、最終的には予算もなかなか厳しいという現状もありますので、ご理解願いたいと思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 わかりました。

そこで、市長にお伺いしたいのですが、今部長の答弁の中でも明確にありましたが、予算内で所管は苦勞して現状はやっている。こういうことがはっきりしたと思います。私は、最終的にコストダウンになるのであれば、借金をしてでも市民の安全のため、またコストダウンのために早急にやっていくことが肝要だと思います。また、経済の活性化にも当然つながる事業でありますので、市長の腹が決まれば、借金をしてでも予算をふやしてメンテナンスに、コストダウンに踏み切るべきだと思いますけれども、市長、どういうお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいま堀議員のご質問でございます。先ほどの部長答弁でも計画的に行うのがいいのかもしれないというお話がございました。私も滝川市でも、財政需要を見込みながら事業を平準化して修繕していこうということを考えておりますけれども、その財源のほとんどが社会資本整備総合交付金ということでございます。しかしながら、この交付金も今削減されて厳しいということもございます。計画を実行していくにはどうするかということ予算執行や事業内容を今精査しておりますし、国の補正予算をかなり活用させていただいて、積極的な要望を行った中で確保に努めているところでございます。財源不足によって市民の安全、安心をないがしろにするというつもりはございません。しかしながら、借金をしてでもというご質問でございましたが、今財政健全化の中で将来に負担を残さないためにも、今健全な財政を行わなければいけない時期であるというふうに思っている次第でございます。安全、安心が最優先ということは十分理解しておりますが、その中において必要な事業、また計画の実行においては財源を確保しながら行っていきたいというふうに思っておりますが、何が何でも借金をして何でも安全にしていこうということではなくて、適宜必要な部分の改修、また計画的な中で行わなければいけない優先すべきものに取り組んでいくという考えで臨んでいる次第でございます。私の一存で何でも決まるということではございませんので、いろいろと議会の皆様方にも相談しなければいけないということもでございます。そしてまた、国のほうにいろいろと財源確保のための要請も今活発にさせていただいているところでございますので、そのような知恵と行動を伴いながら財源の確保に努めながら、そしてまた市民の皆さんの安全、安心を優先しながら、このような改修、そして計画的な老朽化対策というのを行ってまいりた

いと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○堀 議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 議長のお許しをいただきましたので、新政会の本間でございますけれども、2件にわたって質問させていただきたいと思います。前田市長2期目も間もなく2年がたとうしております、折り返しでございます。あらゆる掲げているもの、また必要とされる優先順位の高いもの、重要案件については、皆の英知を持って実現に向けていかなければならない。そんな思いを持ちながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

## ◎1、市政運営

### 1、コンパクトで機能的なまちづくりに向けた体制について

まず、1件目、市政運営ということで、コンパクトで機能的なまちづくりに向けた体制についてということで、9月の28年第3回定例会におきまして質問させていただきました社会教育施設の複合化と市街地活性化についてでございますけれども、皆さんにご理解をいただいたのでないかなというふうに実は自負をしながらいるわけでございます。それと、そのときも重ねて申し上げましたけれども、滝川版CCRC及び仮称ではありますけれども、女性活躍推進センターなどとの関連性というものも含めて申し上げたところでございますけれども、その後の9月以降今日までの取り組みはどうなっているのかということが1点と、それから新年度から政策を決定していかなければならないのではないかという思いが私にはありますけれども、どのようなことになっているのか。また、現在、そしてその後の推進に向けて準備されている機構、いわゆる組織でございます。についてまずお伺いをしたいと思います。

○議 長 本間議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、社会教育施設の検討につきましては、現在のところ教育委員会におきまして文化施策推進のために必要な機能やそれを補完、支援する機能、望ましい環境等の検討を継続して進めているところでございます。また、滝川市における生涯活躍のまち、いわゆる滝川版CCRC構想の推進につきましては、現在基本計画の策定に向けて、高齢者が健康でアクティブな生活を送っていただくための地域資源の一つと考えられます社会教育施設の活用や中心市街地でのCCRC事業の展開についても検討を進めているところであり、あわせて（仮称）女性活躍推進センターにつきましても今年度の調査事業において、女性が働きやすく、子育てしやすいまちづくりを展開するための中核をなす機能のあり方について検討しているところでございます。各調査事業の一定の取りまとめを年度末に行うことになっておりますが、これらの課題に対しましては、個々の施策ごとに完結できるものではなく、市長部局、教育委員会が密接な連携の中で横断的、総合的に進めていく必要があるというふうに考えております。こうした市政の重要案件につきましては、市長を初め特別職や関係部長で構成する政策会議や経営戦略会議を適宜開催しながら、市としての基本的な方

向性を打ち出し、あわせて効果的に各事業を推進するための体制についても決定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 本間議員。

○本間議員 再質問させていただきますけれども、今ご答弁をいただいたまず文化ゾーンのこと、それからCCRC基本計画と女性活躍センターの調査事業について実は存じておりまして、まずそれぞれに行っているのもわかります。これは、CCRCについても女性活躍センターのことについても地方創生に絡んで加速化交付金などとの関係性で、調査事業として年度内に結果を出さなければならないというか、方向性を出さなければならないというのもわかっております。実は、この3つにつきましては、まず文化ゾーンについても、それからCCRCの基本計画についても、女性活躍センターについても、例えば女性活躍センターについては多分公民連携で行いたいとするもので進められていると認識しているのですけれども、こういうことは女性活躍センター単独で行ってしまうのは非常にもったいないというふうにどうしても思ってしまう。施設をつくる時には複合的にしなければ、これはもったいないとしたときに。それから、CCRCについてもなるべくまとまった場所であらゆる世代の人たちが集うことによってそうした機能に使っていける施設になると。それは、もちろん女性活躍センターの機能を使ってもいい。それから、社会教育施設についても同じようなことがあります。貸し室のことだとか、それからたきかわホールみたいなものとか、これはとにかく総合的にしていかなければならないというのはきっとご認識されているし、一緒の気持ちでいっしょと思うのだけれども、総合という言葉が述べられましたけれども、先ほど答弁で。ただ、部長会議で政策を決定していくというふうにおっしゃっていますけれども、私が思うのは非常に専門部署が多様でありまして、その後の実行、実践するに当たるものにつながる調査研究を含めてしていかなければならないのだなというふうに思っています。ですから、それぞれの結果を今回個々に出して取りまとめると言っていますけれども、ただ同時進行でどれとどれをどの場所でやるのだぐらいのことは決めて先へ進んでいかなければならないでしょうし、そうしたことが必要なのだというふうに思うのですけれども、そうしたことについてのお考えはないのか、ちょっと長くて済みませんが、よろしく願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 再質問でございますが、まず進め方の基本的な考え方につきましては、今議員がおっしゃられたとおり、それぞれ関係部署で今取り進めております調査あるいは検討というものが本年度末で一定のある程度の方向性が出るというふうにも考えております。ただ、その方向性の結果を待ってから動くということではなく、先ほど申し上げました政策会議等、これは市長を筆頭にということでございますが、こういった会議につきましても適宜実は開催をしております。特にこの政策会議につきましては、目的といたしましてはこの会議は政策的な判断を要する重要な施策、あるいは事業に対してどう進めていくのかというような部分、あるいは慎重な判断を要する市議会への議案として提案していくような重要案件、あるいは先ほど若干触れましたが、組織という部分を考えれば、現行の部の改廃あるいは新設というようなことも含めて市の組織機構の大幅な変更に関す

るものについてもこの会議の中で検討して方向性を決定していくというような位置づけで庁議規程に規定をしたということで、実はこれまで平成25年あたりから試行的にこういうことができないかということでいろいろ協議をしてきて、本年の1月に庁議規程に最終的に盛り込んだという状況でございますので、議員がおっしゃられた部分の同時並行という部分も含めて、適宜必要な判断が必要だという場合、あるいは途中経過でもこういった形であればどう進めていくのかという段階において会議を適宜開催して進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 続けますが、今ご答弁いただいたことは理解はしたいというふうには思うのですが、まず新年度に向けて例えばこの政策は市政執行方針にのってくるものなのかどうなのかということもありますよね。それは、要するに複合的にのせる必要が僕はあると思うのですが、そうしたものについてはどう思われているのかということもありますし、それから新年度からの具体的な組織機構というのは多分お考えになっているのではないかと思います。そうしたものの一端でも結構ですので、お答えいただければと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 再々質問でございますが、現在新年度に向けて政策協議、年明けて予算協議という部分につなげていくという形になって、最終的には議員おっしゃられたように市政執行方針にという形になりますが、今現時点でという形でございますが、政策協議中ということでございますので、重要案件については今後どういう形で進めていくのかということも含めて、市長を含めて協議の経過中ということで、現時点で今こういう形であることをお示しすることはできない段階にはございますが、議員のおっしゃられた部分も含めて今後の政策協議の最終的な市長の協議の判断、あるいは新年度に向けた予算協議並びに組織、人事という形になりますが、そういった中で総合的に検討していくという形になろうかと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。ただ、議員がおっしゃられた部分については、常に念頭に置きながら進めているということだけはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 これ以上長くやってもよくないのかなと思いますけれども、今ご答弁されていないとか、できないのかもしれないなということがあるので、ただこれにはこの組織、新たな組織、組織改編も含めてどのような思いを乗せていこうと思われているのかということについて、副市長と皆さんおっしゃっていましたが、できれば市長、よろしく願いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの本間議員のご質問でございますが、おっしゃっていることは十分理解しているつもりでございますし、私も同様な考えを持っている。これは、議員各位の皆さん方も同じ思いを持たれているというふうに思っております。また、政策協議、予算協議、さまざまな積み重ねがあるわけございまして、その中において今検討中ということでございますので、部長答弁を超

えた以上のお話はできるわけではございませんが、本間議員のおっしゃるとおり、優先順位としては非常に高い問題であると、そしてこれからのこの滝川の20年後、30年後に大きくかわる問題であるということを認識しておりますので、それに向けた考え方を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 長 本間議員。

## ◎2、学校教育

### 1、小・中学校適正配置について

○本間議員 それでは、次に移りたいと思います。2件目、学校教育、小・中学校適正配置についてということで、きのうは関藤議員と渡邊議員のこれに関する質問が若干触れられるものがありました。それでもあえて質問させていただきますけれども、ことしの1月に28年から32年の滝川市小・中学校適正配置計画というものが出されました。これは、当時すばらしいことだというふうに思いました。それに沿って協議や懇談会等が行われているというふうに認識しておりますけれども、その状況と現状と今後のことについて進め方等、要するになぜこんなことを聞くかという、市民の皆さんにその実際の内容、実際進められている状況というのをご理解いただきたいということもありまして、ぜひそうした内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 適正配置の関係でございます。本年の4月から後期の5年計画というものがスタートしておりますけれども、その計画の中におきましては、適正規模を下回る学校について検討を進めるというふうにしております。本年度につきましては、7月以降、江部乙小学校、中学校、各学校のPTAの役員さんとの懇談会、合同ですけれども、その懇談会を実施しております。その後、小中学校全ての保護者を対象とした保護者懇談会というものを開催しております。まだこれは終わったわけではございませんので、年明けにも保護者懇談会を継続しまして、一定程度意見集約が終わった段階で、次の段階では地域懇談会ということを進めなければいけないというふうに考えておりますけれども、時期的な部分についてはまだ申し上げられる段階にはないということでございます。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 32年まではとりあえず新たなものにはしないということが適正配置計画には書かれておまして、それまでに意見集約等をしっかり行っていくということでございます。これは、ぜひ十分なるべく回数も多くしてやっていただきたいというふうに思いますけれども、ただ32年までほかの考えを何も持たないで進めていくというか、そういうことには多分ならないのでないかなと。例えば33年以降には速やかに整備方針の策定というか、整備方針を発表していかなければならないのでないかなというふうに私は認識しているのですけれども、財政的な部分だとかいろんなものが実はブレーキになりかねないのかなというふうにもちょっと思っているのですけれども、そうしたことも含めて、昨日関藤議員と渡邊議員に教育部局からはご答弁いただいておりますので、

その整備方針も含めた中で市長部局のほうから、32年以前から整備方針を行っていくという、そういうことについての考え方についてお答えをいただければと思います。

○議長 長 副市長。

○副市長 整備方針ということでございますけれども、市長は何度かご答弁させていただいたと思うのですが、32年に新しい整備方針を立てるということは事前に当然そういう検討は進めていかなければならないと思いますし、前倒しという意味ではないですが、そういうものはしっかり32年度に向けて検討していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○本間議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人です。議長のお許しを得ないで登場いたしまして、大変申しわけございません。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

#### ◎1、市役所庁舎管理

##### 1、執務室として貸し付ける場合について

##### 2、会議室等の一時的な利用許可について

まず、市役所庁舎管理ということで、庁舎内に図書館が入り、庁舎の有効活用が進んでおります。さらなる有効活用を促進するために、庁舎の活用について検証する目的で伺います。まず、本庁舎内の床を貸し付けている法人、団体には、国際交流協会、観光協会などの民間法人、また中空知広域市町村圏組合、中空知広域水道企業団など一部事務組合があります。団体とは申請や許可、契約などを書面で交わしていると思われませんが、賃貸料、水道光熱費等の金額とその根拠について伺います。また、これまでに貸し付けた法人や団体の一覧について伺います。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、現状についてでございますが、行政財産使用許可に関する根拠といたしましては、地方自治法の規定上は、行政財産はその用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとしておりまして、申請により行政財産の使用許可を受けた団体等に対し、滝川市行政財産使用料条例の規定によりまして、使用している面積等により算出した使用料と合わせて第5条に規定する使用料の額に加算することができる光熱水費等の加算料金を実情に応じて徴収しているところでございます。ただし、中空知広域水道企業団に関しては、個別に協議書に基づき負担金を算出して使用されているところであり、一部事務組合の各構成市町間で統一した取り扱いをしているところでございます。

また、これまでに事務所や執務室等としての用途で本庁舎を使用していた団体についてのご質問でございますが、一般社団法人滝川国際交流協会、中空知広域市町村圏組合、滝川地域通年雇用促進協議会、滝川市職員労働組合、一般社団法人たきかわ観光協会、中空知広域水道企業団となっており、現在事務所がある法人以外では学校給食費が公会計化となる前の平成26年度までは学校給

食連合会に執務室として許可をしていたところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 条例に基づいて貸しているということですが、申請書や許可証、また契約書など書面で交わしておりますでしょうか、具体的にお伺いいたします。これは、大まかにということ結構です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほどのご質問の中にもご答弁をさせていただきましたが、あくまでも申請によりということでご答弁させていただいておりますので、申請書を当然徴取して許可をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまの答弁で、普通契約書を交わして庁舎を貸すわけですから、使うための仕様書だとか、かなり詳しい契約書が私はあるというふうに思っていました、ないということですので、今後は必要なというふうに思いますが、次に貸し付けの要件について定めた例規などはあるのか、なければ対象団体の範囲や貸与期間、広さなどをどのように決めているのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 行政財産使用許可に関する要件といたしましては、地方自治法の規定におきまして行政財産はその用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるというふうに定められているところでございます。当市におきましても、行政財産を執務室として使用したいとする要望や申請があった場合には、その都度地方自治法に基づき市役所庁舎の用途と目的を妨げない範囲内であるか、個別具体的に検討し、使用の可否を判断しているところでございます。また、許可をする広さにつきましては、人事異動等の状況により毎年変化する庁舎内の使用可能なスペースの状況等を勘案しながら判断しており、許可をする場合の期間は1年間を上限としているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この質問をする上で、庁舎の有効活用をさらに進めると、職員の数が一般職で310人台にまで減っていると、こういう中で、先ほど来女性活躍センター等については新しい施設を市役所の近くに建てるというふうに前田市長が後援会の行事で述べられるなど、そういう方向ではなく、今財政的に厳しいときで我慢する時期。今あるものを大事に使うということをまずやってから、そういう新しい施設を建てるなどということを検討するのが私は筋だというふうに思います。そういう点で、庁舎の例えばワンフロアを使えば図書館のようなものができるということがもうわかったですから、新たな例えば女性活躍とかということについてもワンフロアを使えば十分できる可能性がある。そういう点で庁舎の有効活用についてどのように検討されているのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 基本的な考え方は先ほどお答えをしたとおりではございますが、まず基本的に市庁舎

の本来の役割って一体何なのだろうかという部分でございますが、いろいろ考えられる項目は多いのですが、大きくは4点ではないかというふうには実は考えております。まず、1点目につきましては、行政活動の拠点、あるいは職員の執務空間としての役割が多分あるのだろうというふうに思います。2点目といたしましては、市民サービスの提供とそういった中継的な施設の役割があるのではないかなというふうに考えております。3点目は、災害時の防災拠点としての市民の安全を守る役割というのも多分市の庁舎の機能としてはあるのではないかなと思います。4点目は、当然議会機能というのが役所の中の機能の一つに大きくあるのではないかというふうに思っています。先ほども答弁させていただきましたが、こういった本来の役割をするのが市庁舎であり、市庁舎を建てたときにも市民の委員会を立ち上げながら、こういった市庁舎を建てるべきだというような提言もいただきながら建ててきたという経過がございます。ただ、先ほど議員がおっしゃられたように、職員数がある程度減ってきているという部分もあって、有効活用という視点も当然頭に入れていかなければいけないという部分がありますが、ただ限られた面積ということになりますので、今後どういった形でさらに有効活用を図っていくかという部分については、本来業務を、本来の役割を十分それを踏まえた上で、可能な範囲において有効活用を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、会議室等の一時的な利用許可について伺います。国際交流、交通安全、まちづくりの会議や講演を市の業務と密接な関係がある場合に限り利用されていると思われま。これらの使用許可については、使用内容の範囲等についてどのような基準を設けているのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 会議室の関係でございますが、庁舎管理マニュアルにおきまして会議室の利用について基準を設けており、会議室は職員が職務に関連して会議などを行うためのものというふうに位置づけております。使用責任者は使用者の所属長とし、職務外の貸し出しはしないこととしていただいております。使用内容の範囲等について具体的に申し上げますと、本市の事務事業及び関連する会議、研修、その他の行事を行うため職員が使用する場合や国及び他の地方公共団体が使用する場合で本市職員も参加する場合は使用しておりますし、市が所管する団体の会議等にも使用しているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

## ◎2、国民健康保険

1、国民健康保険法大改正について

2、特別会計の基金残高減少と対策について

○清水議員 それでは、2件目、国民健康保険行政について伺います。国民健康保険法が大改正さ

れまして、2018年度から、再来年度から制度が変わります。北海道の方針案が11月1日に発表され、各市町村の北海道への国民健康保険事業費納付金、保険料総額の第1次仮算定が示されました。85市町村が上がり、92市町村が下がるというものです。各市町村の平均保険料額は、新たな制度によるスケールメリットや2018年度から国が1,700億円投入するといっても、一律に安くなるどころか、ほぼ半数が上がるというものです。滝川市は仮算定で7.2パーセント下がるとされていますが、実情は基金がなくなり、一般会計から繰り入れを開始しなければ逆に7.1パーセント上がります。市民は、滝川市は安くなる、あるいはこれ以上高くなれば困る、わからないなど受けとめ方はさまざまです。2018年度に向けて、市民に周知しながら進めなければなりません。市の被保険者に対する配慮や進め方をどのように考えているのか伺います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問のとおり、平成30年度から今まで市町村ごとに担っていました財政運営の責任主体、これが各都道府県に移行されます。国保制度につきましては、大きく変わろうとしております。北海道が中心となりまして、各市町村との間で運営方針策定検討ワーキンググループ、市町村連携会議などが設置され、納付金の算定方法、事務の標準化、広域化に向けての意見交換、そして協議が重ねられているという状況でございます。ご承知のとおり、11月1日には全道市町村説明会で納付金の第1回仮算定数値が公表され、北海道国民健康保険運営方針の素案も示されたところです。今後の納付金算定スケジュールといたしましては、来月1月中旬に第2回の仮算定結果の公表があります。7月に納付金算定方法が正式決定されます。また、10月に本試算の実施、平成30年1月に市町村ごとの納付金額と標準保険料率などの決定が予定されております。

ご質問の今後の制度の周知につきましては、現時点では確定していないことが多いことから、道が示す内容が明らかになり次第、広報や市公式ホームページなどで市民の皆さん、被保険者の皆さんに周知していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 道の考えが明らかになり次第という表現をとられましたけれども、仮算定は2回しかやらないのですよね。1回目はもう出されたわけです。だから、そう大きな変化はないと、しかも運営方針案までもう具体的に出されていますから。だから、いつになったらそういった説明ができるというふうに考えていますか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の第1回目の算定、来月2回目の算定ということで、その辺が示されれば、ご質問のとおり大体の目安ができるというふうに考えております。ただ、申しわけございません、後ほどに清水議員からの質問にありますとおり、私ども29年度予算を今シミュレーションを立てて予算積算中でございます。28年度決算、29年度予算とご質問の30年度以降の制度改正、この部分をあわせ持って考えていきたいというふうに考えていますので、その時期については29年度いろんな部分で変わるのであれば、3月の議会にも予算委員会でもご議論いただいて、その結果について、例えば4月の被保険者の皆さんに保険証を通知するときに、制度もこういうふうに変わ

る、30年度に変わります、29年度こうですということもありますし、6月の納付書発付のときにもお知らせできるのではないかなというふうに今事務レベルでは考えております。検討中でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私の通告そのものがまずスケジュール的なことを聞いて、それから実務ということで、実務を聞かないと、答弁でそういったことが明らかになるというのは部長の言われるとおりですので、次に進みたいと思います。

道が公表したのは2つの係数で、計9種類の試算なのです。平均的と言えるものが新聞に出たと。そこで、全9種類の仮算定から調整分を差し引いた額が9億円余、比較対照となる現行の保険料総額が10億円余ということで、これから基金取り崩し額を除いた8億7,970万6,000円、これについて2分の1ということで、現行よりもどれくらい上がるのか、下がるのかということで上限、下限の範囲を伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の今回道が仮算定した数値は、30年度以降各市町村が決める保険税の基礎となる数値でございます。道から市町村に対して道に納めるべき納付金が示されますので、各市町村はこれをもとに保険税率を決定した上、賦課徴収して納付金として道に納めることとなります。道が公表しました納付金の仮算定の計算方法は、各市町村間でばらつきのある医療費水準、所得水準、この2つの係数を用いて、その反映度合いを高く見る、中間で見ると、低く見る、それぞれ3段階の数字を設定し、これらをかけ合わせました9種類のパターンで仮算定されており、今回公表されたものはそのうち平均的な1種類、9種類のうちちょうど真ん中ぐらいの5番目に高い数字というふうになってございます。ご質問の仮算定で算出された納付金から特定健診負担金などの調整分を差し引いた額、それから現行の保険料総額から基金取り崩し分を除いた額の差額について、ケース1からケース9までの9種類の滝川市分として示された差額の下限と上限の範囲ということで、そういったご質問なのですけれども、下限につきましては、下限といいますと納付金額が最も低いというところでございますが、約3,100万円、割合でいうと約3.5パーセント、上限で納付金額が高いパターンですけれども、約9,500万円、割合でいうと約10.8パーセントと、いずれのパターンにおきましても保険税収入が足りないという結果になってございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この仮算定についてのご認識を伺いますけれども、給料が312万円の世帯で2人世帯です。この世帯で所得200万円になるのですが、38万7,000円という保険料試算を道は出したのです。7.1パーセントでこれですから、10.8パーセントということになると恐らく40万円を超えるのです。現行よりも38万7,000円ですら2万8,000円高くなる。これが3万円、4万円も高くなるということでは、現在ですら高過ぎる国保税がこれ以上高くなるということについて可能性があるということについて認識をお伺いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどご説明した部分ですけれども、この仮算定には調整分と、それから基金取り崩し分が滝川市においては入ってございます。これが入っているということは、道が求める標準税率、標準的な税率というのは、各市町村で赤字になっている部分を例えば滝川市の場合は基金を取り崩して補填している、それから繰り上げ充用しているまちもあります。それから、法定外繰り入れと言われる一般会計から繰り入れて補填していると、こういうことが仮算定に入っているものですから、標準税率を積算するとき、計算するときそれが入っていてこれぐらいですということがあります。また後ほどの質問にもあろうかと思えますけれども、現在滝川市の国保財政につきましては5年連続で赤字となっています。しかしながら、この赤字は、基金があったものですから、被保険者の負担も考えますと基金を崩して補填しようということでやってきました。その部分の差と、それから今度標準税率の差ということであれば、これは各市町村で赤字を穴埋めしている、補填しているというところにつきましては、その標準税率に合わせるためには段階的に上がっていくだろうというふうには考えます。でも、それは今検討中でございます。ですので、その辺も含めまして、清水議員がおっしゃりたいのは被保険者の負担、急激な負担は大変ではないかというご質問でございますので、現在その辺もあわせ持って検討しているところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 本当に難しいなというふうに聞かれている皆さんも思われたというふうに思いますが、次に移りますけれども、説明会資料で各市町村において議論していただきたい点を4点挙げておりますが、市の考えと道に対してどのように回答するのかを伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 道の要望時期につきましては、第1回目の仮算定後に11月9日提出期限ということで、その際詳細がわからなかったということで特に要望はしてございませんが、今後第2回仮算定もありますので、その都度要望できるということでございますので、滝川市といたしましても、基本的に北海道としては将来を見据えて所得、医療費の水準を考慮して各市町村の保険料を平均的な水準に近づけたいという考えを持ってございます。滝川市だけを見ると、所得水準は全道平均よりも低い、医療費水準は全道平均よりも高いという現状がございまして、今回の仮算定結果でも見られますように、医療費水準の反映を小さく、所得水準の反映を大きく見たものが最も負担が少なくなるというふうに考えています。市民の皆さんのご負担を考慮した場合には、滝川市にとって不利とならないように、いずれにしてもほかの市町村とのバランスもありますから、総合的に考えて滝川市としての要望を伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、納付金額及び標準保険料算定に向け、600項目以上のデータを市町村が用意し、北海道に提出するとされておりますが、具体的な内容を簡単にお伺いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の今回の仮算定を行うため、市町村基礎ファイルと呼ばれるデータ、市町村登録マスターと呼ばれるデータを道に提出しています。市町村基礎ファイルの具体的な内容につ

いては世帯数、被保険者数、所得や医療費などの情報185項目、市町村登録マスターの具体的な内容につきましては税の算定方式、これは滝川市の場合は3方式ということで所得割、均等割、平等割、それから賦課割合などの情報24項目と、実際に提出しているデータは200項目余りとなっています。これらのほかに、通常業務で報告しています月報、年俸などの数値、医療費水準、所得水準などの数値を用いて道は算定したということで、こういったデータを道に提出してごさいます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 以上を踏まえて、制度が複雑でよくわからない。しかし、負担増になる可能性が高いと。部長答弁でも段階的というような表現が使われました。しかも北海道は、わずか3カ月後の来年3月上旬にパブリックコメントを行うなど、道民置き去りの姿勢と言わざるを得ません。仮にも自治体が差し押さえ権を持つ税率改定の進め方として、一方的であり、性急ではないでしょうか。また、市として市民への説明を可能な限り行う必要があるのではないのでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 道のスケジュールについては先ほど申し上げたとおりでございますが、国保事業費納付金につきましては道が発表していますスケジュールによって算定が進められていくという予定でございます。30年度以降の保険税につきましては、道が市町村に配分する納付金額をもとに保険税率を決定していくという仕組みとなるために、各市町村は北海道の動きに合わせて対応していかざるを得ないというところが実際のところでございます。現在のところ確定していないことが多いということから、道から示される内容が明確になり次第、私どもも広報、いろんな手段を使って市民の皆さんへ周知していきたいということで、性急か性急でないかということにつきましては、これは数年前から社会保障等のいろんな国の考えの中の一環でございますので、そういった中の国保改革ということでございますので、その辺については性急か性急でないかということになりますと、私個人的には性急ではないのでないかなと。ただし、市民の皆さんに示される数値について、これについてはやはり早く決めてお知らせしなければいけないというふうに考えています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 性急か、性急でないか、また一方的かどうかという、私はその基準は道民、市民がわかるか、要するに説明がわかるか、またそれについていいのか悪いのかということ判断できるのか、こういったことが、そういうふうにしなげら、わかるようにしなげら進めていくという点で一方的、性急と私は言っているわけです。行政を行う職員の皆さんにとってということは、私は一切聞いておりません。ですから、そこは答弁のときに押さえて答弁をしていただきたいのですが、それではパブリックコメントを道民に求めるときにどの程度のことを理解されていなければならない、あるいは知らされていなければならないというふうに思いますか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 私としても、先ほどの答弁は被保険者の皆さんとか市民の皆さんはどう思うのかという立場で申し上げたつもりでございます。制度改革の大まかな部分についてはわかりやすく、市民の皆さんがわからなければいけないなというふうに当然思っております。その中で、ご負担は

どうなっていくのか、それからもっと言えば国から都道府県に行く例えば1,700億円、3,400億円、これはどういうものに使われるのかとか、軽減はどうなるのかと、そういった部分についてはやはり説明していかなければならないなと思います。

話は戻りますけれども、道のパブリックコメントについては、意見を求めるのであれば、そういったわかりやすいパブリックコメントの前段ということになろうかと思います。その辺は、道はそういうふうを考えているのではないかなというふうに思っております。私どもは、市としては皆さんにわかりやすい形でどういうふうにお伝えしたらいいのかなということで、これは日々考えておりますので、お待ちいただければと思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 このパブリックコメントは、運営方針案の中に先ほど部長が言われた所得係数とか医療費係数とか、そういったものが全部組み込まれるのです。ですから、ほとんどこれで保険料、要するに滝川が納めなければならない納付金の金額もほぼ決まる。決まる前提が出されるということですから、そこでお伺いいたしますけれども、今一生懸命考えている、それは理解はできるのですが、恐らくパブリックコメントが3月ということは1月、2月、遅くても1月末ぐらいには広報掲載や市民説明会が必要だというふうに思いますが、そういったスケジュールで進めれるのかどうか伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 少し誤解があったら申しわけないのですが、道のパブリックコメントは道が、別に逃げているわけでありません。道が今進めようとしておりますので、そのやり方についてはお知らせもあるでしょうし、見ていきたいなというふうに思います。市といたしましては、例えば道が示すパブリックコメント、これにつきましては例えば運営方針というものを道がつくりますので、これが決まれば、その運営方針の中に細かい部分が決められて、その方針は3年に1度見直すと言われておりますけれども、それに基づいて計算されるということでございますので、これにつきましては市のほうとしては時期的な部分もありますから、それはちょっと先でございますので、それは道の動向を見ながら、先ほど申し上げましたとおり市も考えていきたいということで、今現状はそういったことでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、運営方針案の中に係数は具体的な数字として載らないというふうにおっしゃったのですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 申しわけございません。載るとか、載らないとか、私は言ったつもりはございません。基本的には方針案には細かい部分が出ておりますので、当然計算方式も出てくるということでございます。その認識は同じではないかなと思うのですが、ちょっとご質問がわかりません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 先ほど申し上げましたように係数が決まるということは、滝川市も先ほど最高10.

8パーセントまで上がるということですから、これが決まるということなのです。それが3月のパブリックコメントで意見に対して問題なければ、そのまま決まってしまうということなの。これは道議会は通りませんから、運営協議会で決めるわけですから。ですから、この3月ではほぼ方向とか中身が決まると言っても過言ではないのです。私は、先ほどから答弁を聞く中で気になることがあります。道がやることと市がやることと分けて言っておりますが、新たな制度は道と市が保険者になるのです。市と道は対等なのです。ですから、滝川市の国保については道と滝川市が対等で運営するということになるわけです。だから、道がやるというのではなくて、そこでは3月までに滝川市の将来も決まってしまうのです。だから、1月末までに説明会や広報掲載ができるのかということをお聞きしたので、道の責任ではない、市の責任でやらなければならないということを私はお聞きしたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 基本的に清水議員がおっしゃるとおりで、私の答弁がそういう誤解を招いたのであれば、それは訂正したいと思います。私としては、これは皆さんお思いだと思いますけれども、道が運営主体の責任になりますけれども、市町村とあわせての共同事業でございますので、その認識は同じだというふうに思います。時期的な部分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、道の説明のものをきっちり、運営方針が出てくると思うのですけれども、その辺を見きわめながら、どう市民の皆さんに伝えていくのかなということでも当然検討したいということで、先ほども申し上げましたとおり、市民の皆さんにはわかりやすくその制度について、制度と税率がこうなりますというのは若干違うと思いますので、制度についてあらかじめ方向が見えればお伝えしなければいけないというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この質問は、次の第2件とあわせるということがさらに話を難しくしているのです。特別会計の基金残高減少と対策についてということでお伺いしますが、市の国民健康保険特別会計は2007年度まで一般会計から法定外繰り出しを行ってまいりました。しかし、2008年度からは市の一般会計からの独自支援はありません。基金残高は、2015年度末、ことしの3月末に1億1,449万円まで減少し、今年度は次年度以降の資金を繰り上げ充用する方針です。一般会計からの法定外繰り入れがありませんので、特別会計は単年度赤字となり、保険料引き上げの考えがことしの9月の決算審査特別委員会で表明されております。そこで、2000年度以降の保険料改定の特徴、またこれまでの市民への公表時期と説明、また進め方はどのようにされたのか伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問のこれまでの主な保険料の改定につきましては、平成12年度に介護保険法の施行によります介護納付金の賦課、20年度には後期高齢者医療制度の創設に伴います後期高齢者支援金の賦課、制度改正による改定を行っておりますが、それ以外ではおっしゃるとおり16年度に赤字解消のため抜本的な税率引き上げを行って以来、基本的には10年以上大きな見直しを行っておりません。また、あわせまして、22年度には資産割を廃止しているところでございます。税率改正の市民周知ということにつきましては、皆様に議会での議決をいただいた後、広報、ホー

ムページ、こういったもので事前に周知をし、また6月の当初納付書発送時に再度改正した内容の通知文を同封するなどして市民への周知に努めたという経過がございます。

経過については以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、これまでのことをお聞きしましたので、確認をしたいのですけれども、これまでは議会の議決前に市民へのこういう計画がありますという説明は一切したことがないということでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 議会前ということになれば、市の国保に関する大きなものについては国保運営協議会、それから厚生常任委員会、そういったところでの伝え方、それからそのときに提案するという新年度の提案ということは前年度の決算において決算審査特別委員会でこういう現状ですとお伝えしています。ただ、それを特別に広報等で周知したことはないのではないかなというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 そういったことが私としては信じがたいのですけれども、こんな大事なことが市民に知らされずに議会にかけられるということ自体がちょっと常識的ではないなというふうにまずは思うのですけれども、そういったことを踏まえて次に移りますが、2018年度、つまり国民健康保険の制度の大改正です。これに向けては、全国的に市町村が保険料の引き下げ、引き上げを検討することになります。見直し論議を行うのであれば、保険料を支払う市民の立場に立って進めるべきです。現状では2017年度からの保険料引き上げはあり得ないと考えますが、お伺いいたします。引き上げというより、引き上げ提案です。引き上げを議会に出すとか、そういうことについて伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 国保財政につきましては、平成27年度末の決算時において国民健康保険準備基金について1億3,600万円を取り崩し、基金残高が現在約1,500万円を切るという大変厳しい状況にあります。30年度の都道府県化の新制度スタートを前に、29年度からの税率見直しも視野に入れて検討している最中でございます。これまでの税率改正に加えまして、30年度以降の都道府県化によります納付金の制度もあわせて検討していかなければならないと、現在鋭意検討しているところでございます。国では30年度に急激な負担増とならない形で29年度からソフトランディングできるように計画的に進めることが必要であるというふうに国も指導しておるところでありますので、そのことも踏まえまして、保険税率の改定については冒頭でも申し上げましたとおり、現状についてはそういったことで今積算しているところであります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 29年度からソフトランディングという言葉が出たということは、29年度、来年4月からの保険税引き上げを議会に出してくる可能性が示されたと、私は表明されたというふうに思

います。税率の改定を行うかどうかというのは、市民も当然自分たちが払う税金あるいは保険税でいろんなことができるわけですから、それについては考えるところなのです。しかし、それが知らないうちに決まるということでは、これは全く納得できない。まして、これまでの特に平成16年度については、赤字解消目的の大幅改定が全く市民に知らされずに議会に出されている。こういうことでは、とてもではありませんが、私は問題だというふうに思いますが、もしやるとしたらこれまでのような進め方を踏襲するのか、それとも市民に早い段階で示すとか、そういうことをちゃんとやるのかお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほど来からの30年度以降の制度改正、この部分と今の質問と分けて考えなければいけないというふうに私どもは思っております。先ほど申し上げましたとおり、23年度決算以来基金を取り崩して実質の収支赤字を基金でフォローしてきたということがございます。また、税率改正も10年間改正してこなかったということもございます。しかしながら、例えば赤字が出たときに基金の取り崩しも含めて税率も見直していけばよかったのかなという方法論もありました。しかしながら、負担なざる加入者の皆さんのご負担を軽減するために基金から崩そうということでこの5年やってまいりました。しかしながら、今、言葉は適切ではありませんが、基金が底をついてきたということで、税率改正とかいろんな手法がございますので、その手法についていろいろ今検討しているところでございます。しかしながら、数字については、税率改正でございますので、正確な数字、11月より12月とか、より実際に近い数字でシミュレーションをしなければいけませんので、今作業がちょっとおくらせているところでございます。今の作業の中で、不足するのであればどれくらい足りないのかということで今作業中でありまして、その部分で検討していくところでございます。

また、国保の改正につきましては、市民の被保険者の代表の皆さんもいます国保運営協議会、これは諮問機関でございますので、そこでの協議というところは大きいというふうに考えておりますので、私どもはそこでご議論いただきたいなというふうに思っています。しかしながら、期間が短いというお話ですけれども、29年度の予算はどうするのだといったところがありますので、どういう組み方というのは今検討中でございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁では、結局数字、細かい数字ですよ、7.1パーセントにするのか、7.05パーセントにするのか、それとも7.045パーセントにするのかという話をするほうが市民に大きな計画を今進めているのだということを知らせることよりも大事だという答弁なのです。

市長にお伺いいたしますが、税を変えるということは政治の基本中の基本です。これが議会に出される前に運営協議会等で市民に計画を説明したということに私はならないと思います。やるのなら正々堂々と市民にきちんと、もし29年度からやるのであれば1月冒頭から市民説明会を開くなど、きちっと市民の考えを聞くことについての市長のお考えを伺います。

○議長 長 副市長。

○副市長 先ほどから清水議員は国保税の話をされて、市民説明が必要だと。私どもでは、今回の税だけでなく全てのものに予算を決定していかなければならないというふうに考えています。先ほど部長が答えましたけれども、早期にやれることはやっていきたいとご答弁させていただいております。早期にできることはやっていきますけれども、これ一つをもって予算組み全てを説明することも不可能だというふうに考えていますので、早期には対応したいというふうに今この場ではお答えさせていただきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、これ以上政治家が大事にしなければならないことはないというふうに思うのです。来年度の予算は1年間のことなのです。しかし、税率を変えることは、例えば今回であれば10年間ずっとそれが基本になっているのです。そういったものを市民に知らせないで進める。こんなことは、刷新あるいは民間感覚、市民の常識をちゃんと理解しながら進めるという前田市長の政治姿勢とは私は合わないというふうに思います。市長の考えをお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの清水議員のご質問、私の政治姿勢にかかわる大きな問題だという話でございます。確かにそうだと思います。刷新を掲げました。さまざまなことも変革をさせていただいてきたつもりですし、情報共有、市民の皆様方に政策形成過程を少しでも伝えるような努力もさせていただいて、市民の皆様方の前で今までの私の市政報告会もさせていただいております。そのような形の市民の皆様方へのいろんな周知を心がけているところでございます。今回の国保につきましても、先ほど来答弁させていただいておりますとおり、慎重に判断をしなければいけないということでもございまして、議会の皆様方、厚生常任委員会、また国保協議会等とも議論をしていくわけでもございます。また、この料率の引き上げ等々は国保以外の市民の皆様にもかかわる問題でもございますので、その公平性、さまざまな観点から考えていかなければいけないという大きな問題であろうと思っておりますので、慎重に判断をしながら早期に皆様方にお話しするような努力はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 次に行きますか。

(「行きます」と言う声あり)

○議長 長 そしたら、ここで。

それでは、時刻が12時近くなりましたので、この辺で休憩に入らせていただきたいと思います。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時59分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の一般質問を続行いたします。清水議員。

### ◎3、保育行政

#### 1、保育士の正規・非正規の仕事と責任について

○清水議員 それでは、3件目、保育行政ですが、保育士の正規・非正規の仕事と責任について伺います。平成28年第3回定例会で、市立保育所の正職員、嘱託職員、臨時職員の人数と割合、仕事の内容について答弁を得ました。賃金は正職員570万円、また嘱託職員が200万円、時間はほぼ同じです。嘱託職員の年収は、正職員の35パーセントでした。その後勤務実態を調査したところ、正職員13人は内訳として所長が2人、組担任が10人、副担任が1人です。嘱託職員は、担任が3人、副担任が2人です。また、臨時職員14人は、全員が担任、副担任以外でした。そこで、嘱託職員全員が副担任以上である実態と副担任の正職員がいるのに5人中3人の嘱託職員が担任という実態で、職務内容と責任については市の嘱託職員についての例規や慣例、申し合わせとの関係で問題はないのか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 嘱託職員の保育士の職務内容につきまして明記しているものはなく、正職員、嘱託職員にかかわらず、保育士業務を行っており、正職員、嘱託職員で大きな差異はございません。嘱託職員が担任のクラスは、滝川中央保育所では2歳児クラス、二の坂保育所では2歳と4歳児クラスで、いずれも1階の幼児のクラスとなります。同じ1階の正職員の主任や担任が嘱託職員の担任に対し、保育計画の推進、諸記録の作成などの指導、助言を行い、嘱託職員をカバーするようにしております。また、第3回定例会でもご答弁申し上げましたとおり、保育会議、保育所だよりの作成、給食費の徴収の業務につきましては正職員のみ職務としており、嘱託職員の職務と差異を設けております。嘱託職員は正職員の管理、指導のもとにあり、その責任では大きな違いがあると考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 もう少しわかりやすい比較で言うと、組担任をされている正職員が10人、同じく組担任をされている嘱託職員は3人なのです。給食費の徴収や計画づくりなど、違いがあるということはわかりました。しかし、まず組担任としての仕事、そこに限定すると何か差異はありますでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど申し上げましたとおり、担任業務の中には保育計画の作成もございしますが、それについては正職員がカバーをしながらやっております。しかし、担任業務としての違いはございません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 一応担任業務の中に計画の作成とありますが、これはどの程度の業務内容なのでしょうか、1年に1回とか、あるいは1年に12回とか、あるいは時間数とか、概要で結構です。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 保育計画につきましては、市の業務と同じでございますけれども、まずは年度、1年間の業務見込みを立て、その都度月の見直し、また入ってくるお預かりするお子さんの人数、異動に伴いまして見直しを常時かけるという流れになります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 組担任の仕事の中に保育計画があると言いましたね。ということは、嘱託職員が組担任をしている組の保育計画に係るものは別の組担任がやっているということですか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今お話しのと違えます。保育計画については担任が責任を持ってやることになっておりますが、嘱託職員が担任をしている場合は正規職員または所長等の意見を聞きながら作成するということになります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 嘱託職員と正規職員の仕事の内容と責任については、特に明示されたものはないと言われました。しかし、正職員と非正規職員は明らかに違うべきものなのです。給料が3倍違うのですから。そういう点でなぜこういったものが明記されていないのか。今後こういったことについて見直す場合には必ず文章化ということが私は必要だというふうに思います。そういったことを文章化していく考えについて市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど来部長から答弁させていただいているとおり、ただいま明確に区分けをされておりますので、文書化する必要はないと思います。

○議 長 清水議員。

#### ◎4、健康づくり

##### 1、健康づくり器具の利用促進について

○清水議員 次に移ります。健康づくり行政ですが、健康づくり器具の利用促進について伺います。滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川のように充実したトレーニング機器については、根強い愛好者に利用されております。その利用状況について伺います。

○議 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川は、中高年齢労働者等の心身の健康保持、体力の増強、教養、文化の向上等のために便宜を供与するとともに、福祉の向上を図る目的として昭和62年に旧雇用促進事業団が設置し、その後滝川市に有償譲渡されました。トレーニング施設につきましても当初から設置されたものであります。トレーニング室の利用状況につきましては、過去3年間の利用者数は平成25年度が3,914人、平成26年度が4,340人、平成27年度が5,721人でございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 一方で、自動車がなければ行けない場所でもあります。健康増進のため利用者をふや

す対策として、自動車でなくても行きやすい場所に移すことを検討する必要があるのではないでしょうか。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 サンライフ滝川は、平成15年に公用、公共目的として平成29年7月までを使用条件に有償譲渡されました。そのため、指定期間内における用途変更は認められないこと、また利用実績が伸びており、サンライフ滝川の収入が増加していること、以上2点を踏まえ、指定期間内においてはトレーニング室の場所を移す考えはございません。なお、自動車をお持ちでない方につきましては、路線バスが施設まで運行しておりますので、ぜひバスをご利用いただき、施設をご活用いただきたいと考えていますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 5,000人強の利用で、250日開館として1日20人ですよ。決して私は多いとはとても思えない。ふえてきていることは間違いないけれども。今健康づくりが老若男女、これが医療費の削減にもつながるといふことで、より利用しやすい場所に移すことについては私は異論のないことだといふふうに思うのです。そういう点で、今コンパクトタウンといふことで3つのコンパクトタウンを設けている。それぞれにそういう機能が本当にあるのかということや、あるいはあの設備そのものが本当に筋力を強くする。スポーツ愛好者向け、あるいは体力維持というさまざまな設備があるわけですが、そういったことについても保健センターの専門職員の意見を聞きながら、これからの健康のまちづくりに役立てるために場所等も検討することについて市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 清水議員のご提案として受けとめさせていただきます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

## ◎5、高齢者福祉

### 1、中央老人福祉センターについて

○清水議員 それでは、最後になりますが、5点目、高齢者福祉について伺います。中央老人福祉センターについては、公共施設マネジメント方針に基づき、中央老人福祉センターのあり方を検討する市民会議が設置され、2月から9月まで9回の検討会を行い、10月、最終報告書がまとめられました。老人クラブの活性化を初め、高齢者が生き生きと生きがいを持って暮らすことができるような仕組みづくりが検討されました。大変重要です。一方で課題もあります。今後の進め方について伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中央老人福祉センターのあり方について今後の進め方ですが、10月12日、市民会議から提出いただいた最終報告書の内容を踏まえた上で、高齢者の方の活動がより活性化できるよう、組織、仕組み、拠点づくりなどについて引き続き検討を行い、一定の方針を決めました上

で老人クラブ連合会を初めとした関係団体等と協議を行い、進めてまいりたいと考えております。  
以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、報告書でも今後は諸課題の解決に向け、市民諸団体と議論を重ねる必要があるというふうにも書かれております。そういう点で、まずこれも来年の3月までにはもう決めてしまふのかという懸念もあるところですが、お伺いをいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現時点におきまして、来年4月の廃止は予定しておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今中老センターにおいては、利用者に対するアンケートがとられている。その中で土曜の利用についても書かれている項目があるということなのですが、来年4月から一定の何か変化をつくるというようなことについては検討されていますか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にあります見直しを含めたということでは、予定は今現在ございません。現在施設において行っておりますアンケートにつきましては、管理代行をお願いしております老人クラブ連合会さんのほうから、土曜日の利用者が少ないということ、またそこに事務職員が利用者が少ないにもかかわらず詰めるということ、それから向こう側のほうから土曜日の休館を検討してみたいというご提案を受け、市として、では利用者の方にそれに対する不便はないのかを確認していただくためにアンケートについてお願いをしておるといった状況でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、報告書では組織、仕組み、拠点をつくった上で、中央老人福祉センターにかわり、身近な活動拠点、滝川ふれ愛の里、中心市街地などの新たな公共の場を利用などとまとめています。そこで、まず1点目、地域ごとに分散してサークル活動を行うということを考えているのか。2点目として、コミュニティ施設は児童センターや放課後児童クラブ活動で時間帯によっては高齢者が利用しにくくなっているのではないのでしょうか。また、3点目として、現在のセンターにある健康ぶら下がり器など幾つかの健康器具については、次の拠点なり、新たな公共の場に移設について考えているのか。また、4点目、現施設はボイラーなどの更新が避けられないようですが、施設が使える期間はまだあると。しかし、設備的にかえなければならないということであれば、浴室用は小型ボイラーとし、暖房はFFストーブを使用するなど、拠点が、あるいは新たな公共の場が決まるまでの施設維持を検討すべきではないかと考えますが、お考えを伺います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 市民会議における議論を踏まえて回答いたします。

まず、1点目、地域ごとに分散するのかということにつきましては、現状多くのサークルや単位老人クラブの活動がより身近な地域で行われております。中央老人福祉センターを利用されているサークル等は、サークルが9団体、単位老人クラブは1団体と認識をしております。一方、老人クラブ連合会が日常的に主催する事業は舞踊講座の1事業となっておりますが、老人福祉センターの

主催事業の開催場所については現在の場所ではバスの本数やバス停からの距離、駐車場の狭さなど課題が多いとの意見が出ています。2点目の質問にも関係いたしますが、市民会議では日常的な活動についてはより身近な場所でより多くの世代や団体が交流できる仕組みをつくることが望ましいとの意見が出されております。この点を踏まえまして、地域での活動が充実できるように取り組みたいと考えております。

2点目でございますが、コミュニティ施設は時間帯によっては利用しにくいというご質問でございますが、単純に現在の利用団体が利用場所をコミュニティセンターへ移動しようとした場合、時間帯での重複の可能性がないとは言いきれませんが、この市民会議において議論されたのは、今後はより多世代、多団体交流をしたいとの意見が出されておりますので、交流活動ができるような工夫が必要であると考えております。

3点目、現在のセンターにある健康器具についてですが、市民会議において具体的な移設の議論は行われてはおりません。報告書にあります滝川ふれ愛の里を健康増進の拠点とする場合は、滝川ふれ愛の里は食と健康の養生館であり、この施設には健康チェック相談室やリラクゼーション室がありますので、移設を行う可能性もあります。しかしながら、市として今後どのような健康づくり事業を展開するのかをよく検討し、既存の健康器具の活用の有無も含めて検討することになるというふうに考えております。

4点目、次の拠点が決まるまで施設維持を検討すべきとのことにつきましては、市としても次の組織、仕組み、拠点のあり方を明確にしていくことが必要であると考えております。施設設備の老朽化に伴いまして利用者に影響を与えることがないように、一方財政的には非効率にならないように努めなければならないというふうに考えております。市民会議においては、委員長から高齢者は磨けば光る貴重な資源であり、今後のまちづくりに活用しない手はないとのご発言もありました。市としても生涯学習のまちづくりを進めておりますので、高齢者の活動がより活性化できるような新たな組織、仕組み、拠点づくりをスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今の4点目の設備に関しては、要するに既存の設備が新しい拠点等が決まるまでまだ使えるという判断をされているということなのではないでしょうか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 既存の設備につきまして、特にボイラー等でございますけれども、やはり老朽化が著しいという問題点はあると思います。ただ、現状としてきょう、あす使えなくなるという状況ではないというふうに判断しておりますので、現状の中ではそういう使い方をしたいというふうに思っておりますが、とにかくできるだけ早い段階に組織、仕組み、拠点づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 スtockマネジメント計画では方針を6つ挙げているのですよね、基本方針として。

そのうち、方針の2ですね、要するに公共施設の複合化、集約化ということ、またこの中労センターについては身障者センター、また三世代交流センター、これとの関係も当初は触れられていたというふうに思うのです。これについては、計画が少し変わってきているということなのでしょうか。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 今計画が変わったのかということでございますけれども、特に計画を変更したということはございません。カテゴリーとして福祉3施設というものを公共施設マネジメント計画の中に記述をしたという部分でございまして、それぞれの施設の状況、それからそれぞれの施設の運用方法なりを総合的に判断をしながら公共施設マネジメント計画の中で現状として進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これは滝川市公共施設マネジメント計画の本文なのですけれども、ここの中でこの3施設について特に書かれているというふうに思うのですが、多機能化、集約化あるいはユニバーサルデザインなど、そういった言葉をつけて、そういう集約が必要なのだということです。だから、そういった方向が完全にもうなくなったということであれば、今利用されている方たちもそういうことなのだなという理解になると思うのです。ただ、それはそれで生きていて、新たな拠点ということではどちらの方向を目指しているのかなということにもなると思うので、お伺いいたします。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 まず、今ありました公共施設マネジメント計画の中のユニバーサル化、複合化でございますが、これをなくしたということは全くございません。今回の中央老人福祉センターの市民会議の中でもこの議論をされております。少なくとも複合化が必要であるとか、現状としてユニバーサルデザイン化がされていない中央老人福祉センターの問題点などを挙げていながら、今回の委員会の報告書となっているということでございますので、公共施設マネジメント計画との整合性がとれていないということはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 最後に、あり方市民会議を経た。これから進めていく上で市民諸団体といろいろ話していくということについて、どのような団体とどんなスケジュールで進められていくのかということをお伺いします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 具体的な団体名として決定しているとすれば、老人クラブ連合会さんだと思います。ただ、その協議の中で展開していく目標、方針によってはいろんな団体にまた加わっていただくこともあると思いますので、現時点では未定でございます。

○清水議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程の追加について

○議長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますので、追加日程表を配付いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第3から第7までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第3 議案第8号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第3、議案第8号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例提案の趣旨でございますが、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じ、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うことを内容とする地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が今月2日に公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、改正したいとすものがあります。

それでは、議案第8号参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第1条関係）でございます。

第9条第1項ですが、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組希望里親に委託されている子等を加えるもの

であります。

第4項ですが、以降2ページまで全3項の育児に係る規定について、要介護者を介護する職員について準用する規定でありますので、お目通し願います。

3ページをお開きください。第12条ですが、休暇の種類に介護時間を新設するものであります。

第16条第1項及び第2項ですが、介護休暇の期間について現行の連続する6月の期間を3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間に改正するものであります。

第16条の2ですが、介護時間の新設であります。介護のため連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる制度を設けるものであります。なお、勤務しない時間は無給となります。

4ページをお開きください。第17条第3項及び第18条ですが、こちらは介護時間の新設に伴う文言整理でございます。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条関係）です。

第2条の2ですが、育児休業法第2条第1項の条例で定める者を新たに規定するものであります。改正法の施行により、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組希望里親に委託されている子に加わるほか、条例によりさらに児童福祉法に規定する養育里親である職員に委託されている児童を加えるものであります。

第2条の3ですが、こちらは条ずれでございます。

第3条ですが、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情ですが、先ほどの育児休業等の対象となる子の範囲の見直しに伴い、文言整理をするものでございます。

5ページをお開きください。第10条ですが、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情ですが、先ほどの第3条と同様に文言整理をするものでございます。

6ページをお開きください。第19条第1項ですが、こちらは文言整理でございます。

第2項ですが、第1条関係で説明いたしました介護時間の新設に伴い、部分休業の承認について当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減ずることとするものであります。

次に、附則であります。第1項ですが、この条例は、平成29年1月1日から施行するものであります。

第2項ですが、介護休暇の期間の改正に伴う経過措置でありますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。このたびの条例改正であります。いわゆるワーク・ライフ・バランスを進めるという意味では多くの職員の皆さんが育児や介護に係る新たな制度や拡充された制度を活用できることについては賛成であります。そこでですが、制度を改正しても職員の皆さんが知られなければ、これは全く意味がないと思います。このたびの制度の改正、そして

制度全体についてもこのような取り組みというのはやはり知って、知らせて、活用してこそ初めて生きてくるものだというふうには私は思うわけですが、このたびの制度の改正について、あるいはさまざまなワーク・ライフ・バランスに関する制度を含む制度全体についてどのように職員の皆さんに周知を図っていくのかについてお伺いいたします。

○議長 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 職員の周知についてのご質問でございますが、これまでも仕事と育児、介護等の両立を支援すべく、庁内イントラや研修等を通じて周知を行ってきたところでございますが、議員がおっしゃられるとおり、制度というのは活用してこそ生きてくるものだということも私どもも認識しておりますので、本条例の施行にあわせて改めて周知方法等を検討した上で、ワーク・ライフ・バランスの推進とあわせて職員にさらに周知してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 今までのこの制度の利用者の人数と、またこれからの見通し、どれぐらいふえるかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 実績というご質問でございますが、まずは育児休業につきましては平成27年度、男性、女性両方取得できる制度でございますが、女性12名という実績でございます。なお、介護休暇のほうでございますが、介護休暇につきましては27年度につきましては実績がありません。過去26年度に病院職場で1人取得をした経過はございますが、27年度については実績がないという部分でございます。実績がないからいいということではございませんが、先ほど答弁させていただいたように、さらに周知をしてこういった制度を利用しやすい環境づくりに努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。館内議員。

○館内議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第8号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休暇に関する条例の一部を改正する条例について可とする立場で討論をいたします。

近年子育てや介護に対応しながら、時間をやりくりしながら仕事をされる方々がふえている中、今回の条例改正があり、この改正は今までの制度をより利用しやすくなっているものです。ワーク・ライフ・バランスをより保ちやすくなる制度であることから、ぜひ市職員の皆様に今まで以上に活用していただきたいと思います。今回の条例改正をきっかけとして、滝川地域の一般企業においても会社規程の改善につながることを期待しております。

次に、意見を付します。今回は一般職に対する条例改正ということですが、有期雇用契約期間が

臨時職員は半年、嘱託職員は1年となっております。このため、育児休暇や介護休暇の制度の対象外に置かれております。今回の条例改正で一般職の改善はできますが、職場全体のワーク・ライフ・バランスの改善を図るためには非正規職員の雇用契約期間を1年以上に延長するなどの改革が必要であると考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

#### ◎日程第4 議案第9号 財産の取得について

○議 長 日程第4、議案第9号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第9号 財産の取得についてご説明申し上げます。

取得する財産の名称は、除雪トラック10トン専用車であります。取得の方法は地域限定型一般競争入札、取得の相手方はUDトラックス北海道株式会社空知支店支店長、川崎晃司であります。

取得価格は3,348万円、用途は除排雪業務用として使用されるものであります。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたします。この入札につきましては、記載の砂川市に支店のある2社と地域限定型一般競争入札の方法で行われ、12月1日に入札を執行した結果、UDトラックス北海道株式会社空知支店が3,348万円で落札候補者となり、12月5日の資格審査を経て落札決定者となりました。購入車両の仕様については、10トン級6輪駆動車をベース車両とし、フロントにVプラウ、車両下部に路面整正装置、左サイドに油圧式ワンウェイサイドウイングを装備したものとなっております。車両納入期限は、平成29年3月31日としております。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第5 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第5、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第1号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、教育部の社会教育課、オリンピック・パラリンピック合宿誘致推進室、図書館、陶芸センター、美術自然史館、こども科学館及び郷土館を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成27年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では契約締結施行決定書の公印押印承認者の押印漏れ、契約保証金免除の根拠条項の誤り等があること、文書関係では外勤命令兼復命簿や徴収金引き継ぎ簿等の書類の決裁印、受け付け印に不鮮明なものや押印漏れがあること、収入関係では引き継いだ現金が時期により高額になったり、課内の金庫に数日間保管している状況があること、補助金交付関係では実績報告の領収書等確認者と交付団体の会計事務担当者が同一人物で、チェック機能が働いていないこと、団体事務関係では事務局内部で決裁が終了しているが、特に規定等がない場合は会長など代表者の決裁が必要なこと、また立てかえ払いが散見することなどがありました。これらについては、関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接担当事務職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は岩橋ふるさと北辰振興会であり、監査の範囲は平成26年度及び平成27年度の事業に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通

し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、収入仕分け書及び支出負担行為承認、支出仕分け書の決裁について内部規定において事務局長決裁となっているが、実際には会長が決裁されており、整合性が図られていないため、関係規定の改正等も含め、団体に対する講評において要望いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、監査意見につきましては、特に付すべき意見はございません。

以上で報告第1号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第2号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成28年7月から9月分の例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善検討が必要と思われる事項につきましては、非常勤特別職が出席した研修会が公用車を利用した往復100キロメートルを超える出張にもかかわらず、旅費が支出されていなかったことから、講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第2号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 外国語指導助手の活用に対する財政措置の充実を求める要望意見書

意見書案第2号 J R北海道根室本線存続を求める要望意見書

意見書案第3号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める要望意見書

○議 長 日程第6、意見書案第1号 外国語指導助手の活用に対する財政措置の充実を求める要望意見書、意見書案第2号 J R北海道根室本線存続を求める要望意見書、意見書案第3号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める要望意見書の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 議長よりご指名をいただきましたので、以下意見書案3件についてご説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 外国語指導助手の活用に対する財政措置の充実を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣であります。

意見書案第2号 JR北海道根室本線存続を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣であります。

意見書案第3号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、防災担当大臣、総務大臣、国土交通大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、第2号及び第3号の3件は、いずれも可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長からの発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市長 第4回定例会閉会に当たりまして議長にお許しをいただきまして、一言お礼のご挨拶を申し上げる次第でございます。

12月7日に開会いたしました本定例会でございますが、本日までの9日間、議員各位には精力的にご審議賜り、提案いたしました議案全てに可とご認定いただきましたことに改めてお礼を申し上げます。また、一般質問等でも多くのご指摘、ご提案等をいただいたわけでございます。来年に向けての政策並びに予算等の審議においてそれらを十分考慮しながら、来年の政策等を作成してまいる所存でございますので、今後とも議員各位のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、大変今インフルエンザがはやっているようでございます。議員各位並びに市民の皆様が健やかに新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、本定例会閉会に当たりましてのご挨拶とします。

まことにありがとうございました。

#### ◎議長挨拶

○議長 それでは、第4回定例会閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

本年も定例会、そして臨時会におきましては議案審査、そして一般質問等におきまして議員の皆様方にはご審議、そしてご議論いただき、また市長を初めとする理事者の皆様方には懇切丁寧なご対応をいただきましたことに対しまして、心より感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。そしてまた、本日も熱心に足をお運びいただきまして傍聴いただきました市民の皆様方にも心より感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。本年の1月からきょうまでに至る全体の会議日数を調べさせていただきました。

本年は定例会、臨時会の開会日数が20日間、3常任委員会で28日間、議会運営委員会が17日間、そして議会改革特別委員会、予算、決算審査特別委員会、たきかわ市議会だより編集委員会を合わせまして33日、延べ100日にも及ぶ会議を開催させていただきました。皆様方におかれましては、輝かしい本市の未来へ向け、今後ともより一層ご尽力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

本年も残りわずかとなりました。どうぞご自愛の上、新しく迎えられる1年がよい1年となりますことを心よりご祈念を申し上げまして、第4回定例会閉会に当たりましての私からの御礼のご挨拶とさせていただきます。

本年1年も大変お世話になり、ありがとうございました。

#### ◎閉会の件について

○議長 お諮りいたします。

本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

よって、滝川市議会会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会宣告

○議 長 これにて平成28年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時59分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員